

目 次

基本研修

1	科目① <u>子ども・子育て家庭の現状</u>
19	科目② <u>子ども家庭福祉</u>
39	科目③ <u>子どもの発達</u>
55	科目④ <u>保育の原理</u>
71	科目⑤ <u>対人援助の価値と倫理</u>
83	科目⑥ <u>児童虐待と社会的養護</u>
99	科目⑦ <u>子どもの障害</u>
119	科目⑧ <u>総合演習</u>

本テキストは、厚生労働省ホームページ（※）掲載の『子育て支援員研修に係る「指導略案」及び「標準的な履修・指導内容の教材例」』をもとに、株式会社東京リーガルマインドが作成しています。

※ <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000123491.pdf>

（2025年4月現在、上記ページは削除されています）

1 基本研修

①子ども・子育て家庭の現状



<この科目で学ぶべきテーマ>

より良い子育て支援を考えるには、子どもや子どもが育つ基本的な場である家庭（保護者）を**正しく認識**することが必要です。

そのためには、現代社会における**地域と家庭の変容**を明確に理解し、そこから生じる**問題・課題**を認識し、これらに対応する子育て支援の具体的内容を検討・理解していくことが重要です。この科目で理解すべきことは、**地域と家庭の変容**です。

本編の内容と構成

＜本編の内容＞

本編は、厚生労働省の「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日）に定められた「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表 1 に定められた研修の内容等に準拠して作成しています。

子育て支援員研修は、子育て支援員という全国共通の資格を付与するための研修であるので、その内容は全国共通でなければならないからです。

基本研修 科目①「子ども・子育て家庭の現状」の内容等

科目名	区分	時間	内容	目的
①子ども・子育て家庭の現状	講義	60 分	<子ども・子育て家庭（対人援助を行う対象）に対する理解> ①子どもの育つ社会・環境 ②子育て家庭の変容 ③子どもの貧困及び子どもの非行についての理解	①子育て家庭と家庭生活を取り巻く社会的状況の変化について理解する。 ②家庭の意義と多様な子育て家庭のニーズと子育て支援等の現状と課題について理解する。 ③子育て家庭への支援について理解する。 ④子どもの貧困や非行などの背景の概要について理解する。

＜本編の構成＞

最初に、序章として「何故、子ども・子育て家庭の現状を学ぶのか」という点を記載し、本論に入りやすくしました。

本論は、記述の内容を理解しやすくするため、最初に「ポイント」を記載し、その単元で学ぶべきことをイメージしやすくしました。

次に、その単元の内容を詳しく説明しました。記述の方法は、口語体を使い読者に訴える方法をとりました。硬い文章を読まされ続けて、読むのが嫌になることがないようにするためです。

最後に、「子育て支援員へのステップ」として、その単元で、子育て支援員として是非とも理解しておいて欲しい内容をまとめました。

さらに、その単元に関して参考となる保育所保育指針等の関連する規定を掲載しました。保育所保育指針等は、子育て支援の基本となるものだからです。

このように、「ポイント」→「詳しい説明」→「子育て支援員へのステップ」の 3 段階方式で内容の理解が促進されるようにしました。

序章 何故、「子ども・子育て家庭の現状」を学ぶのか



＜ポイント＞

子育て支援員が「子ども・子育て家庭の現状」を学ぶ理由とは何か。

1 子育て支援員の仕事と「子ども・子育て家庭の現状」

子育て支援員とは、地域型保育事業や地域子育て支援の各事業、放課後児童クラブ等の子育て支援に関する事業で仕事をして（しようとして）いる方です。そして、支援の対象は子どもとその保護者です。通常、子どもは保護者によって**家庭**で養育されます。

したがって、支援を行うには、支援の対象者がいる基本的な場である**家庭**を理解することが必要です。

もし、家庭が何の問題もなく子育てをしているのであれば、子育て支援員という制度は不要です。しかし、現代における子育て家庭には**何らかの変化**そして**課題**が生じています。

それ故、子育て支援員という制度が創設されているのです。

それでは、具体的にどのような変化が生じているのでしょうか。

少子化、子どもの遊びの減少、子どもの貧困の増加、核家族の増加、保育所や放課後児童クラブの待機児童等の言葉は皆さんも日常よく耳にし、大きな問題になっていることはわかっていると思います。このような**子ども**や**保護者**そして**家庭**に関する問題を学び、理解することで、**子育て支援員としてどのような仕事**を行っていくべきかが理解できます。

ここに子育て支援員が「子ども・子育て家庭の現状」を学ぶ必要性があるのです。

2 「子ども・子育て家庭の現状」で学べきテーマ

それでは「子ども・子育て家庭の現状」で具体的にどんなテーマを学ぶのでしょうか。

テーマ	学ぶこと
地域社会の変容	地域社会の変容は、子どもの成長・発達に必要な「 子どもの遊び 」に変化をもたらし、さらには、子育てをする家庭（保護者）に変化をもたらします。これを理解することにより、子育て支援員のすべき業務が理解できます。
家庭の変容	地域社会の変容は、家庭に 子育ての負担増 をもたらしています。また、いわゆる大家族から 核家族化 への変化が非常に進んでいます。また、サラリーマン家庭が増加しています。このような変化が、子どもの発達に大きな影響を与えています。これを理解することで、子育て支援員のすべき業務が理解できます。
少子化	少子化 の影響、具体的には子どもの成長・発達にとっての意義、そして、社会にとっての意義を学びます。これにより、子育て支援員の業務の 社会的意義 がわかります。
子どもの貧困	子育て家庭の貧困が、子どもの成長にどのような影響を及ぼすのかを理解することは、子育て支援員として仕事を行うに際して、非常に役立ちます。

「子ども・子育て家庭の現状」では、主に以上のようなテーマを学んでいきます。

第一章 子どもの育つ社会・環境～地域社会の変化～



＜ポイント＞

子どもの発達・育ちに重要な**地域社会**の中での遊びや**家庭での生活**は、どのように変化しているか。

子育て支援は直接的には保護者の支援が中心ですが、最終的な目的は**子どもの健全な成長**です。そこでまず、子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼす**遊び**及び地域社会の変化について検討します。

1 時代と場所を超えた子どもの遊び

次頁の絵を見てください。

これは、オランダの画家ピーテル・ブリューゲルの「**子どもの遊び（子供の遊戯）**」という有名な絵です。この絵には、子どもと子どもの遊びが非常に多く描かれています（250人以上の子どもと、90種類以上の遊びが描かれているといわれています）。

細かく見ると、戦後生まれの世代の人たちが子どもの頃に行ったのと似た遊び（お店やさんごっこ、馬跳び等）がたくさん描かれているのに驚きます（皆さんには、どのような遊びが見えるでしょうか。）。

子どもの遊びという観点で見ると、**どこの国でも子どもは似たような遊びをするもの**だと誰もが思えるような絵です。国（地域）を超えた子どもの遊びです。

この絵が**描かれた時期**は、1560年頃です。数百年前です。数百年前のオランダの村での子どもの遊びと、戦後生まれの世代が子どもであった頃と、同じような遊びをしていることが確認できます。時を超えた子どもの遊びです。

これは、**子どもの成長にとって、遊びは必要不可欠なものであること**を表しているといえます。

2 子どもの遊びと発達

このような遊びの中で、子どもたちは大人になるために必要な身体能力や認知力（ものごとを理解する能力）、感情（喜び、悲しみなど）、道徳心（小さい子の面倒をみることなど）、社会性（やっていいこと・いけないこと、ルールを守ること、順番を待つことなど）を**自然のうちに**身に付けてきました。つまり、遊びによって成長、発達し、大人になっていったのです。

この遊びによって身に付けるものに加えて、家事・仕事の手伝いで身につけるもの（きょうだいのめんどろや掃除、農作業の手伝いなど）、そして地域の行事などに参加することで身につけるもの（地域社会のルールなど）で、すべての子どもたちは、発達、成長していききました。つまり、遊び、家庭での生活、地域の生活の中などで育ち、**大人（その社会の適切な構成員）**になっていったのです。

3 子どもの育つ環境～地域社会と家庭の変化

それでは、**現代社会**はどうでしょうか。

こうした地域社会での自由な遊びは、非常に少なくなっています。一定の地域では、ほぼ消滅しているといってもいいほどです。少子化で遊ぶ仲間はいなくなり、都市化で遊ぶ場所もなくなり、また、塾通いや習い事などで遊ぶ時間もなくなっています。



また、家庭は、便利な家電器具の普及、共働き家庭の増加などで、家庭内での子どもの手伝い・仕事も少なくなり、さらに、都市化に伴っての地域社会の繋がりの希薄化から地域の行事なども少なくなり、従来のように、生活の中で育つ(大人になるのに必要なものを身につける)ということはなくなってきました。

これは大げさかもしれませんが、社会的にみて非常に大きな問題です。

子どもは、

大人が自分たちの生活をしっかり行い、それに巻き込み(手伝わせるなど)、子どもの集団(集団の遊びの中で発達、成長するなど)を大事にしていれば自然と育っていく(その社会の適切な構成員になる)

という子育ての方式が成り立たなくなっています。

子育て支援員としては、まず、この状況を理解することが必要です。この状況が子育て支援員制度創設のきっかけになっています。



【子育て支援員へのステップ】

現代社会では、地域社会の中での子どもの自在な遊びはほぼ消滅し、家庭での子どもの仕事もなくなり、子どもが生活の中で自然に「発達」し、育ち、大人(その社会の適切な構成員)になっていくことは従来のように期待されなくなってきた。

【関連規定】

【保育所保育指針：第2章 3 (2)(ウ)②】

様々な遊びの中で、子どもが興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つ。

【放課後児童クラブ運営指針：第2章 4.】

その(遊び)中で、こどもは自身の欲求と相手の欲求を同時に成立させるすべを見だし、順番を待つこと、我慢すること、約束を守ることや平等の意味等を身に付け、協力することや競い合うことを通じて自分自身の力を伸ばしていく。

【MEMO】



＜コラム＞

前に説明した地域社会の変化に関連して、現代社会の変化が次のように言われることがあります。「**サンマ（三間）**」がなくなった、「**子ども社会**」が減少したと言われます。

■ **三間（サンマ）**がなくなる

かつては、子どもは、地域の人々に育てられ、成長、発達してきました。

しかし、現代においては、少子化により、地域において同年齢や異年齢の子どもが少なくなり、遊ぶ仲「**間**」がいなくなり、また、勉強や習い事等で遊ぶ時「**間**」がなくなり、また地域の開発、都市化により、遊ぶ空「**間**」がなくなっている傾向にあります。

これは、三つの「**間**」がなくなるという観点から、**三間（サンマ）**がなくなる、と言われています。

この点から地域において、子どもが遊びにより発達する環境が少なくなっています。また、地域の連携の希薄化の傾向から、地域住民の方による発達の支援も少なくなり（また、地域の行事も少なくなっている）、地域社会の子どもの発達を支援する機能が失われつつあります。

■ **子ども社会の減少**

また、同様に、**子ども社会**の減少も言われています。少子化の影響で、近所に同年齢や近い年齢の遊び相手の子どもが少なくなっています。地域のつながりの希薄化から、子どもの成長を見守ってくれる、近所のおじさん、おばさんも少なくなっています。さらに、都市化の影響で近所に遊び場がなくなっており、さらに不審者対策から外遊びをしがない、させないという状況もあります。

つまり、遊びの環境が少なくなっています。これは、いわゆる**子ども社会**（特に遊びの異年齢集団）が少なくなっている、といえます。

子どもは、社会的経験を通して、その**社会の適切な構成員となる人間**（大人）へと発達していきます。この社会的経験は、子どもが、子ども社会（特に異年齢集団）の構成員となることで経験していきます。その意味で**子ども社会**が、少なくなってきた状況は少し問題です。

一世代前の話ですが、**ガキ大将**あるいは**路地裏遊び**という言葉に象徴されるように、学校の外の地域社会で、地域の異年齢の子どもの仲間集団ができ、自主的、自治的な組織となり自律意識を高め、年長の子どもは年少の子どもの面倒をみたりして自己肯定感を高め、また集団の文化的蓄積を伝承していくというような「**子ども社会**」がありました。これが、現代では少なくなっているということです。

このような観点で、子育て支援員の業務を考えることも重要と思われます。

第二章 子どもの育つ社会・環境～家庭の負担増～

ポイント

地域社会での子どもの遊びが少なくなり、**家庭の子育ての負担**はどう変化したか。

1 地域社会の変化と子育ての責任～家庭と学校の負担増

このような地域社会全体、家庭での生活全体で子どもを育てるという、これまでの育ての方式が成り立たなくなり、子どもの育ては二つの方面で分担されるようになりました。一つは「**家庭**」で、もう一つは「**保育所や学校**」です。

■ 家庭の負担増

地域社会での子育てが少なくなったことから、家庭で行わねばならない育児項目が急増し、頭も心も体も、親が意識的に育てていくことを課せられるようになってきています。それが大変であるということから、少子化や虐待が起こってきている状況にあります。

狭い建物で育児の経験もなく、子どもを外で自由に遊ばせることもできない両親だけの核家族に、豊かな養育力を期待するのは無理があります。

■ 保育所や学校の負担増

また、保育所や学校も、本来は家庭で行うべき、しつけの機能まで期待されるようになり、それがうまくできないと嘆く保育者や教師が急増し、逆にそれに対する不満を述べる保護者も多くなっています。

保育所や学校が、しつけの場というような窮屈な場になることと、家庭が子育てに関する諸問題を抱えることとは、コインの表裏の問題です。

このように、地域社会全体、家庭での生活全体で子どもを育てるというこれまでの方式が成り立たなくなってきたのに、**それに代わる子育ての方式が創設されていないので**、このような問題が起きています。

このような問題を解決する方法の一つとして、子育て支援員制度があります。

2 「家庭の教育力の低下」の正しい意味

この点から、しばしばいわれる「家庭の教育力の低下」ということは、誤解なく正確に理解されなければなりません。

家庭にはこれまで豊かな教育力があつたのに、それが低下していると理解することは、事実ではないと思われます。これまで豊かな教育力があつたのではなく、これまでは、意識的な教育をさほどしなくても、保護者が自分たちの「生活」全体の営みに子どもたちを巻き込むこと（きょうだいの面倒や家事の手伝いをさせることなど）で、結果として子どもたちの育ち（大人になるのに必要な能力を身に付ける。）が保障されていました。

また地域が子どもの育つ場として機能していたので、地域に委ねて育てることができたのに、現在はそれができないので、家庭は多くの課題を抱えて苦勞しているというのが正確な状況だと思われます。

3 子育て・家庭支援の必要性

以上、まとめると、「家庭の教育力が低下」したのではなく、地域や家庭での生活の教育力が低下したために、家庭（保護者等）の子育ての負担が増加して大変苦労しているというのが実です。

ここに、家庭（保護者等）に対する子育て支援の必要性が生じることを、理解しておく必要があります。子育て支援員制度は、その具体例の一つです。



【子育て支援員へのステップ】

地域や家庭の生活の中で子どもを育てることが困難になってきており、家庭の子育ての負担が増加している。ここに、家庭（保護者）に対する子育て支援が必要となる理由がある。子育て支援員は、このことを理解して、活動することが重要である。

【関連規定】

【保育所保育指針：第1章 1. (1)ウ】

保育所は、入所する子どもを保育するとともに、**家庭や地域の様々な社会資源との連携**を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

【放課後児童クラブ運営指針：第1章 3. (2)】

また、こども自身への支援と同時に、**学校等の関係機関と連携**することにより、こどもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

【MEMO】



第三章 子育て家庭の変容～核家族化と少子化～



＜ポイント＞

核家族化と少子化は、わが国の社会にどのような影響を与えるか。

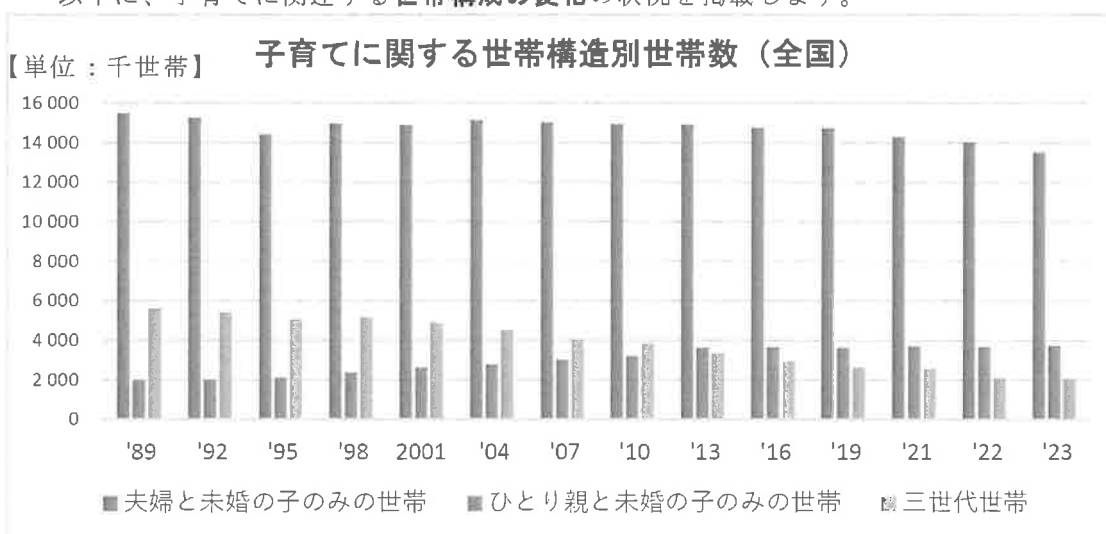
1 核家族化と家庭の負担増

■ 核家族化の現状

子どもの育ちと家庭の変化に関連して、**核家族化**が言われることがあります。

近年、かつての「家」制度を中心とした血縁型の子育て支援のネットワークが弱体化し（核家族化）、また、地域の連携の希薄化から地縁型の子育て支援も弱体化しています。その結果、子育てが孤立化（及び育児と就労の両立の困難化）し、子育てが困難な状況になっています。なお、これは「家」制度が、国民の職業選択の自由や婚姻の自由を侵害したことの反省に基づき、核家族化した点にあり、すべてが悪いわけではなく、「家」制度が復活することはないと思われます。

以下に、子育てに関連する**世帯構成の変化**の状況を掲載します。



「厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」表1より東京リーガルマインドが作成

一般的には、血縁型の子育て支援がしやすいといわれる三世帯世帯は、非常に少なくなっています。ひとり親と未婚の子のみの世帯は、多くなっています。

■ 家庭の負担増

血縁、地縁による子育て支援は、弱体化し、家庭の子育ての負担が増加しています。このような状況下において、現在は、血縁、地縁に代わることができる子育て支援システムを機能させる必要があります。

ただ、これが十分ではなく、その結果、子どもの養育において過重な負担が、家庭にかかっており、子育ての孤立化（及び育児と就労の両立の困難化）問題が生じています。

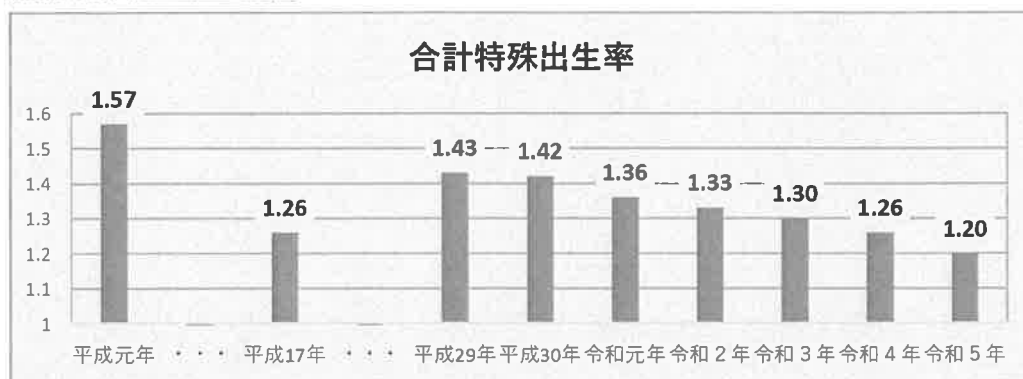
ここに、子育て・家庭支援の必要性が生じます。子育て支援員制度も、その一つです。

2 少子化

■ 少子化の現状

わが国は、**少子化**が大きな問題になっており、合計特殊出生率の推移は次のグラフのように下がっています。

合計特殊出生率の推移



厚生労働省「令和5年(2023)人口動態統計(確定数)の概況」より東京リーガルマインドが作成

合計特殊出生率は「15歳から49歳までの女性の出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。人口を維持するためには、**2をやや上回ること(約2.1人)**が必要です。

わが国の現状は平成元年(1989年)に**1.57**となり、「**1.57ショック**」と言われました※。

平成17年の1.26を底に景気の回復や団塊ジュニア世代の駆け込み出産で合計特殊出生率は、やや上昇傾向となりましたが、人口を維持するまでには、長期間達していません。

※丙午(ひのえうま)の昭和41年(1966年)の1.58を下回ったのでこのようにいわれ、少子化対策に力を入れる契機となりました。

■ 少子化の問題点①：社会的影響

このまま少子化が続くと、人口構成は若い世代が少なくなり、また、わが国は高齢化が進んでいるので、高齢者の割合が非常に高いものになります。

この結果、少数の労働世代が、多くの高齢世代を支えることになり、年金や医療の費用問題が大きくなるのしかかり、社会の安定した持続が困難になっていきます。

地域の過疎化も起こります。

少子化をきっかけに、社会のあり方を根本から考え直すことが必要になっています。少子化には何らかの対策が必要です。

■ 少子化の問題点②：子どもの発達への影響

第一章で説明したように、子どもは遊びの中で発達していきますが、少子化になると遊ぶ仲間が少なくなるので、少子化は発達の面からも問題です。

何らかの対策が必要です。

■ 少子化の原因

対策を考えるには、原因の検討が必要です。原因としては

- ① 子どもを生んでも子育てを支援してくれる人がいない、場所がない
- ② 子育ての自信がない(経済的余裕もない)
- ③ 保育所になかなか入れない(待機児童問題)→解決傾向にあります。

④ 父親の育児・家事参加が不十分等さまざまな要因が考えられます。

そして、自らの自己実現の範囲の中から、出産と育児というものを外す女性が増えていることも、少子化の原因と思われます。

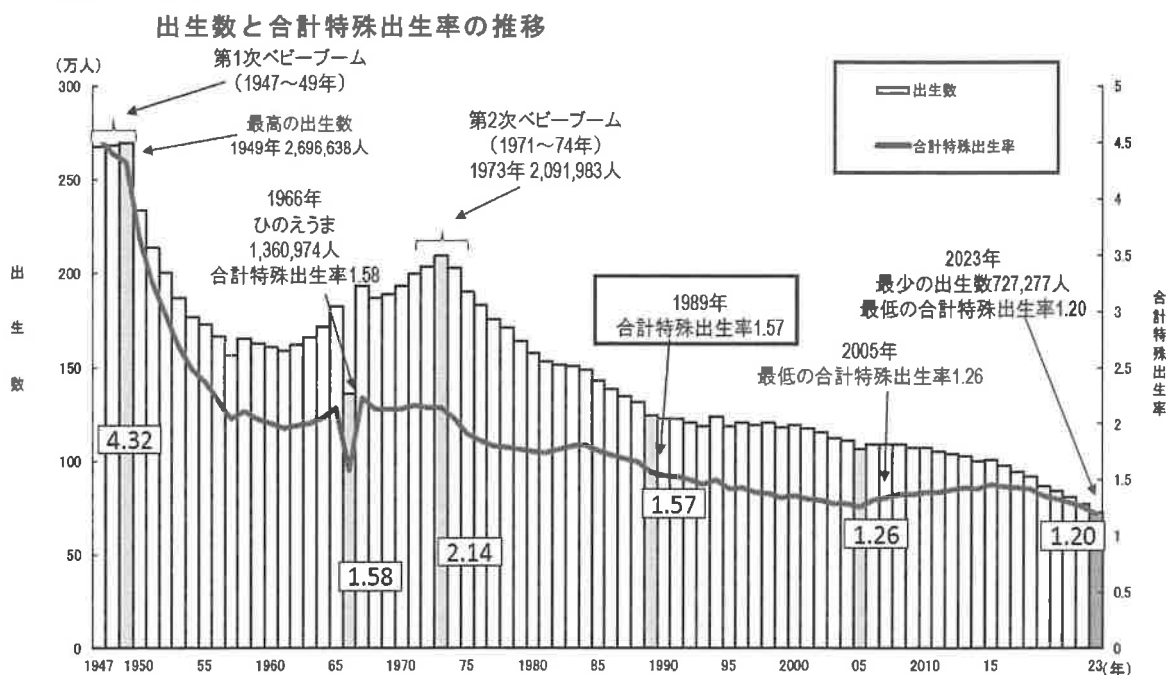
■ 子育て支援活動の重要性

少子化対策は、この原因に対するものになります。

子育て支援員との関係でいえば、「子どもを生んでも子育てを支援してくれる人がいない、ところがない」という点が重要です。地域子育て支援センターや保育所等の子育て支援が充実すれば、一部ではあるとしても少子化を防ぐことができます。

この点で、子育て支援の活動は、人口構成をより自然なものにしていく活動です。この意味で、**子育て支援員**の活動は社会的に非常に重要なものです。

【参考資料】



【出典：厚生労働省 令和5年(2023)人口動態統計月報年計(概数)の概況】



【子育て支援員へのステップ】

核家族化の観点からは、子育て支援は保護者に対するものであるが、少子化の観点からみると、子育て支援は、**社会問題の克服**のひとつである。子育て支援員は、このことを理解して活動することが重要である。

【保育所保育指針：第1章 1. (2)イ】

保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

第四章 子育て家庭の変容～新たな課題の登場～



ポイント

家庭の子育て力の格差は子どもの発達にどう影響を与えるか。

1 家庭の子育て課題への対応

■ 子育て課題への対応の差

すでに説明していますが、以前のように、家庭が生産の場であり、そこで生活を行っている場合は、そこに子どもたちを巻き込んでいけば（きょうだいの面倒や家事や仕事の手伝いなど）、子どもはそれなりに育った、という時代が終わり、家庭が多くの育児課題（心と体の育て）を担わなければならなくなっています。

具体的には、きょうだいの面倒や家事や仕事の手伝いなどが不要でなくなった時代において、子どもに**意識的に**このような経験をさせることができる家庭とそうでない家庭とでは子どもの発達に大きな差が出てきます。

これが子育てにおける**新たな課題**といえます。

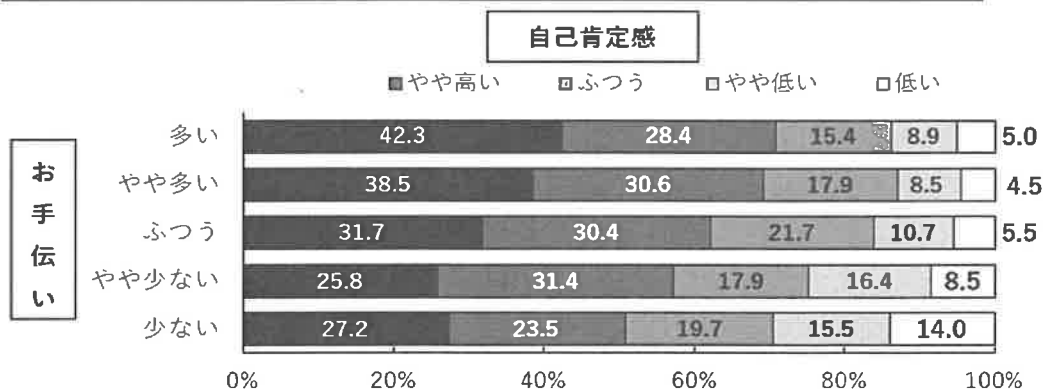
これに対する対応も**子育て支援員**の仕事の一つです。

■ 子育て課題への対応の具体例

この問題に対する一つの具体例をみてみましょう。

次のグラフは、国立青少年教育振興機構が小中学生、高校生に対して行った調査で、手伝いをする割合と道徳心、正義感の育ち具合の関係を見たものです（「**青少年の体験活動等に関する意識調査**」）。

質問：「買い物のお手伝いをする事」「靴などをそろえたり磨いたりすること」「食器をそろえたり片付けたりすること」「家の中のお掃除や整頓を手伝うこと」



お手伝いと自己肯定感の関係（小4～小6、中2、高2）

【出典：国立青少年教育振興機構調査「青少年の体験活動等に関する意識調査」令和4年】

この調査結果は、お手伝いをしっかりしている子ども（小中学生、高校生）は、自己肯定感が高く、お手伝いの度合いと自己肯定感の育ちは強い正比例の関係にあることを示しています。

現代のように特に手伝いをしなくても家庭生活が成り立つ時代でも、子どもに**意識的に**手伝いをさせている家庭では、子どもは自己肯定感を持つようになっていることを示しています。経済的にも文化的にも豊かな家庭でも、子育て課題への対応ができる家庭

と、そうではない家庭では、子どもの成長に格差が生まれる時代になったということです。

したがって、これからの子育て支援は、こうした家庭の子育て力の格差に起因する格差を克服する方向で行われることが重要と思われます。



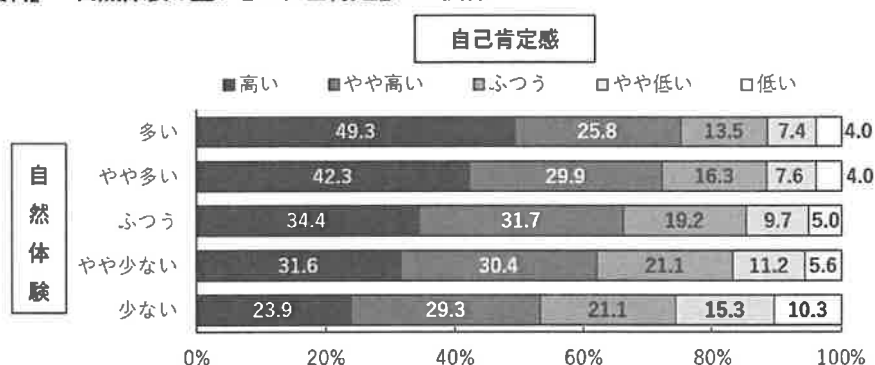
【子育て支援員へのステップ】

子育て支援は**家庭の子育て力の格差に起因する格差**を克服する方向で行われることが重要である。子育て支援員はこの点を理解し活動する事が重要である。

【保育所保育指針：第1章 1. (2)ア(ウ)】

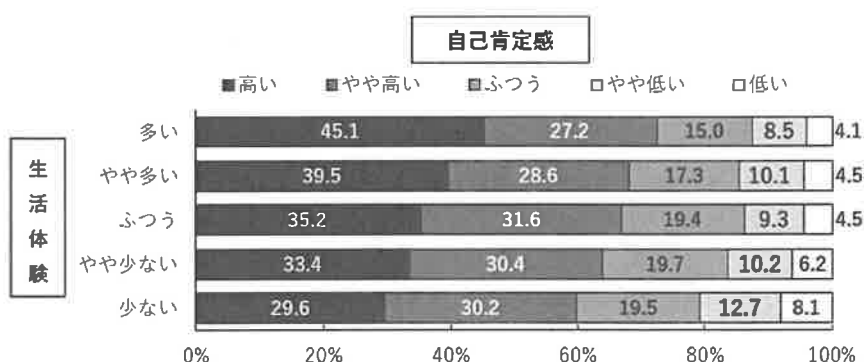
人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、**道徳性**の芽生えを培うこと。

【参考資料】 自然体験の豊かさと自己肯定感との関係



【出典：国立青少年教育振興機構調査「青少年の体験等に関する意識調査」令和4年】

【参考資料】 生活体験の豊かさと自己肯定感との関係（小4～小6、中2、高2）



【出典：国立青少年教育振興機構調査「青少年の体験等に関する意識調査」令和4年】

上記グラフは、**自然体験の豊かさと生活体験の豊かさと、自己肯定感**は、共に正比例の関係を示しています。子育て支援員として、**具体的な子育て支援**を考える上で参考になります。

第五章 子どもの貧困～ひとり親世帯の増加と経済困難～



ポイント

多くのひとり親世帯の経済的困難(貧困)は子どもの発達にどのような影響を与えるか。

「子どもの貧困」という言葉を耳にした方も多くいると思います。ここでは、わが国の現状と子どもの発達への影響について検討します。

1 貧困の意味

貧困とは文字通り「貧」しく「困」っている状態をいいますが、その意味には絶対的貧困と相対的貧困があります。

絶対的貧困とは、人間が生活していくのに必要な最低生活費（住宅、食料や衣類など）を計算し、それが満たされない状態を貧困とする考え方です（時代ごとに具体的数値が決まります）。

相対的貧困とは、国や地域・社会の標準的な人たち（の所得）と比較して、貧しい状態にいる場合を貧困とする考え方です。標準的な人たち（の所得）と比較するので、これが変化すれば、貧困状態も変化します。

具体的な比較の方法は、世帯の一人あたりの等価可処分所得（所得から税金や社会保険料を引いたもの）の所得分布の中央値の半分を貧困線として、それ未満の所得しか得ていない世帯員を貧困状態にあるとするものです。

世帯一人あたりの等価可処分所得は、世帯全体の可処分所得を世帯人員の平方根で割って計算されます。

大雑把にいうと、国民の平均的な所得の半分未満の所得しか得ていない状態を相対的貧困といいます。

絶対的貧困と比較すると、相対的貧困率は、他者との比較で検討するので、**不平等度（経済格差）**がわかる点でメリットがあります。

2 わが国の貧困の現状（2022年厚生労働省発表（調査対象年は2021年））

■ わが国の相対的貧困率

それでは、**相対的貧困**の観点からわが国はどのような状況にあるのでしょうか。

厚生労働省が2022（令和4）年に発表したデータ（調査対象年は2021（令和3）年）によると、世帯一人あたりの等価可処分所得の中央値は254万円で、貧困線はその半分の127万円です。そして日本の相対的貧困率は15.4%となっています。

2018年の数字ですが、OECD（経済協力開発機構）公表の国際比較によれば、OECD加盟国36か国中、高い方から8番目です。不平等度は高いといえます。

■ 子どもの相対的貧困率

子育て支援員にとって貧困問題で重要なのは、子どもの相対的貧困率です。

子どもの相対的貧困率とは、17歳以下の子どもの中に占める、世帯一人あたりの等価可処分所得が、所得分布の中央値の半分に満たない世帯の子どもの割合をいいます。

前記の厚生労働省の調査によれば、令和3年度（2021年度）の子どもの貧困率は、11.5%

です。平成30年度（2018年度）の調査より2.0%少なくなっています。これ自体は歓迎すべきことであり、さらに減少していくことが期待されます。ただ、子どもの約9人に1人が相対的貧困の状況（経済的格差がある）にあることは、大きな問題といえます。

■ ひとり親世帯の相対的貧困率

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で、子どものいる世帯）の相対的貧困率は10.5%です。

この中で、大人2人以上の世帯の相対的貧困率は8.6%であるが、これに対して大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の相対的貧困率は、44.5%と非常に高くなっています。平成30年度（2018年度）の調査より、3.6%少なくなっています。

ただ、まだ半数近くおり大きな問題です。いわゆる母親ひとりの家庭の貧困率が高いことが予想されます。一人で仕事、家事、育児を担わなければならないので、相対的貧困になる家庭が多くなることが予想されます。今後さらに少なくなることが期待されます。

子育て支援の対象となる子どもの中にもこのような状態の子どもがいます。

子育て支援員は、このような状況を理解しておく必要があります。

参考に日本の相対的貧困率の推移の表を下記に記載します。

◆ 日本の相対的貧困率の年次推移

年	1988	1991	1993	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015	2018	2021
相対的貧困率%	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.4
子どもの貧困率%	12.9	12.9	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	11.5
中央値(万円)	226	246	255	259	240	233	228	250	244	244	253	254
貧困線(万円)	113	123	128	130	120	117	114	125	122	122	127	127

※1 調査実施の年で表示。大人は18歳以上、子どもは17歳以下の者をいう。

厚生労働省 2022年「国民生活基礎調査の概況より

【令和3年度全国ひとり親世帯等調査（厚生労働省）】

また、ひとり親世帯の調査結果も発表されています。

厚生労働省の「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によると、令和3年の段階で母子世帯は119.5万世帯、父子世帯は14.9万世帯(推計値)で、約8割が離婚を理由としています。

収入は、母子家庭の母親の「就労」収入は平均年236万円、父子家庭の父親の「就労」収入は年496万円です。

母子世帯の世帯全員の平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)は373万円です。この世帯の平均年間収入(373万円)は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の半分以下の約46%です。

母子世帯の経済的困難が見てとれます。

3 貧困が与える子どもの成長への課題と対応

経済的な貧困は、お金が地縁、血縁の代わりになる現代社会では、すぐに大きな問題を引き起こします。

医療や食事の貧困から**子どもの健康の問題**が生じ、学習、進学等の**教育(学力)の問題**

も生じ、将来も貧困から抜け出せないという**貧困の連鎖の問題**もあります。

文化的貧困、友人関係の貧困、孤立感の増大なども生じ、保護者の**時間的余裕のなさから子どもへのゆとりのない対応**が増えていき、この点も問題です。

このような課題への対応として、こうした家庭の子どもの生活支援、学力支援も大事な課題になります。

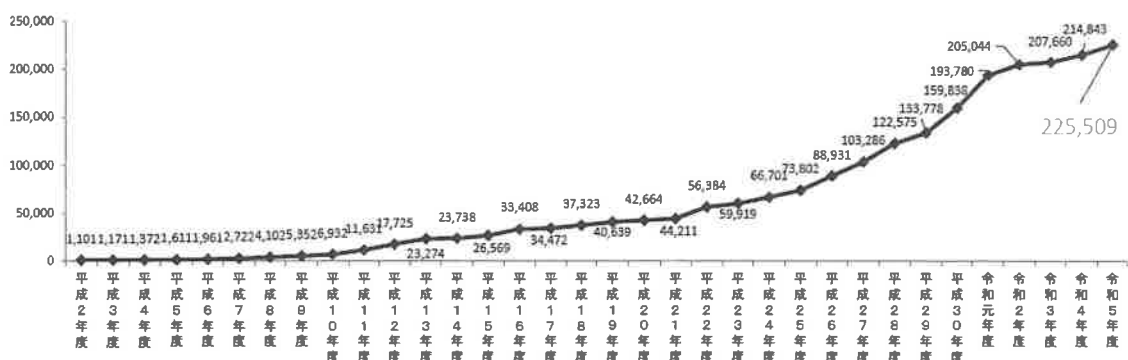
子育て支援員としては、子どもに対するあたたかい対応、ひとり親家庭の母親、父親が孤立しないようにする支援を重要な課題として検討するべきと思われます。



【子育て支援員へのステップ】

増加しているひとり親世帯では貧困家庭の割合が高く、経済的な貧困は様々な課題を引き起こす。子育て支援員としては、子どもに対するあたたかい対応、ひとり親である母親、父親が孤立しないようにする支援が重要な課題となる。

参考 虐待について ～下記のように増加の一途です～



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,836	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509
対前年度比	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%	+5.0%

虐待増加の原因として、こども家庭庁は以下のようにしています。

【児童虐待の発生予防】

妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合があります。こうした家庭に適切な支援が差しのべられず、痛ましい児童虐待に至ってしまうことのないよう、こども家庭庁では、妊娠・出産・子育てに関する**相談がしやすい体制の整備**や、**地域の子育て支援サービスの充実**を図っております。

このような観点からも子育て支援員の役割は重要です。

第六章 検討課題



＜ポイント＞

子育て支援の最終的な目的をどのように考えるべきか。

子育て支援は、直接的には子育てをしている親、保護者への支援ですが、その最終的な目的は、子どもの健全な育ちの支援、つまり**子育て支援**です。

子育てを地域社会全体、生活全体で行ってきたこれまでの慣行が崩れ、また家庭の変容は、保護者の子育て環境の劣化だけではなく、子ども自身の育ちの環境や条件の劣化にもつながっています。

その意味で、子育て支援は、子どもの育ちへの支援、**「子育て支援」**を考慮して行う必要があります。

子育て支援員は、子どもの健全な発達とは何か、ということを常に考え、その観点から保護者に対する子育て支援を行っていく必要があります。

基本研修の科目③「子どもの発達」は、この点から学習する必要があります。



【子育て支援員へのステップ】

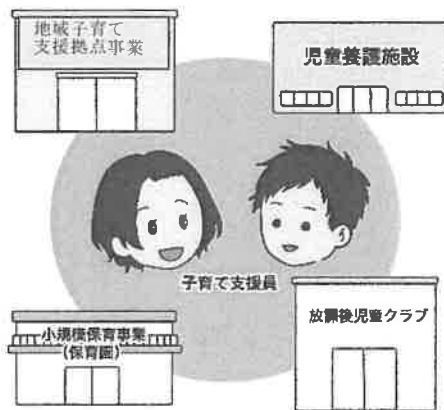
子育て支援は、直接的には、親・保護者への支援であるが、その最終的な目的は、子どもの健全な発達（育ち）の支援である。その意味で、子育て支援員は、**子どもの健全な発達の意義**を理解しておく必要がある。

【検討課題】

- ① 皆さんがお住まいの地域の環境は、5年前、あるいは10年前と比較して子どもの遊び、あるいは子どもの育ちの観点からどのように変化していますか。
- ② 皆さんの周りの子どもをみて、5年前、あるいは10年前と比較して、子どもの遊び、あるいは子どもの仲間関係は、どのように変化していますか。
- ③ 皆さんの周りの家庭をみて、5年前、あるいは10年前と比較して、子どもを育てるという観点からみて、どのように変化していますか。
- ④ ①～③を検討してみて、子育て支援員として（自分が現在担当している業務、あるいはこれからやろうとしている業務）、どのような支援を保護者や子どもにしてあげたいと考えますか。

1 基本研修

②子ども家庭福祉



<この科目で学ぶべきテーマ>

科目①「子ども・子育て家庭の現状」では、地域と家庭の変容から家庭（保護者）の子育ての負担が大きくなり、その支援が重要になったということを学びました。それでは、**具体的にどのような支援**がなされているのでしょうか。

具体的には、下記のような支援がなされています。

- i 子ども・子育て支援新制度による支援
- ii 児童家庭福祉施策による支援
- iii 地域の**具体的資源・人材**による支援

科目②では、これらの支援の具体的内容を学びます。その目的は、誰もが子どもを生み育てることに楽しさや生き甲斐を感じることができるような社会を作る点にあります。

本編の内容と構成

＜本編の内容＞

本編は、厚生労働省の「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日）に定められた子育て支援員研修事業実施要綱の別表 1 に定められた研修の内容等に準拠して作成しています。

子育て支援員研修は、子育て支援員という全国共通の資格を付与するための研修なので、その内容は全国共通でなければならないからです。

基本研修 科目②「子ども家庭福祉」の内容等

科目名	区分	時間	内容	目的
②子ども家庭福祉	講義	60 分	< 子育て支援制度の理解 > ① 子ども・子育て支援新制度の概要 ② 児童家庭福祉施策等の理解 ③ 児童家庭福祉に係る資源の理解	① 児童家庭福祉施策・制度の概要（子ども・子育て支援新制度の概要と子育て支援員が関わる事業の枠組みと位置付け等）について理解する ② 児童福祉施設等と専門職の役割について理解する。 ③ 児童家庭福祉に関する地域資源の概要（地域人材の確保を含む）について理解する。

＜本編の構成＞

最初に、序章として「何故、子ども家庭福祉を学ぶのか」という点を記載し、本論に入りやすくしました。

本論は、記述の内容を理解しやすくするため、最初に「ポイント」を記載し、その単元で学ぶべきことをイメージしやすくしました。

次に、その単元の内容を詳しく説明しました。記述の方法は、口語体を使い読者に訴える方法をとりました。硬い文章を読まされ続けて、読むのが嫌になることがないようにするためです。

最後に、「子育て支援員へのステップ」として、その単元で、子育て支援員として是非とも理解しておいて欲しい事項をまとめました。

さらに、その単元に関して参考となる保育所保育指針等の関連する規定を掲載しました。保育所保育指針等は、子育て支援の基本となるものだからです。

このように、「ポイント」→「詳しい説明」→「子育て支援員へのステップ」の 3 段階方式で内容の理解が促進されるようにしました。

序章 何故、「子ども家庭福祉」を学ぶのか



＜ポイント＞
子育て支援員が「子ども家庭福祉」を学ぶ理由とは何か

1 「子ども家庭福祉」と子育て支援員の役割

■ 子ども家庭福祉

地域と家庭の変容から家庭（保護者）の子育ての負担が大きくなり、その支援が重要となっています。この支援の具体化は、子ども・子育て支援新制度、児童家庭福祉施策や地域の児童家庭福祉に係る資源（含人材）によってなされています。

それが、「子ども家庭福祉」です。

■ 子ども・子育て支援新制度

これらの支援は、「子育て支援の必要性」という新しい要請に基づくものなので、その具体的内容もこれまでにない新しいものです。

具体的には、地域型保育の各事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）や地域子育て支援の各事業（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等）、一時預かり事業、放課後児童クラブなどです。子ども・子育て支援新制度というものです。

このような新しい支援制度には、当然、その制度を動かす新しい人材が必要となります。その人材の主要な者として考えられているのが**子育て支援員**です。

そこで、子育て支援員としては、これらの新しい制度の内容を学び、そこに子育て支援員がどのように関わっていくべきかを理解する必要があります。

ここに子育て支援員が「子ども家庭福祉」を学ぶ必要性があるのです。

2 「子ども家庭福祉」で学ぶべきテーマ

それでは「子ども家庭福祉」で具体的にどんなテーマを学ぶのでしょうか。

テーマ	学ぶこと
子ども・子育て支援新制度の概要	子ども・子育て支援新制度の概要について、内容は多岐にわたりますが、子育て支援員が関係するのは、地域型保育の各事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）や地域子育て支援の各事業（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等）、一時預かり事業、放課後児童クラブ、企業主導型保育事業等です。
児童家庭福祉施策の概要	子育て支援員制度は新しい制度です。児童家庭福祉に関しては、これまで多くの施策がなされ、児童福祉施設の設置や児童福祉事業が実施され、そこに多くの専門職が配置されています。子育て支援員として業務を行うに際しては、これらの児童福祉施設や事業、そこに配置されている専門職と関わりを持つこと、連携することが期待されます。
児童家庭福祉施策の資源	子ども家庭福祉に関する施策は、具体的には 地域 の具体的資源・人材によって実行されます。子育て支援員としては、自分の住居や勤務先の地域の具体的資源について知っておき、連携し、さらには自分も人材資源となることが期待されます。 「子ども家庭福祉」では、主に以上のようなテーマを学んでいきます。

第一章 子ども・子育て支援新制度の概要



＜ポイント＞

子ども・子育て支援新制度は、どのような制度を設け、子育て支援員は、どのように位置づけられているか。

1 子ども・子育て支援新制度の基本原理～児童福祉から子ども家庭福祉へ

■ 児童福祉から子ども家庭福祉へ

科目①で学んだように、現代社会は、子どもだけでなく**子育て家庭（保護者等）**への支援が必要になっています。この具体化は、子ども・子育て支援新制度によってなされています。

この**子育て家庭（保護者等）**の支援にも力を入れる状況は、「**児童福祉から子ども家庭福祉へ**」という標語（原理）で表されます。児童・子どもに加えて「**家庭**」という言葉が入っていることが重要です。

子ども・子育て支援新制度の多くの具体的制度は、この原理に基づいて実施されています。

この原理は、子ども・子育て支援の基本的な法令である「**児童福祉法**」及び「**子ども・子育て支援法**」に規定されています。まずは、この点を確認します。

【児童福祉法 第1条】

全て児童は、**児童の権利に関する条約**の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

【児童福祉法 第2条】

- 1 **全て国民**は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、**その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。**
- 2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて**第一義的責任**を負う。
- 3 国及び地方公共団体は、**児童の保護者とともに**児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

上記の第1条、第2条1項は**子どもの権利**を、第2条3項は**保護者支援の必要性**を規定しています。

この点から、国及び地方公共団体により「子ども家庭福祉」が具体的に実施されています。さらに、子ども・子育て支援法第1条も、明確に子ども家庭福祉を規定しています。

【子ども・子育て支援法 第1条】

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の**子ども及び子どもを養育している者**に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

子どもに対する支援と保護者（養育している者）に対する支援が、明確に記載されています。

これらの規定に基づき、「子ども家庭福祉」が実施されています。

■ 子どもの見方（子ども観）

子ども・子育て支援新制度は、保護者への支援だけでなく、当然の前提として（あるいは最終の到達点として）、**子どもへの福祉**を目的としています。

まず、子どもへの福祉の内容を理解する必要があります。

具体的には**子どもの見方（子ども観）**です。**子どもの見方（子ども観）**は、歴史的に変化しています。

子どもについては、かつては、一家の労働力として見られたり（極端には親の所有物）、また、大人になる前の段階で保護の対象としてのみ見られていました。この観点からは、児童福祉の各種施策は、大人の視点から、保護の対象としての子どもに対して行われることになります。

しかし、近年は、子どもでも、**一人の人間として人権を持つ**、と考えられています（保護の必要性があることは当然の前提です）。

【児童福祉法の規定】

子どもの見方を、児童福祉法の規定から確認してみましょう。

児童福祉法第1条は、下記のように規定しています。



【児童福祉法 第1条】

全て児童は、**児童の権利に関する条約**の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

この規定は、子どもの保護の必要性を規定しています。子どもは、生物としても成長の過程にある（一人では生きていけない）ので、これは当然のことです。子どもには、**保護される権利**があるのです。

重要なのは、第2条1項です。

【児童福祉法 第2条】

1 **全て国民**は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重**され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

「その意見が尊重され」というところに、**権利の主体**としてみる観点が示されています。子育て支援員は、この観点で子どもをみて諸々の業務を行う必要があります。この視点を持つだけで、子どもに対する対応が異なってきます。

【児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）】

児童福祉法1条は、最初に「**児童の権利に関する条約の精神にのっとり**」と規定し、この条約の精神・内容が、児童福祉の理念・子ども観の内容になることを明記しています。

子ども観について、児童の権利に関する条約の基本的考え方は次の**4つの原則**で表されます。4つの原則は「こども基本法」にも取り入れられています。

 差別の禁止	2 差別の禁止 （差別のないこと）	すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など どんな理由でも差別されず 、条約の定めるすべての権利が保障されます。
 子どもにとって最もよいこと	3 子どもの最善の利益 （子どもにとって最もよいこと）	子どもに関することが決められ、行われる時は、「 その子どもにとって最もよいことは何か 」を第一に考えます。
 生命の権利・生存権・発達権	6 生命、生存及び発達に対する権利 （命を守られ成長できること）	すべての子どもの 命が守られ 、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
 意見を表す権利	12 子どもの意見の尊重 （意見を表明し参加できること）	子どもは自分に関係のある事柄について 自由に意見を表すことができ 、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

上記の中の子どもの意見の尊重に関していうと、明らかに子どもを権利の主体としてみています（元来、この条約は子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められたものです）。

子育て支援員として仕事をする上で、参考になる（というより非常に重要な）内容です。子どもの権利を尊重し、自己実現を支えることが重要です。

【条約の意味】

児童の権利に関する「**条約**」と出てきましたので、ここで「条約」の意味について説明します。条約は国と国との約束です。約束をした以上その国は守らなければなりません。日本は1994年にこの条約に参加（難しく言うと批准（ひじゅん）といいます。）しています。つまり、多くの国（約200ヶ国）と、お互いにその内容を守ることを約束しています。条約の内容の基本は、子どもの人権保障の4つの柱です。日本はこのような子どもの権利を保障する国際的な義務（法律を制定する等）を負うことになっています。

具体的には、児童福祉法第2条1項の「**子どもの意見が尊重され**」等が一例ですが、さらに、次のような規定もあります。

【関連規定】

【放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 5 条 2 項】

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の**人権に十分配慮**するとともに、**一人一人の人格を尊重**して、その運営を行わなければならない。

【放課後児童クラブ運営指針第 1 章 3（4）】

（4）放課後児童クラブの社会的責任

- ② 放課後児童クラブは、こどもの人権に十分に配慮するとともに、**こども一人ひとりの人格を尊重**して育成支援を行い、こどもに影響のある事柄に関してこどもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。

2 子ども・子育て支援新制度の概要～子育て支援員との関係から～

■ 子ども・子育て支援新制度の意義と体系

子ども・子育て支援新制度は、平成 27 年 4 月から実施されている、国と地方公共団体が一体となり、子どもを保育する**保育ニーズ**や**子育ての支援ニーズ**を質と量の両面からの充実のために取り組んでいる施策です。児童福祉法第 2 条第 3 項の具体化です。

財源は、令和元年 10 月から引き上げられた消費税です。

具体的には、

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」
の**子ども・子育て関連 3 法**に基づく制度のことです。

具体的内容は（子育て支援員の業務の観点からみると）大きくは、子育て家庭の保育ニーズに応えるものと保護者への**子育て支援ニーズ**に応えるものに分けることができます。

■ 子ども・子育て支援新制度の具体的内容

子ども・子育て支援新制度の内容は多岐にわたりますが、子育て支援員に関係するものを中心に説明します。

【子育て支援員に関連する主な新制度の具体的内容】

	新制度のポイント	新制度の具体的内容・特徴
1	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び 小規模保育等 への給付（「 地域型保育給付 」）の創設	地域型保育給付（小規模保育等）は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応するものである。 子育て支援員 が保育者として認められる場合がある。
2	地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「 地域子ども・子育て支援事業 」）の充実	教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む すべての家庭及び子どもを対象 とする事業として市町村が地域の実情に応じて実施していく。これらの事業で 子育て支援員 が活躍することが期待されている。
3	「 仕事・子育て両立支援事業 」を創設し、事業所内保育所の整備やベビーシッター派遣サービスの利用の促進を図る	従業員が働きながら子育てしやすい環境を整え、離職の防止、女性の活躍等を図るため、 企業主導型保育事業 やベビーシッター利用者支援事業を行う。企業主導型保育事業で子育て支援員が保育者として認められる。
4	認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）	幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づける。 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化する。
5	市町村が実施主体	住民に最も身近な自治体の市町村が実施主体になることで、地域のニーズに合致した支援ができるようにする。 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。
6	社会全体による費用負担	消費税率の引き上げによる増収分を活用する。
7	政府の推進体制	制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）した。
8	子ども・子育て会議の設置	有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者等が、政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、国に子ども・子育て会議を設置する。 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置を努力義務とする。

【地域型保育の創設】

保育ニーズに応えるため、新しい制度として地域型保育制度が設けられました。

- ①定員 6～19 名の「小規模保育事業」
- ②定員 5 名以下の「家庭的保育事業（いわゆる保育ママ）」
- ③企業等の事業所内の保育施設で従業員と地域の子どもを保育する「事業所内保育事業」
- ④個別の対応が必要なのに、地域に施設がない場合に行う「居宅訪問型保育事業」の 4 つの事業です。

保育所より少人数の単位で設置されるので、設備も大規模でないので設置しやすいというメリットがあります。

このうち①②③の事業の保育従事者として、保育士等に加えて子育て支援員（子育て支援員研修修了者→地域保育コース）が認められています。

【仕事・子育て両立支援事業の創設（H28 年創設）】

従業員が働きながら子育てしやすい環境を整え、離職の防止等を図るため、**仕事・子育て両立支援事業**が創設され、企業が従業員のために設置・運営する保育施設に費用を助成する企業主導型保育事業等が実施されています。

この**事業における保育従事者**として、保育士等に加えて**子育て支援員**（子育て支援員研修修了者→地域保育コース）が認められています。

【地域子育て支援の充実】

また、**子育て支援ニーズ**に応えるため、地域の子育て支援の充実もなされています。

具体的には、「地域子ども子育て支援事業」として「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業」「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」「子育て短期支援事業」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」「妊婦健康診査事業」「病時保育事業」等の事業が実施されています。

これらの事業の中で、「利用者支援事業」「地域子育て支援拠点事業」「一時預かり事業」「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」等における支援者として、子育て支援員研修（地域子育て支援コース等）を修了した**子育て支援員**が活動しています。

【関連事項→社会的養護】

消費税は、子ども・子育て支援新制度と同様に、社会的養護を必要とする子どもたちが生活する施設（児童養護施設等）などの改善にも使われます。

「子ども・子育て支援新制度」そのものではありませんが、これらの施設では、家庭的養育の環境が必要とされ、その支援の担い手となる人材の確保が必要なことは家庭的保育事業等と同様なので、子育て支援員研修に、社会的養護コースが設置されています。

このように、子育て支援員研修の修了者である子育て支援員は、多くの事業・施設等で活躍することが期待されています。

この意味から、子育て支援員研修の充実が望まれます。





【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、子ども・子育て支援新制度の具体的制度（小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業等）の中で、保育従事者や支援者として、公的に位置づけられている。子育て支援員は、子育て支援制度の充実に重要な役割を担う専門職として活動すべきである。

＜コラム＞

＜ウェルフェアからウェルビーイングへ＞

子どもを一人の人権の主体（人格）としてみる点に関して、福祉の世界で、**ウェルフェアからウェルビーイングへ**というスローガンがいられています。福祉に対する考え方の変化です。

ウェルフェアとは、従来の救貧的な福祉観で、福祉の対象者は社会的弱者であり、最低限度の生活が保障されることが福祉という考え方です。

これに対して、ウェルビーイングは、「より積極的に人権を尊重し、自己実現を保障する」という福祉観です。

これは、高齢者福祉や障害者福祉の世界でもいわれることです。

児童福祉の世界では、子どもにとっては、単に保護の対象ではなく一人の「人間」として、権利主体（人格）として認められることという意味になります。

【MEMO】



第二章 児童家庭福祉施策等の理解



＜ポイント＞

児童福祉施設、児童福祉事業にはどんなものがあるか、そこで、子育て支援員は、どのように位置づけられているか。

1 児童福祉施設の種類

■ 児童福祉施設の概要と種類

子育て支援員制度は、児童家庭福祉に関する新しい制度です。児童家庭福祉に関しては、児童福祉法にもとづき、多くの施策が実施され、具体的には、多くの**児童福祉施設**の設置や児童福祉事業が実施されてきました。そこには多くの**専門職**が配置されています。

子育て支援員として業務を行うに際しては、多くの児童福祉施設やそこに配置されている専門職と関わりを持つことが予想されます。

そこで、ここでは、具体的な児童福祉施設の概要について説明します。

細かいことを覚えるのではなく、イメージを掴んでおけばいいものです。

児童福祉法第7条は児童福祉施設として次の施設を規定し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準では、職員配置基準等が規定されています。

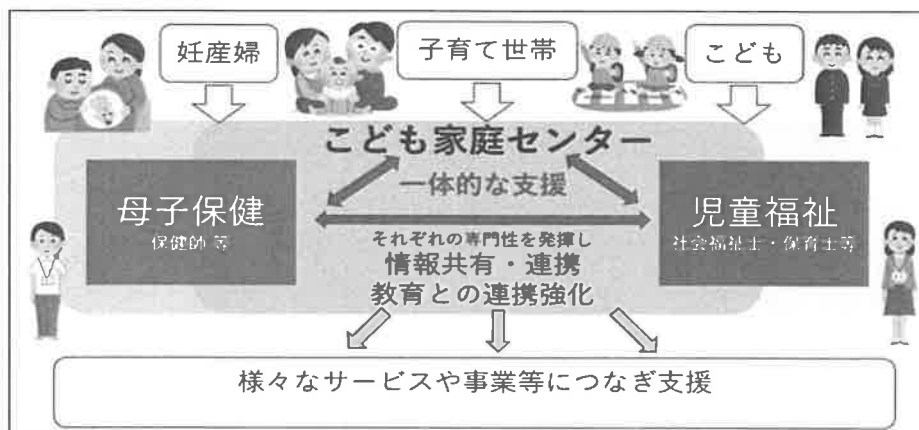
これらは、将来、子育て支援員として活動する際に関わる可能性のある施設・専門職として考えておきましょう。下記施設のうち、保育所や幼保連携型認定こども園、児童養護施設等で子育て支援員が活動することが多いと思われます。

【児童福祉施設等の種類と概要】（＜ ＞内は主な専門職員）

施設名	概要
保育所	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて 保育 を行うことを目的とする施設。＜ 保育士等 ＞
幼保連携型 認定こども園	満3歳以上の幼児に対する 教育 及び保育を必要とする乳児・幼児に対する 保育 を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。＜ 保育教諭（保育士と幼稚園教諭を併有する者） ＞
児童厚生施設 （児童遊園、児童館）	児童遊園、児童館等児童に 健全な遊び を与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設＜ 児童の遊びを指導する者 ＞
乳児院	乳児（原則として1歳未満児）を入院させて、養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。保護者の病気や虐待を原因とする場合が多い。＜ 保育士・看護師・栄養士等 ＞
児童養護施設	保護者のない児童（原則として乳児を除く。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設。＜ 保育士・児童指導員等 ＞

母子生活支援施設 	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子およびその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。 ＜母子指導員等＞
児童発達支援センター 	障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与または集団生活への適応のための訓練を提供する施設（福祉型）。なお、上肢、下肢または体幹に障害のある児童を対象とする施設は、これらに加えて治療も提供する（医療型）。 ＜児童指導員・児童発達支援管理責任者等＞
障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導および独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設（福祉型）。なお、肢体不自由児、重症心身障害児等を対象とする施設は、これらに加えて治療も提供する（医療型）。 ＜児童指導員、理学療法士、作業療法士等＞
児童自立支援施設 	不良行為をなし、またはなすおそれのある児童および家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。 ＜児童自立専門員等＞
児童心理治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、または保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。 ＜心理療法担当職員等＞
児童家庭支援センター 	地域の児童の福祉に関する諸々の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識および技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童等に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等の援助を総合的に行う施設。 ＜相談支援や心理療法等を担当する職員（社会福祉士、公認心理師等）＞
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由などにより、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。＜助産師等＞
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うため、保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に行う施設。 ＜こども家庭ソーシャルワーカー＞

＜こども家庭センター実施例＞ 福井県越前市HPより



■ 児童福祉施設分類

前記の福祉施設は一定の観点から分類されます。

【入所型と通所型】

児童福祉施設は、福祉の対象者を入所させ生活を支える**入所型**の施設と、対象者が通いながらサービスを利用することができる**通所型**の施設に大きく分けられます。

入所型の施設	「母子生活支援施設」「児童養護施設」「乳児院」「障害児入所施設」「児童自立支援施設」「児童心理治療施設」「助産施設」
通所型の施設	「保育所」「幼保連携型子ども園」「児童厚生施設（児童遊園、児童館）」「児童発達支援センター」「児童家庭支援センター」

入所型の施設の場合は、生活そのものを支えるという重要な支援を行う面から、入所者の人権を侵害するという危険もあるので、自由に設置できるわけではありません。

しかし、都道府県には設置する義務があります（国は当然設置できるものとされています）。

また、市町村が設置する場合は都道府県知事に一定事項を届け出る必要があります。

児童福祉法上、国、都道府県、市町村、以外の者（株式会社等）が設置しようとする場合は、都道府県知事の**認可**が必要になります。実際、認可を受けているのは、社会福祉法人が非常に多いと思われます。

【児童福祉施設等の利用に関するしくみ】

児童福祉施設等の利用については、以下のような仕組みがあります。

「利用契約制度」や「選択利用制度」に基づくもの	利用契約制度は、利用者（あるいは保護者）が直接事業者（施設）を選んで、事業者と直接契約を結ぶ仕組みである。（障害児入所施設等） 選択利用制度は、利用者等が希望する施設を選んで申し込み、市町村等の実施主体と契約を結ぶものである。（母子生活支援施設、助産施設、保育所等）
--------------------------------	---

「措置制度」に基づくもの	児童養護施設等の児童福祉施設等の入所は、都道府県等が当該児童の入所の必要性等を判断し、入所させることになっている。この場合、児童や保護者の希望は通らない。このような制度を措置制度という。 なお、このような場合の措置に関わる権限は、多くが都道府県知事等から児童相談所長に委任されているために、実際には児童相談所が措置制度による入所を行っている。
---------------------	---

かつては、「措置制度」が非常に多くありましたが、利用者の意思を尊重するという観点から「利用契約制度」や「選択利用制度」に基づくものが増えてきています。

2 児童福祉に関する事業・サービスの種類

児童福祉に関しては、児童福祉施設とともに多くの児童福祉事業・サービスが実施されています。これらは児童福祉施設と共に、児童家庭福祉に関して重要な役割を果たしています。

以下に、子育て支援員に関係する主なものを記載します。

事業	概要
小規模保育事業 	一 小規模保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が6人以上19人以下)において保育を行う事業。 二 満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって 満3歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業。(令和8年4月1日施行)
家庭的保育事業 	家庭的保育事業とは、家庭において必要な保育を受けることが困難な満3歳未満のものについて、家庭的保育者の居宅等において、家庭的保育者による保育を行う事業(利用定員が5人以下)。
事業所内保育事業 	事業所内保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設等において、保育を行う事業。
居宅訪問型保育事業 	居宅訪問型保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業。

一時預かり事業 	一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。
地域子育て支援拠点事業 	地域子育て支援拠点事業とは、乳児または幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター） 	子育て援助活動支援事業とは、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。 ①児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊も含む。）を行うこと。 ②児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 	放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業である。学童クラブ等と言われていたものである。
放課後等デイサービス	小、中、高等学校等に就学している障害児につき、授業の終了後または休業日に児童発達支援センターその他の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するサービス。
児童発達支援	主に就学前の障害児につき、児童発達支援センターその他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービス。
企業主導型保育事業 	従業員が働きながら子育てしやすい環境を整え、離職の防止等を図るための仕事・子育て両立支援事業に基づき、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置・運営する保育施設（事業所内保育事業）に費用を助成する事業。 この事業における保育事業所の保育従事者として、保育士等に加えて子育て支援員（子育て支援員研修修了者→地域保育コース）が認められている。

3 児童福祉に関する主な専門職（担い手）

児童福祉施設や児童福祉事業には、多くの専門職が配置されています。ここでは、子育て支援員に多く関係する専門職について説明します。

専門職名	具体的業務内容等
保育士 	保育士とは、都道府県知事の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識および技術をもって、児童の保育および児童の保護者に対して保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。 保育所はもちろん、多くの児童福祉施設や児童福祉事業に配置されている。
放課後児童支援員 	放課後児童クラブにおいて児童の育成支援や保護者の支援に従事する者。都道府県等が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了することで有資格者となる。
子育て支援員 	子ども・子育て支援新制度における小規模保育や家庭的保育、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター等において各種の業務に従事する者。子育て支援員研修を修了した者が子育て支援員として認められる。皆さんが、就こうとしている専門職です。
児童の遊びを指導する者 	児童館等の児童厚生施設に配置され、利用児童に安全な遊びの場や学習の場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育むことを指導する者。児童厚生員ともいわれる。保育士、社会福祉士、教諭等や大学において社会福祉学や教育学等を修めて卒業した者が配置される。
社会福祉士 	専門的知識および技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること等により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者または医師その他の保健医療サービスを提供する者等との連絡および調整等を行うことを業とする者。多くの福祉施設に配置されている。
看護師 准看護師 	厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者もしくはじょく婦に対する療養上の世話または診療の補助を行うことを業とする者。 都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師または看護師の指示を受けて、看護師と同様の行為を行うことを業とする者。 看護師、准看護師は、医療系の施設に配置されることが多い。
栄養士 管理栄養士	都道府県知事の免許を受けて栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者。 厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、

	個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導等を行う。 栄養士・管理栄養士は、乳児院や児童養護施設など、児童に対して入所サービスを行う施設に設置されることが多い。
公認心理師 臨床心理士	公認心理師は、厚生労働大臣の免許を受けて、心理的な支援を必要とする人に対して、指導、助言、援助を行う者。 臨床心理士とは、臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする“心の専門家”である。 児童養護施設や児童家庭支援センターの心理療法担当職員は、公認心理師や臨床心理士の資格を有している方が多い。
児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者は、児童の発達を支援する事業所等で、児童の発達の課題を把握しながら個別支援計画を策定し、一人ひとりのニーズに合った支援を行う者。児童発達支援センター、障害児入所施設、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業等に配置されている。
理学療法士	医師の指示のもとに、理学療法(身体に障害のある者に、主としてその基本的動作能力の回復を図るため治療体操その他の運動を行わせ及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること)を行うことを業とする者。
作業療法士	医師の指示のもと、作業療法(身体または精神に障害のある者に、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせること)を行うことを業とする者。
言語聴覚士	音声機能、言語機能または聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査および助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。



【子育て支援員へのステップ】

児童福祉施策は、児童福祉施設の設置、児童福祉事業の実施、各種専門職の配置等で行われている。子育て支援員も、専門職の一員として位置づけられているので、専門的知識を持って活躍することが求められる。

第三章 児童家庭福祉に係る（地域の）資源の理解

＜ポイント＞

自分の身近には、児童家庭福祉に関する資源としてどのようなものがあるか。

1 身近な地域の児童福祉に関する資源

これまで、子ども・子育て支援新制度や児童福祉法にもとづく児童福祉施設や事業について説明してきました。これらは、具体的には、それぞれの地域で、その地域の実情に合わせ、多様な取り組みとして実施されています。具体的には、保育所、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、児童館、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業等です。また、子育て支援のボランティア団体もあると思われます。

これらは、地域の子どもの育ちや子育て支援に関する問題を解決するためのもので、社会資源といわれます。子育て支援員としては、自分の地域にどのような社会資源があるかを知っておく必要があります。どのような社会資源があるか、市町村等のHPや社会福祉協議会のHP等で確認しておく必要があります。

【検討課題】

皆さんがお住まいの地域、あるいは、勤務先の地域に、保育ニーズや子育て支援ニーズに関する社会資源にはどのようなものがあるでしょうか。

具体的に考えてみましょう。

① 保育ニーズに関する社会資源にはどのようなものがあるか、個別的な名称で回答してください。（例：〇〇園、キッズ〇〇）

② 子育て支援ニーズに関する社会資源にはどのようなものがあるか、個別的な名称で回答してください。（例：〇〇ひろば、わんぱく〇〇）

■ 社会資源の意味について

ここで、社会資源の意味について説明します。社会資源の一般的意味は、人々が日常生活をしていく上で抱えている様々なニーズを充足したり、問題を解決したりするために活用できる福祉サービス全ての総称です。例えば、保育所は保育ニーズを充足するもの、子育て支援センターは、子育て支援のニーズを解決するものとして社会資源といえます。介護のニーズを抱える高齢者にとっては、介護保険のサービスは、まさに社会資源です。

子育て支援員は、このような地域の社会資源に関する情報を利用者に提供する、という意味でこれを十分に情報収集しておく必要があります。

また、子育て支援員自身も社会資源の一つです。



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、具体的業務を行うに際して、諸々の相談を受ける場合がある。その際、地域の子育て支援に関する社会資源を理解していると、相談対応がより効果的になる。したがって、子育て支援員は、**地域の社会資源**をより詳しく調べておく必要がある。

【MEMO】



第四章 検討課題

＜ポイント＞

多様な職種や関係諸機関とどのようにネットワークを作り連携していくか。

1 連携（チームアプローチ）

■ 連携（チームアプローチ）

現代の子どもと家庭に関する問題は、子育て支援の必要性や児童虐待、貧困など複雑多様化しており、一つの機関・施設・職種だけでは対応しきれなくなっています。

このような問題に的確に対応していくためには、多様な機関・職種の関与が不可欠となります。（例：福祉系の専門職と心理系、医療系の専門職等）

ただ、このような場合に、十分な連携がなされていないと、援助に不統一・混乱がおきやすくなります。

そこで、そのような混乱を避け、統一性・一貫性のあるサービスを合理的・継続的に行うためには、関係する多様な職種や関係諸機関の連携が必要となります。いわゆるチームアプローチといわれるものです。

■ 連携の手段

このような観点から子育て支援員業務を行うようになった場合には、連携のための人的ネットワークを作っておくことも必要と思われます。

この点、各種研修会に参加し、自らのスキルをアップさせることに加え、参加者間のネットワークを作っておくことも重要と思われます。所属施設等からすすめられる研修だけでなく、自ら選んで、自己啓発として研修に参加し、自らのスキルをアップさせることも必要なことと思われます。

【子育て支援員へのステップ】

現代の子どもと家庭には複雑多様な問題が増えてきており、様々な機関・職種と連携して対応することが必要である。子育て支援員は自らをスキルアップさせつつ、連携のための人的ネットワークを作ることも必要である。

2 検討課題

【検討課題】

子育て支援に関し、ある親子の問題について、上記のチームアプローチをする場合、最も注意すべき点は何だと思われますか。皆さん、自由に考えてください。

（正解はありません。他の方の考えも参考にしてください。）

1 基本研修

③子どもの発達



<この科目で学ぶべきテーマ>

科目①では、子どもが生活の中で自然に「発達」し、育ち、大人になっていくことが、これまでのようには期待されなくなり、そのことが子育て支援員制度創設の一つのきっかけになったことを学びました。

子育て支援は、保護者への支援もありますが、その最終的な目的は、子どもの健全な育ち・**発達**の支援、つまり**子育て支援**です。

その意味で、子育て支援は、子どもの育ち・**発達**を考慮して行う必要があります。科目③「子どもの発達」では、「子どもの健全な育ち・**発達**とは何か」を理解し、その観点から**子育て支援**を行っていく必要があることを学びます。

本編の内容と構成

＜本編の内容＞

本編は、「厚生労働省の子育て支援員研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日)に定められた子育て支援員研修事業実施要綱の別表 1 に定められた研修の内容等に準拠して作成しています。

子育て支援員研修は、子育て支援員という全国共通の資格を付与するための研修であるので、その内容は全国共通でなければならないからです。

基本研修 科目③「子どもの発達」の内容等

科目名	区分	時間	内容	目的
③子どもの発達	講義	60 分	＜子ども・子育て家庭（対人援助を行う対象）に対する理解＞ ①発達への理解 ②胎児期から青年期までの発達 ③発達への援助 ④子どもの遊び	①子どもの発達を捉える観点について理解する。 ②子どもの発達（「発達・成長の保障」、「情緒の安定」、「生命の保持」）の概要について理解する。 ③生涯発達の概要について理解する。 ④子どもの発達に応じた援助の基礎について理解する。 ⑤「遊び」の意義と「遊び」の質について理解する。

＜本編の構成＞

最初に、序章として「何故、子どもの発達を学ぶのか」という点を記載し、本論に入りやすくしました。

本論は、記述の内容を理解しやすくするため、最初に「ポイント」を記載し、その単元で学ぶべきことをイメージしやすくしました。

次に、その単元の内容を詳しく説明しました。記述の方法は、口語体を使い読者に訴える方法をとりました。硬い文章を読まされ続けて、読むのが嫌になることがないようにするためです。

最後に、「子育て支援員へのステップ」として、その単元で、子育て支援員として是非とも理解しておいて欲しい内容をまとめました。

さらに、その単元に関して参考となる保育所保育指針等の関連する規定を掲載しました。保育所保育指針等は、子育て支援の基本となるものだからです。

このように、「ポイント」→「詳しい説明」→「子育て支援員へのステップ」の 3 段階方式で内容の理解が促進されるようにしました。

序章 何故、「子どもの発達」を学ぶのか



ポイント

子育て支援員が「子どもの発達」を学ぶ理由とは何か

1 子育て支援員と「子どもの発達」

子育て支援は、直接的には子育てをしている保護者への支援ですが、その最終的な目的は、子どもの健全な育ち・**発達**の支援、つまり**子育て支援**です。

子育てを地域社会全体、生活全体で行ってきたこれまでの慣行が崩れ、また家庭の変容は、保護者の子育て環境の劣化だけでなく、子ども自身の育ちの環境や条件の劣化にもつながっています。

その意味で、子育て支援は、子どもの育ちへの支援、つまり「**発達**」を考慮して行う必要があります。

子育て支援員は、子どもの健全な発達とは何か、ということを常に考え、子どもの育ちの支援、保護者に対する子育て支援を行っていく必要があります。

ここに子育て支援員が「**子どもの発達**」を学ぶ必要性があるのです。

2 「子どもの発達」で学ぶべきテーマ

それでは「**子どもの発達**」で具体的にどんなテーマを学ぶのでしょうか。

学ぶべきテーマ	なぜ学ぶのか	具体的に学ぶこと
発達への理解	大人と違って子どもは、日々成長、発達していくため、その 発達の過程 を把握する必要があります。	子どもの発達の特長や発達過程に応じた援助の仕方を学び、それに基づき実践することが、子どもの望ましい発達を促すことにつながることを学びます。
胎児期から青年期までの発達（発達の段階）	現在では、人は生涯にわたって発達していくものと理解されています（高齢になると能力が衰えるというものではありません）。	子育て支援員は、子どもの育ちを支援するものなので、ここでは、胎児期から青年期までの発達について学びます。
発達への援助	子育て支援員は、子どもの成長・発達の支援・援助することが重要な業務の一つであり、この方法を学ぶ必要があります。	子どもの継続的な発達を支援していく方法について学びます。
子どもの遊び	遊びは子どもの様々な面の発達に大きな影響を及ぼすため。	子どもは、遊びを通して得た体験が道徳性や社会性等の発達の基盤となります。

「**子どもの発達**」では、主に以上のようなテーマを学んでいきます。

第一章 発達への理解



＜ポイント＞

子どもの発達とは、どのようなものか、望ましい発達を促すには、どうすればよいか。

1 発達の概念

■ 発達という言葉の意味

発達という言葉は、誰でも聞いたことがある言葉ですが、その意味を問われるとその返答は困難なものです。ここでは、まず、イメージを掴んでください。

「**発達**」という言葉は、さまざまな分野で用いられます。「交通網が非常に発達した。」「〇〇時代になって工業が発達した。」「AIの能力が発達した。」というように使われます。それぞれ**時間的経過による変化**を意味しています。

この時間的経過の点から考えると、人間の**発達**とは、

「**人間の誕生から死に至るまで（時間的経過）の心理的、身体的側面の変化**」といえます。生涯の発達です。

この意味で、発達は、人間を把握、理解する概念の一つであるといえます。

ここで学習する「**子どもの発達**」をより詳細に定義すれば、子どもの時期は、能力を獲得していく時期なので「**子どもの発達は、子どもがそれまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身に付け、新たな能力を獲得していく過程である。**」（旧保育指針平成20年3月）といえます。

簡単に言えば、「生きていく為に必要な新たな能力を獲得していく過程」ということです。

具体的には、「歩けるようになる」、「言葉を話すようになる」等があげられます。

以上まとめると動物としての「ヒト」が社会的存在としての「人間」となっていくといえます。

■ 子どもの心身の変化を表す言葉

子どもの**心身**の変化を表す言葉は、「**発達**」以外に、「**成長**」、「**発育**」、「**成熟**」がありますが、それぞれの言葉の意味についてまとめましたので確認し、発達の概念を理解しましょう。

発達・・・様々な経験や学習によって生きていく為に必要な新たな能力を獲得していく過程。

成長・・・発達とほぼ同じ意味で使われることもあります。また年齢とともに、身体が大きく変化していくという下記の発育と同じ意味で使われることもある。

発育・・・生まれつき持っている可能性によって自然に身体が大きく変化していくこと。

成熟・・・人間の体や心が十分に「伸びきる」こと。



2 子どもの発達を理解にもとづいた援助

■ 子どもの発達の理解の必要性

子育て支援員等の子どもの育ちを支援する人にとって、支援の対象となる子どもについて理解することは、適切な支援を行う上で非常に重要なことです。

特に、子どもは大人と違い、日々成長、発達していくため、その発達及び**発達**の過程を把握する必要があります。



■ 子どもの発達の特徴と支援

また、子どもの発達は連続的ではあるが、常に滑らかに進むわけではなく、時には停滞しているように見えたり、逆に飛躍的に進んだりすることもあります。

行きつ戻りつしながら進んでいくようなものです。

さらに、一人ひとり異なる資質や特性があり、その成長には個人差があります。そのため、一人ひとりの子どもの発達の特性や、**発達過程**に応じた援助の仕方を学び、それを支援の現場で実践することで、子どもの望ましい発達を促すことが重要です。

子育て支援員は、一人ひとりの子どもの発達過程に応じた援助を実践していく上で、一人ひとりの子どもの発達の特徴を把握して、支援することが大切です。

3 子どもの発達と環境

■ 発達と環境

人は生まれた時から自然に成長していく力が備わっていますが、それと同時に、周囲の**環境**に主体的に関わろうとする力も持っています。子どもは自発的・能動的に**環境**に関わり、自分自身の生活と関連付けながら豊かな心情や意欲、態度等を身につけ、新たな能力を獲得、発達していきます。

このように発達とは、周囲の**環境**との相互作用の結果であると理解されています。

■ 環境と子育て支援員

そのため、周囲の**環境**を整えることは大変重要な意味があります。周囲の**環境**には、身近な人や自然等があります。特に大切なのは、人との関わりです。

愛情豊かな大人から保護や世話などを受けることで、次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけることができるようになり、人と人との関わりを深め、その結果、人への信頼感と自己の主体性を形成していきます。

子育て支援員は、まさにこの「人」にあたります。



【子育て支援員へのステップ】

子どもは、日々成長・発達するが、その発達は、一様ではなく**個人差**があるので、それに応じた支援をする必要がある。

また、子どもの発達は、環境との相互作用の結果である。子育て支援員は、**環境の中の人的環境**として、子どもの発達を適切に支援していく必要がある。

以上の点については、下記の旧保育指針第2章の記述が参考になります。

子どもは、様々な環境との相互作用により発達していく。すなわち、子どもの発達には、子どもがそれまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身に付け、**新たな能力を獲得していく過程**である。特に大切なのは、人との関わりであり、愛情豊かで思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることが重要である。この関係を起点として、次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけ、関わりを深め、人への信頼感と自己の主体性を形成していくのである。

これらのことを踏まえ、保育士等は、次に示す子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して保育しなければならない。その際、保育士等は、子どもと生活や遊びを共にする中で、一人一人の子どもの心身の状態を把握しながら、その発達の援助を行うことが必要である。

【MEMO】



第二章 胎児期から青年期までの発達



＜ポイント＞

子どもは、どのような**発達の過程**をたどっていくのか。

1 生涯発達と発達段階

すでに説明したように人間の**発達**とは、「**人間の誕生から死に至るまで（時間的経過）の心理的、身体的側面の変化**」です。人は生涯にわたって発達していきます。

そして発達は時間的には連続しており、また、個人差もあります。ただ、発達には、一定の範囲で大きなまとまり（共通の特徴、発達の順序等）があります。

したがって、発達は時期的に区分することができます。**発達段階**というものです。

具体的には、胎児期→乳児期→幼児期→児童期→青年期・・・・・・・・・・というようなものです。それぞれの時期に、発達に関し共通の特徴がみられます。発達の順序（過程）にも共通のものがああります。

ここでは、子育て支援員は、子どもの発達を支援することが主な業務であるので、胎児期から青年期までの発達について説明します。

2 胎児期から新生児期及び乳幼児期の発達

■ 胎児期

胎児は妊娠 10 週に満たないうちから感覚器官が形成され、20 週～25 週（6 ヶ月～7 ヶ月）には、各器官の神経ができあがります。そして、その頃から聴覚も発達するので、話しかけるなどの好ましい刺激は、脳の発達を促します。

この点で、生まれる前から親子の関係を築くことも可能となります。

■ 新生児期

生後 1 ヶ月間の新生児期は、パターンの対象に対するある程度の視覚的能力や、人の音声と物理的な音を区別する能力もあり、すでに周りの世界を新生児なりにコントロールしていこうとする能動的な側面がみられます。

■ 乳児期

生後 4 ヶ月頃までに首がすわり、その後寝返りができるようになるなど、全身の動きが活発になります。身体が著しく発育し、運動機能も急速に発達します。

また、この時期は大人によって命を守られ、愛され、また様々な欲求に大人が適切に答えることで、情緒が安定し、人への信頼感が育ちます。特にスキンシップは大きな役割を果たすといわれています（アタッチメント、愛着理論）。

■ 幼児期

二足歩行が確立し、子どもの活動範囲は格段に広がります。また、言葉を理解し、話すようになると、周囲の大人や他の子どもと共感したり、楽しんだりなどの交流を通して情感が豊かに育っていきます。またこうした交流は、自分と他者との違いに気付くきっかけにもなり、自我の育ちにつながっていきます。

また、いわゆる「なぜなぜ期」（質問期）といわれる、「なぜ」、「どうして」という質問を盛んにしてくる時期もこの時期です。

3 学童期から青年期の発達

■ 学童期

小学校低学年の時期の子どもは、幼児期の名残はまだありますが、大人の言うことを守る中で、善悪の理解と判断ができるようになってきます。

そして、小学校高学年の時期になると、ある程度物事を対象化して、認識できるようになり、自分のことを客観的に見るできるようになります。

また集団の規則を理解したり、自分達でルールを作ったり、それを守ったりできるようになりますが、その一方で、いわゆる「ギャングエイジ」と言われている閉鎖的な子どもの仲間集団が発生する時期でもあり、そうした仲間間での付和雷同的な行動が見られる場合もあります。

この頃になると、発達の個人差が大きくなってくるため、人と比較することで、劣等感を抱きやすくなる時期でもあります。

■ 青年期

青年期前期(中学生)になると、思春期に入り自分独自の内面の世界に気付きはじめ、自意識と客観的事実との違いに悩み様々な葛藤の中で、自分自身の生き方を模索し始めます。この時期は大人よりも仲間との関係を重要視する傾向があり、親に対する反抗期を迎えることも少なくありません。

性意識の高まりも見られ、異性への興味関心も高まる時期です。

青年期中期(高校生)は、親の庇護の元から、社会の形成に参画し貢献するといった自立した大人になるために、最終的な移行時期ともいえます。そして、大人の社会でどのように生きるのかという課題に対して真剣に模索する時期でもあります。

4 発達の領域について

次に、**発達の領域**ごとに分けて考えてみます。

発達を一定の時期で区分する発達段階で検討することは、説明しました。今度は発達を一定の機能領域（視点）に分けて分析することを考えます。一定の領域を設定して、その2つの領域での発達をみるのです。この場合の一定の領域は、大きくは、**生物的存在としての人間**と**社会的存在としての人間**の領域に分けられます。人間は、哺乳類の一種としての生物ですが、一方、家族、友人、近隣住民、地域共同体、国等の社会的枠組みの中で生きているからです。

具体的には、「**身体**」「**認知**」「**感情**」「**言語**」「**社会**」といった視点です（これら以外にも多くの視点があります。例えば、「**人格**」「**思考**」という視点もあります）。

子育て支援員は、これらの視点で子どもをみることも重要です。具体例を次頁に記載しておりますが、あくまで一例です。他に多くのものがあります。



【発達領域】

	身体	認知	感情	言語	社会
乳児期	座位、四つ這い、立位	感覚や反射行動	快・不快 おはしやぎ	一語文 から二語文	養育者とのアタッチメント
幼児期	二足歩行の確立	自己中心的な直感的思考	感情の複雑化	話し言葉でのコミュニケーション	自我の芽生え 第一次反抗期
児童期 (低学年)	体力・身体的能力の向上（バランス感覚等）	科学的概念（時間、数量等） 計画的思考	他者の感情の理解	文脈形成力 書き言葉	集団への適応（我慢、協力、対立、約束等）
児童期 (中学年)	体力・身体的能力の更なる向上	9・10歳の節 抽象的思考	他者の自己に対する評価に敏感になる	二次的言葉（話し言葉+書き言葉）の獲得	社会的仕組の理解（お金の役割等）
児童期 (高学年)	運動遊びから競技スポーツ	自らの得意、不得意を知る	自己肯定感 自制心 劣等感	語義の多様化 文章理解	子ども集団の規律と個性（ギャングエイジ）
青年期（前半は思春期）	身体的成熟 第二次性徴	論理的思考の高度化	友情・恋愛 感情の成熟	自己の思想、感情の表現	アイデンティティーの確立 第二次反抗期

【発達段階】

【参考：旧保育所保育指針：第2章 2. (1), (2)】

2 発達過程

子どもの発達過程は、おおむね次に示す8つの区分としてとらえられる。ただし、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程としてとらえるべきものである。また、様々な条件により、子どもに発達上の課題や保育所の生活になじみにくいなどの状態が見られても、保育士等は、子ども自身の力を十分に認め、一人ひとりの発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である。

(1) おおむね6か月未満

誕生後、母体内から外界への急激な環境の変化に適応し、著しい発達が見られる。首がすわり、手足の動きが活発になり、その後、寝返り、腹ばいなど全身の動きが活発になる。視覚、聴覚などの感覚の発達はめざましく、泣く、笑うなどの表情の変化や体の動き、喃語などで自分の欲求を表現し、これに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形成される。

(2) おおむね6か月から1歳3か月未満

座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動機能が発達すること、及び腕や手先を意図的に動かせるようになることにより、周囲の人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。特定の大人との応答的な関わりにより、情緒的な絆が深まり、あやしてもらおうと喜ぶなどやり取りが盛んになる一方で、人見知りをするようになる。また、身近な大人との関係の中で、自分の意思や欲求を身振りなどで伝えようとし、大人から自分に向けられた気持ちや簡単な言葉が分かるようになる。食事は、離乳食から幼児食へ徐々に移行する。 以下略



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は人の生涯にわたる発達の過程を理解し、中でも特に、胎児期から青年期までを理解し、その理解に基づき、支援を行っていくことが重要である。

コラム ＜発達課題＞

これまで「人は生涯にわたって発達していく」ことを学びました。この点に関連して、「人間が健全で幸福な発達を遂げるためには各発達段階で達成しなければならない課題があり次の発達段階にスムーズに移行するために、それぞれの発達段階で習得しておくべき課題がある」といわれます。ハヴィガーストやエリクソンなどの多数の心理学者が提唱していますが、ここでは、ハヴィガーストの発達課題について紹介しておきましょう。

● アメリカの心理学者「ロバート・J・ハヴィガースト(1900～1991)」の発達課題

乳幼児期	児童期
1. 歩行の学習 2. 授乳から固形食（離乳食・一般食）への移行 3. 言葉の学習 4. 大小便の排泄行為の自律（統制）とトイレトレーニングによる習慣づけ 5. 男女の性差と性の恥じらいの学習 6. 生理的安定の獲得 7. 社会や物事についての単純な概念と理解の形成 8. 両親・兄弟姉妹をはじめ、他人と自分との情緒的な結びつき 9. 善悪・正誤の大まかな分別と良心（思いやり）の発達	1. 同世代との遊び・スポーツに必要な身体的能力・技能の習得 2. 自分と日常生活に対する健全（前向き）な態度形成 3. 同世代の子どもとの友達関係・協調性の学習 4. 男子・女子としての役割の学習 5. 読み・書き・計算の基礎学力の習得 6. 日常生活に必要な概念と物事の理解の発達 7. 良心、道徳観念、規範意識、価値の尺度の発達 8. 自分と他人は異なる人格であるとする人格の独立性の意識化 9. 社会的集団や学校・病院など公的機関に対するふさわしい態度の発達



第三章 発達への援助

＜ポイント＞

子どもの継続的な発達を援助していくためには、どのような援助をしていくべきか。

1 基本的生活習慣の獲得の援助

■ 基本的生活習慣

発達の援助としては、食事や排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること等の基本的な生活習慣の獲得の援助が重要です。

この援助に際しては、子どもの「自分でしようとする気持ち」を尊重し、急がずに子どものペースに合わせて、子どものできないところを援助していくことが重要です。温かく、見まもることが重要です。

■ 家庭との連携

また、基本的生活習慣の獲得の援助は家庭でも行われるので、保護者との連携、具体的には、家庭や保育所での状況を共有していくことが重要です。



2 発達の課題を達成すべき援助

■ 発達課題の達成のための援助

一人ひとり子どもには異なる性質や特性があり、その成長・発達は、それぞれの子どもごとに異なり、個人差がみられます。しかし、その一方で子どもの発達の道筋や、さまざまな能力を獲得していく順序については、共通している部分も多いものです。発達段階、発達過程といわれるものです。

例えば、赤ちゃんはハイハイをしてからしばらくして歩くようになり、言葉も「マンマ」といった一言のみだったのが、「マンマちょうだい」の二言に増えていくというふうに、ある行動が現れる時期には個人差があるものの、その順序はだいたい決まっています。

そのため、子育て支援員等は、子ども自身の各発達段階における達成すべき課題（次の発達段階への移行）を上手くクリアしていくことができるよう援助することで、子どもの継続的な発達を支援していくことができます。

■ 特に発達が遅れていると思われる子どもへの援助

子どもの長所を見つける	できないところに目を向けるのではなく、他のことに目を向け、できるだけ、その子どもの長所を見つけるようにすることが重要です。
無理にさせない	心配しすぎたり、気にしすぎたりする結果、できないことについて子どもを責めたり、無理に行わせるといったことがないようにすることが重要です。
見過ごさない	個人差があるので、できないことよりできることに目を向けるべきです。ただ、あまりにも遅れていると思われる場合や、体の動きや言葉など、それぞれの発達があまりにもバランスが悪く感じられる場合は、保護者ともよく話し合い、より注意深く見守ると同時に、保健センター等の相談すべき専門機関があることを情報提供した方がよい場合もあります。

■ 発達段階にふさわしい体験

子どもは成長していく中で、徐々に視野を広げ、さまざまな物事に対する認識力が高まり、他者とのかかわりを深め、自己を探究していくものです。

このように子どもが成長していくためには、発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することは重要です。特に身体感覚を伴う多様な経験を積み重ねることが、子どもの発達には不可欠といわれています。

子育て支援員は、すべての子どもの発達に気をくばりながら、様々な経験ができるよう、子どもの発達をサポートしていく必要があります。



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、**発達段階**、**発達過程**を理解し、その段階での**発達課題**をクリアできるような援助を行なうことが必要である。

また、発達が遅れている子どもに対しては、「**子どもの長所を見つける**」、「**無理にさせない**」、そして、遅れが大きいと感じる場合は、職場の上長等に確認をとり、保護者に相談すべき専門機関があることを、情報提供した方がよい場合もある。

【MEMO】



第四章 子どもの遊び（遊びと発達）



＜ポイント＞

子どもの遊びは、発達にどのように影響するか。子育て支援員は、どのように支援すべきか

1 子どもと遊び

■ 遊びの意義

大人にとっては、「仕事の後（休日）に遊ぶ」というように、ある意味では苦痛、強制もある仕事に対する概念で、遊びはそれ自体に喜びや満足をもたらすものです。

これに対して子どもの遊びは、仕事との分化がありません。子どもにとって遊ぶことは誰もが行う当たり前の、欠くことのできない活動です。

そしてまた、子どもの成長・発達と深く結びついています。遊びの活動を通じて新しい機能を獲得し、社会の習慣、役割を身につけるなど、**心身の発達に重要な役割をもつ**ものです。子育て支援員が、子どもの遊びを支援する際には、まずこの点を確認しておく必要があります。

■ 遊びの要件

上述のように遊びは、子どもの発達に重要な役割を果たしています。それでは、このような役割を果たすためには、遊びがどのようなものでなければならないのでしょうか。

子育て支援員は、子どもの発達を促すための遊びは、
下記のようなものでなければならないということを理解しておくことが重要です。



【遊びの要件】

- | | |
|---------------|--|
| ① 自発的なものであること | 遊びが、子どもが自ら選んで取り組む活動である事。
(子育て支援員等が、「積み木遊びをしましょう」というのではなく、子ども自身が、主体的に遊びを選べるような環境を作る事が重要である。) |
| ② 自己完結性があること | 遊ぶこと自体が、活動の目的となっている事。
(子育て支援員等は、子ども自身が、「遊びたいから遊ぶ」と思えるよう支援していくことが重要である。) |
| ③ 自己報酬性があること | 遊びが、喜びの感情に結びつき、楽しいものであること。
(子育て支援員等は、遊びが、子どもにとって楽しいものと思えるように支援していくことが重要である。) |
| ④ 自己活動性があること | 遊びの流れが、子どもの意思や判断により、方向づける（変化・発展させる）ものである事。
(子育て支援員等は、遊びが、子どもの考えにより進めていけるよう支援していく事が重要である。) |

■ 遊びの進展（遊びの質）

そもそも子どもが遊ぶためには、愛着形成と呼ばれる安心できる特定の対象（多くは母親）に対する特別な感情を抱くことが必要です。子どもは、そうした愛着の対象を**安**

全基地として活発に探索行動を行うようになります。そうした探索行動と、それに伴ったおもちゃなどの操作によって、より高度な遊びの前提条件となる機能的な遊びが促され、それが象徴遊び、さらにルールのある遊びといった高度な遊びに進展していきます。

遊びは子どもを成長、発達させ、成長、発達が遊びを進展させていきます。

子育て支援員としては、このような進展があるような支援を行う必要があります。

【発達過程に応じた遊びの進展例】

①感覚遊び（ものを見たり触れたりなど感覚器官を使う遊び）

↓ 生まれて数ヶ月から始まります。視覚や触覚などの感覚機能を強化します。

②機能遊び（ものを移す、穴に通す、入れる、回す等）

↓ 1歳くらいから始まります。手先の感覚や器用さを獲得します。おおざっぱな「大きい・小さい」「多い・少ない」という感覚をこうした遊びをくり返すことで獲得します。

③象徴遊び（つもり、みたて遊び→ごっこ遊び（再現遊び））

↓ 2歳くらいからはじまる、いわゆる「つもり・みたて遊び」を十分経験して、3歳くらいから「ごっこ遊び」が始まります。模倣を通して社会的役割の理解と獲得が行われます。目の前にないものをイメージする想像力や、社会性、言語能力を高めます。

④構造遊び（積み木遊び等）

↓ 3歳くらいからはじまる遊びで、代表的なものが「積み木遊び」です。空間認知、創造性、仲間との協調性が育まれます。十分な量の積み木等があれば遊びは発展します。

⑤ルールのある遊び（カード遊び等）

一般的には、4歳くらいからできるようになります。

集団で行うカード遊びなどのルールのある遊びです。

ルールを守れないと集団で遊べません。

社会性が発達します。集団における規律の獲得です。



2 子どもの遊びの効用

子どもは保護者や保育者と遊ぶこともありますが、子ども同士で遊ぶことがあります。この遊びの中で、発達が促されます。遊びを通じて、豊かな創造力がはぐくまれたり、また、自分と違う他者の存在や視点に気付き、相手の気持ちになって考えたり葛藤を経験する中で、自分の気持ちを表現したり、相手のことを受け入れるといった態度を学んでいきます。こうした体験は、道徳性や社会性の基盤となります。

また、遊びには次のような効用もあります。

＜遊びの効用＞

①	生きる力（身体的能力）を育む→体力、運動能力、巧緻性が向上する。
②	学びの力（知的能力）を育む →様々な物事についての体験的な知識を身に付ける。
③	心の力を育む →自主性、耐性、創造性など「心の能力」を身に付ける。
④	人と関わる力（社会性）を育む→子ども同士で遊ぶことで人間関係力を身に付ける。
⑤	精神（心）の安定 →子どもなりのストレスを解消し、心の健康を維持する。

3 保育者との愛着形成

遊びは、子どもの様々な面の発達に関係します。そして、子どもが遊ぶためには愛着形成が必要です。ただ、養育者との愛着形成が不十分であっても、保育者との愛着が形成されていくことで、子どもの愛着を修復し、子どもに安全観と安心感をもたらし、安心して遊ぶことが可能となる面もあります。

そのため子育て支援員などの保育者は、子どもが表現したことと、その時の子どもの感情をしっかりと受け止め、遊びの世界につなげながら展開するようにし、子どもと保育者間でイメージの共有体験ができるよう意識して関わる必要があります。イメージの共有体験は、保育者との気持ちの共感性へとつながり、保育者との愛着の形成につながります。この点は、非常に重要です。

【参考：遊びの支援に関する保育指針の規定の一部】

第2章 1 (2)ウ(ウ)①、2(2)ウ(ウ)①、 3 (2)ウ(ウ)①

- ・ **乳児期**：玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、その時々の子どもの興味や関心を踏まえるなど、遊びを通して感覚の発達が促されるものとなるように工夫すること。
- ・ **1歳以上 3歳未満児**：玩具などは、音質、形、色、大きさなど子どもの発達状態に応じて適切なものを選び、遊びを通して感覚の発達が促されるように工夫すること。
- ・ **3歳以上児**：子どもが、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の子どもの考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。



【子育て支援員へのステップ】

子どもの遊びは、社会の習慣、役割を身につける等、心身の発達に重要な役割をもたらす。

子どもが遊ぶためには**保護者との愛着形成**（安全基地）が必要である。ただ、保護者との愛着形成が不十分でも、保育者（子育て支援員等）との愛着が形成されていくことで、子どもの愛着を修復し、子どもに安全観と安心感をもたらし、安心して遊ぶことが可能となる面もある。このことも意識して保育する必要がある。



第五章 検討課題

＜ポイント＞

現代の**子育てを取り巻く環境**で、子どもの育ち・発達の支援における課題は何か。

これまで子どもの発達を理解して、適切な発達を支援する方法を考えてきました。

これに関して、子どもの育ちや子育てをとりまく環境の変化もあります。

現代社会は、少子化や都市化の影響で、地域社会の中での子どもの自在な**遊び**はほぼ消滅し、自然と触れ合う機会も少なくなり、共働き家庭の増加や家電の発達で、子どもの仕事もなくなってきています。

この結果、**子どもが生活の中で自然に「発達」し、育つ**ことは従来のようには期待されなくなってきています。子育て支援員は、このような現代社会の課題を念頭におき、子どもの発達を理解して支援していくことが重要です。

この意味で、子育て支援員の役割は今後、さらに増していくものと思われます。



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、現代社会の子どもの育ち、子育ての環境の変化に合わせた支援の方法を検討していくことも必要である。

【検討課題】

子どもは、何ごとに対しても「なぜ」、「どうして」と質問してくることがあります。いわゆる「**なぜなぜ期**」あるいは「**質問期**」といわれるものです。

子どもは、「どうして たいようは まるいの？」「どうして いちごは あかいの？」というような質問をしてくることがあります。

このような場合、皆さんは、どのように答えますか。

答え方とその理由（子どもの発達の観点から）を考えてください。



1 基本研修

④保育の原理



<この科目で学ぶべきテーマ>

地域や家庭の生活の中で子どもを育てることが困難になり、国、地方公共団体による子育て支援の必要が生じ、その点から創られた制度が**子育て支援員制度**であることを、科目①「子ども・子育て家庭の現状」で学びました。

子育て支援員は、保護者の子育て、つまり保育を支援するのが仕事です。ここに子育て支援員が「**保育の原理**」を学ぶ必要性があります。

本編の内容と構成

＜本編の内容＞

本編は、「厚生労働省の子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日）に定められた子育て支援員研修事業実施要綱の別表 1 に定められた研修の内容等に準拠して作成しています。

子育て支援員研修は、子育て支援員という全国共通の資格を付与するための研修であるので、その内容は全国共通でなければならないからです。

基本研修 科目④「保育の原理」の内容等

科目名	区分	時間	内容	目的
④保育の原理	講義	60 分	＜子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解＞ ① 子どもという存在の理解 ② 情緒の安定・生命の保持 ③ 健康の保持と安全管理	① 発達・成長過程に応じた保育の基礎について理解する。 ② 情緒の安定と生命の保持に係る保育の基礎について理解する。 ③ 子育て支援事業における安全対策や危機管理の必要性について発達との関連を踏まえて理解する。

＜本編の構成＞

最初に、序章として「何故、保育の原理を学ぶのか」という点を記載し、本論に入りやすくしました。

本論は、記述の内容を理解しやすくするため、最初に「ポイント」を記載し、その単元で学ぶべきことをイメージしやすくしました。

次に、その単元の内容を詳しく説明しました。記述の方法は、口語体を使い読者に訴える方法をとりました。硬い文章を読まされ続けて、読むのが嫌になることがないようにするためです。

最後に、「子育て支援員へのステップ」として、その単元で、子育て支援員として是非とも理解しておいて欲しい内容をまとめました。

さらに、その単元に関して参考となる保育所保育指針等の関連する規定を掲載しました。保育所保育指針等は、子育て支援の基本となるものだからです。

このように、「ポイント」→「詳しい説明」→「子育て支援員へのステップ」の 3 段階方式で内容の理解が促進されるようにしました。

序章 何故、「保育の原理」を学ぶのか



＜ポイント＞
子育て支援員が「保育の原理」を学ぶ理由とは何か

1 子育て支援員の仕事と「保育の原理」

子どもは、生まれたときから自然に成長する（育っていく）力が備わっていますが、自分一人で育っていくことはできません。子どもを保護し、育てていくことが必要です。これが保育です。保育は、第一義的には、家庭で保護者が行うものです。ただ、国や地方公共団体も保護者の保育を支援することは必要です。子育て支援員もこの観点から保育を支援し、携わります。

それでは、保育はどのように行うべきでしょうか。

保育は子どもごとに異なるのは当然ですが、すべての保育に共通する、すべての保育者が保育において拠って立つべき根本原則があります。これが保育の原理というものです。子育て支援員も保育者である以上、この原則にもとづき保育を行う必要があります。

ここに子育て支援員が「保育の原理」を学ぶ必要性があるのです。

2 「保育の原理」で学ぶべきテーマ

それでは「保育の原理」で具体的にどんなテーマを学ぶのでしょうか。

テーマ	学ぶこと
子どもという存在の理解と協働	大人の責務の一つは、「命ある存在」である子どもを育むことにあります。その営みこそ「保育」です。 「保育」は人と人との営みです。子どもの側は、能動的な自らの意思を示していきながら主体的に動き、活動をすすめていきます。大人たちの側が、見守り、後押しをしていくことによって子どもはさらによりよく生きる力を発揮していけるようになります。そこには、大人と子どもの「協働」が息づいているように思われるということを説明していきます。
情緒の安定・生命の保持	乳児は、不快な状態を泣くことで発信します。その不快を受け止めてくれて心地よい状態にしてくれる存在の大人・保護者がいることが、 生命の保持 においては重要になります。穏やかに接して関わってもらえばより一層、ほっと安堵する時間がそこにあります。 情緒の安定 はそのような保護者とのなかで育まれていきます。乳児期のそのような人間関係は、その後の成長過程における人間関係の基盤になるといわれているということを説明していきます。
健康の保持と安全管理	この科目では、子ども自身の 健康の保持 のために大切な、子どもの「日々の健康観察」と「定期的な健康診断」の重要性について学びます。 また、 子どもの安全を確保 することに努める上で、事故の防止の中でも特に重要な、死亡等の重大事故の防止の注意すべきポイントについて学びます。

第一章 子どもという存在の理解

＜ポイント＞

「保育」に際しては、「子どもという存在」をどのように理解して保育を行うべきか。

1 子どもは、一人のかけがえのない「命ある存在」である

■ 生命の誕生

人間の生命は、母なる性と父なる性の営みから長い時間をかけて（様々なリスクの中で、ある意味では神秘的に）、一人の人間としての命が生み出されます。通常は、「おめでとう」と祝福されて誕生しますが、そうではない子どもたちもいます。遺棄されてしまう子どももいます。

ただ、誕生した命として、一人のかけがえのない存在であることには、どのような命であっても変わりはありません。

■ 一人のかけがえのない命を守り育てるという保育原理

このような命は、保護者の保護を受けなくては生きてはいけません。その生命を維持していくには、穏やかで温かいかわりを含めた保護を必要とします。これが、保育です。

保育に際しては、かけがえのない命を守り育てていく責務が大人である我々にかかってきます。ここで、大人とは、第一義的には、保護者を意味しますが、それ以外の保育に携わる者も含みます（国や地方公共団体は、保護者の子育てを支援する義務があります）。これらの大人、つまり保育関係者（ここに子育て支援員も含まれます）は、温かいまなざしで穏やかなかわりあいによって、かけがえのない命を守る必要があります。これにより「命ある存在」である子どもが育っていきます。

このようなかわりあいをし、かけがえのない命を育てていくことが**保育原理**の一つです。



2 子どもの育つ力、学ぶ力を支援する

■ 育つ力・学ぶ力を育む支援

子どもは、最初から育つ力・学ぶ力をもって生まれてきているといわれています。その力がよりよく発揮されるには、その命が育まれなくてはなりません。そこに保護者やその子育てを支援する保育者（子育て支援員も含まれます）の保護力が必要になります。

赤ちゃんは自ら、食を得ることはできません。生命の維持には食事をとること、排泄をすること、睡眠をとること、清潔であること等が確保されてはじめて命が育まれます。

■ 子どもの育つ力、学ぶ力を支援するという保育原理

保護者や保育者たちが、子ども一人ひとりの状態を見極めながら、一人の命ある存在をしっかりと保護育成できてこそ、子どもが、その持てる力（育つ力、学ぶ力）をよりよく機能させることになります。

このように、子どもが、その持てる力（育つ力、学ぶ力）をよりよく機能させることが**保育原理**の一つです。

3 権利の主体である子ども～児童の権利に関する条約から学ぶ～

■ 子どもの見方（子ども観）

子どもについては、かつては、一家の労働力としてみられたり（極端には親の所有物）、また、大人になる前の段階で保護の対象としてのみみられていました。

この観点では、大人の視点から、子どもは、保護の対象としてのみみられていました。

しかし、近年は、子どもでも、**一人の人間として人権を持つ**、と考えられています（保護の必要性があることは当然の前提です）。

この点は、**児童の権利に関する条約**に明確に規定されています。この条約を守ることを約束している国は約 200 で、日本も 1994 年にこの条約を守ることを約束しています。

＜児童の権利に関する条約の 4 つの原則＞

条約の基本的な考え方は、下表の 4 つの原則で表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切です。4 つの原則は、「**こども基本法**」（2023 年 4 月施行）にも取り入れられています。

 2	差別の禁止 （差別のないこと）	すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など どんな理由でも差別されず 、条約の定めるすべての権利が保障されます。
 3	子どもの最善の利益 （子どもにとって最もよいこと）	子どもに関することが決められ、行われる時は、「 その子どもにとって最もよいことは何か 」を第一に考えます。
 6	生命、生存及び発達に対する権利 （命を守られ成長できること）	すべての子どもの 命が守られ 、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
 12	子どもの意見の尊重 （意見を表明し参加できること）	子どもは自分に関係のある事柄について 自由に意見を表すことができ 、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

上記の中の子どもの意見の尊重に関していうと、明らかに子どもを権利の主体としてみています（元来、この条約は子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められたものです）。子育て支援員として仕事をする上で、非常に重要な内容です。子どもの権利を尊重し、自己実現を支えることが重要です。

このように、子どもを、大人と同様の一人の人間（人格）、人権の主体として保育を行うことは**保育原理**の一つです。

また、保育所保育指針も、第1章1.(5)アで次のように規定しています。

【保育所保育指針：第1章 1.(5)ア】

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

放課後児童クラブ運営指針でも、第1章2.(1)で次のように規定しています。

【放課後児童クラブ運営指針：第1章 2.(1)】

放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童クラブは、児童福祉法及びこども基本法並びに児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの最善の利益を優先して考慮し、育成支援を推進することに努めなければならない。

4 保育は子どもとの「協働」という見方

■ 保育は「協働」の意味

子どもを、大人と同様の一人の人間（人格）、人権の主体としてみることは、保育は、保護者等の保育者と子どもの「協働」ということにつながります。

子どもと保護者等の保育者との関係をみていくと、保護者等は、保護者であり、子どもを守り、育成する役割を有しています。子どもの方は、そのなかでも、能動的に自らの意思を示しながら主体的に動き、活動をすすめていきます（ここに子どもを一人の人間としてみる視点があります）。

子ども時代には、保護者等の保護のもと、生命の維持を支えていく命を育み、食べる力があれば、その中で子どもは遊びを体験し、さらにその先を深めていくとしていきます。

能動的な子どもの姿がそこにあります。それらを保護者等が保障していくことで、そこに子どもの個性の発揮、さらによりよく生きる力を発揮します。

このように、保護者等と子どもとの「協働」という観点で保育を行うことは、**保育原理**の一つです。

■ 「協働」の程度

児童福祉法によれば、児童とは18歳未満の者であるとされています。0歳から18歳まででは、子どもの成長の程度も異なります。やはり、年齢が高くなるほど成長し、大人に近くなります。したがって、「協働」の程度も、年齢が高くなるほど高くなるものと思われます（児童の自主性が高くなる）。このような自主性が高くなる、押し付けではない保育（養育）は、自立的な大人になることを可能にし、より良い人生を送ることができる可能性が高まります。

その意味において「**保育は協働**」という保育原理は、非常に重要な原理です。



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、保育者として次の保育原理を理解し保育する必要がある。

- ① かけがえのない命を育てるという**保育原理**
- ② 子どもの持てる力（育つ力、学ぶ力）をよりよく機能させるという**保育原理**
- ③ 子どもを、大人と同様の一人の人間（人格）、人権の主体として保育を行うという**保育原理**

第二章 情緒の安定・生命の保持



＜ポイント＞

子どもの情緒の安定・生命の保持を保つのに必要なことは何か。

1 情緒の安定・生命の保持

■ 大人と子どもの関係性の構築

前頁で、子どもという存在とその生き方において、大人との協働についてみてきましたが、そこまでの関係性を築くことができるのには、その子どもがそのように能動的に生きられるだけの条件が整っていることが必要になります。

それは、子どもと保護者等との間に**生命の保持が可能**なかわりがあり、そこにかつ**子どもと保護者等の情緒が共に安定している**状況があるということです。

■ 乳児期の情緒の安定の育み方

赤ちゃんは泣くということでもさまざまなことを発信しています。不快の内容として、おなかがすいたということや、汗をかいてしまったことで心地よくないということなど、さまざまな不快な状態を泣くことで発信しています。それらを読み取っていくのが大人です。

不快なことを解消してくれる温かく穏やかなかわりのなかで、どのようなことを示しても、しっかりとその不快を受け止めて、心地よい状態にしてくれる存在の大人・保護者が行なう、食事、排泄、睡眠、清潔、着脱などの世話は、生命の保持においては重要な役割を果たします。

また、穏やかに接してかわってもらえば、より一層、ほっと安堵する時間がそこにあります。そのなかで赤ちゃんは多くのことを吸収していきます。**情緒の安定はそのような大人・保護者との関係の中で育まれていきます。**

このように、子どもと保護者等との間に、**生命の保持が可能**なかわりがあり、かつ**情緒が共に安定している**状況があることは、**保育原理**の一つです。

保育所保育指針も、第1章2.（1）で次のように規定しています。

【保育所保育指針：第1章 2.（1）】

保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりや関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。

2 人間関係の形式と個人差への対応

■ 人間関係の形式

乳児期の安定的なこのような人間関係は、人によって育てられる典型的な姿といえます。そのやり取りの内容は相互に分かり合える人間関係を形成していきます。

乳児期のそのような人間関係は、その後の成長過程における人間関係の基盤になるといわれています。乳児期から幼児期にいたるまでに、安定した情緒のなかで育まれていくことは、その子ども自身の感情や自我の発達過程においても、穏やかな自立に向かう力も強いといえます。大人は、その基盤形成にかかる時間を

急がず、穏やかにかかわり、見守りながら、子ども自身が育つのを見守るということです。これも**保育原理**の一つです。

■ 個人差への理解と対応

一方、子どもには**個体差**があり、それゆえ個性があります。発達初期段階においても、泣き叫ぶ子どもや、物静かで発信がないように見える子どももいます。生命の保持、安定的な情緒形成においては、大人・保護者がなすべきことは変わらないものの、**個体差**については丁寧にかかわることが必要です。

子どもにとって不快なことや泣くことの意味を理解し、個人差に応じた穏やかなかかわりで見守ることが、子ども自身の穏やかさにもつながるでしょう。育ちの過程では、**一人ひとりの個性を見極めながら、その時期、それぞれの保育の内容を選択しながら、丁寧に進めていくことが重要**です。

保育所保育指針も、第1章1.(3)ウで次のように規定しています。

【保育所保育指針：第1章 1.(3)ウ】

子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、保育者として次の保育原理を理解し、実行することが必要である。

- ① 子どもと保護者等との間に、**生命の保持が可能**なかわりがあり、かつ**情緒が共に安定している**状況があることという保育原理。
- ② 時間を急がず、穏やかにかかわり、子ども自身が育つのを見守るという保育原理。

【MEMO】



第三章 健康の保持と安全管理

＜ポイント＞

子どもの健康の保持と安全管理に必要なことは何か。

1 健康の保持・増進

■ 子どもの健康状態の把握

子どもの健康は、保育所等での健やかな生活の基本であり、これを欠いては保育は成立しません。そこで、子育て支援員は、子どもの健康の保持を最も重視する必要があります。そのためには、まず、子どもの健康状態を把握する必要があります。

この点、**日々の健康観察**が重要です。そこで、平常とは異なった状態を見つけることです。具体的には、機嫌、食欲、顔色、活動性などを観察し、子どもの健康状態を把握します。異常があれば、保護者に連絡をします。

また、嘱託医がいる場合は、**定期的な健康診断**を行い、慢性疾患や不適切な養育等の早期発見を図ることも重要です。

■ 子どもの発育状態の把握

また、健康状態に加え、発育状態の把握も重要です。定期的に身長や体重等を計測し、前回の計測結果と比較することで発育状態を把握することができます。

さらに、この結果を保護者と共有することで、保護者とともに、子どもの成長を喜ぶことができます。

2 安全管理

■ 事故防止

子どもの**健康**と並び子どもの**安全を確保すること**も、保育所等での健やかな生活の基本であり、不可欠なものです。

そこで、子育て支援員は、保育中の子どもの安全を確保することに努めなければなりません。具体的には事故の防止です。

事故防止の中でも、重要なものは、死亡等の重大事故の防止です。

例えば、**睡眠**、**プール活動**及び**水遊び**、**食事**などの場面です。

このことは、「**保育所保育指針第3章3（2）イ**」に記載があります。

また、**睡眠**、**プール活動**及び**水遊び**、**食事**などの場面で注意すべきポイントの具体的な内容が、国（内閣府、厚生労働省等）が作成している、下記ガイドラインに記載されていますので、よく読み理解するようにしましょう。

①「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】

～施設・事業者向け～

②「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通～

また、子どもの「**安全を確保すること**」の重要性に鑑み、次頁に、こども家庭庁や大阪市のポスターを掲載しましたので、よく読み理解するようにしましょう。

子どもの**健康保持**と**安全の確保**に努めることは、非常に重要な保育原理です。





寝ている 赤ちゃんの いのちを 守るために



にゅうようしとつぜんしじょうけん ヌアイデーニ

乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)

「乳幼児突然死症候群(SIDS: Sudden Infant Death Syndrome)」は、それまで大きな異常のきざしがないのに、乳幼児が睡眠中に亡くなってしまふ原因不明の病気で、

令和5年には48名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第5位です。

SIDSについて▶



SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ること
SIDSの発症率が低くなるというデータがあります

1歳までは
「あおむけ」に寝かせる



SIDSは睡眠中に起こります。うつぶせ寝、あおむけ寝のどちらの体勢でも起こっていますが、あおむけに寝かせたほうが発症率が低いことが研究でわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

できるだけ
母乳で育てる



母乳で育てられている赤ちゃんのほうが、SIDSの発症率が低いことが研究でわかっています。様々な事情があり、すべての人が母乳育児ができるわけではありません。無理のない範囲で母乳育児にトライしてみましょう。

たばこはやめる



たばこもSIDSの発生要因のひとつであるといわれています。乳幼児の周りで誰かがたばこを吸うことは、SIDSの発症率を高くすることがわかっています。妊婦自身の喫煙、まわりの人が吸ったたばこの副産物を妊婦が吸う「受動喫煙」も生まれた後にSIDSの発生要因になります。こどもに関わるすべての大人は喫煙をやめましょう。

こども家庭庁
ホームページで
ご覧いただけます

乳幼児突然死症候群(SIDS)について
<https://www.cta.go.jp/policen/boshuhoan/boshuhoan/sids>



乳幼児突然死症候群(SIDS)
診断ガイドライン(第2版)
<https://www.cta.go.jp/policen/boshuhoan/boshuhoan/sids/guideline>



乳幼児突然死症候群(SIDS)については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどでご相談に応じています。

【出典：乳幼児突然死症候群(SIDS)普及啓発用リーフレット(こども家庭庁)】

眠っている赤ちゃんの 窒息を防ぐには

一日の多くを寝て過ごす赤ちゃんにとって、睡眠時の環境は
とても大切です。SIDSの直接の原因ではありませんが
睡眠環境を整えることで、SIDSとは異なる窒息も防ぐことができます。



ベビーベッドに寝かせ
柵は常に上げておく。
頭や身体がはさまれないようにも注意

できるだけベビーベッドを使用し、国が定めた安全基準の検査に
合格した製品であることを示す、PSCマークが貼付されたベビー
ベッドを選びましょう。

また、赤ちゃんは日々成長し、できることが増えるため、「動かない
だろう」と油断せず、転落しないように、柵は常に上げておきましょう。
う、赤ちゃんの頭や身体がはさまれないよう、周囲の隙間やベッド
柵と敷きふとん・マットレスの隙間をなくしましょう。



赤ちゃんが寝る場所には
枕やぬいぐるみをおかない。
口や鼻はおおわない

赤ちゃんは、寝返りをしたり、ずり上がったり、寝ている間も動き回ります。
口や鼻をおおったり、首にまきついたりしてしまうリスクがあるものは危険で
す。枕やタオル、衣類、よだれ掛け、ぬいぐるみなどは近くにおかないようにし
ましょう。



下に敷くふとん・マットレスは
固めのものを使う。
上にかけるふとんは使わない

ふかふかした柔らかい敷きふとん・マットレス・枕は、うつぶせになった場
合に顔が埋まってしまい、鼻や口がふさがれて窒息するリスクがあります。赤
ちゃん用の固めの寝具を使いましょう。掛けふ
とんは使用せず、脱着で温度調整しましょう。

また、保護者が深い寝をする時は、赤
ちゃんを身体や腕で圧迫しないように注
意しましょう。



こどもまんなか
こども家庭庁



育児や子育て

〔出典：乳幼児突然死症候群（SIDS）普及啓発用リーフレット（こども家庭庁）〕

みんなで取り組む事故予防

ま

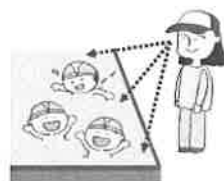
かくにん すいみんちゅう ほいくちゅう
ず確認！睡眠中も保育中



も

は い ち
ちろん配置！

みずあそ かんしやく
水遊びには監視役



い

へ
スクを減らす！

かんさつ ごえんよほう
いつも観察 誤嚥予防



大阪市こども青少年局

【出典：重大事故防止啓発用ポスター（大阪市）】



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員が、保育者として次の保育原理を理解し、実行することが重要である。

子どもの健康保持と安全の確保に努めること（具体的には、国のガイドラインを理解すること等）は、非常に重要な保育原理である。

【関連規定】

【保育所保育指針：第3章 3.（2）】

（2） 事故防止及び安全対策

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

第四章 こども基本法

＜ポイント＞

2023年4月に施行された「こども基本法」には、どのような内容が規定されているか。

1 こども基本法が制定された理由

従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法が必要であるとの考えから制定された。

2 目的と理念

■ 目的

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

■ 理念

こども基本法第3条1号から4号においては、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されています。

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。



3 主な内容

■ こども等の意見の反映

こども基本法第11条では、国及び地方公共団体が、こどもの**意見を反映させる**ために必要な対応をしなければならないと規定しています。

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

※ この条文は、国及び地方公共団体向けのものですが、子育て支援員が、業務を行う上でも参考になります。

4 まとめ

前記の内容、具体的条文は特に暗記する必要はありませんが、じっくり、かみしめて読んでみてください。子育て支援員として活動する際の参考になるでしょう。



【MEMO】

第五章 検討課題



＜ポイント＞

これまで学んだ保育の原理には、どのようなものがあるか。

■ 大人と子どもの「協働」

「保育」は人と人との営みです。子どもの側は、能動的な自らの意思を示していきながら主体的に動き、活動をすすめていきます。大人たちの側が、見守り、後押しをしていくことによって子どもはさらによりよく生きる力を発揮していけるようになります。そこには、大人と子どもの「協働」が成り立っているように思われます。

■ 情緒の安定と生命の保持

「協働」と言えるだけの関係性を築くことができるのには、子どもが能動的に生きられるだけの条件が整っていることが必要になります。それは、そこに**生命の保持**が可能なかかわりがあり、**情緒が安定している状況**があるということです。



【子育て支援員へのステップ】

保育とは、人と人との営みである。そこには、大人と子どもの「協働」が成り立っている。

「協働」と言えるだけの関係性を築くことができるのには、子どもが能動的に生きられるだけの条件が整っていることが必要になる。それは、そこに**生命の保持**が可能なかかわりがあり、**情緒が安定している状況**があるということである。

【検討課題】

- ① 「子ども」とは皆さんにとってどのような存在でしょうか。「子どもの存在を理解する」ということはどういうことでしょうか。子どもの存在によりうれしいこと、楽しいこと、大変なことなどを考えてみてください。
- ② 「協働」ということを学びました。子どもは主体的に考え、動き活動を進めていきます。その中で私たち大人はどのような関わり方をすることが「協働」なのでしょう。
- ③ 皆さんが子育て支援員になり仕事を始めたとして、子どもの生活における日々の安全点検はどのようなものが考えられますか。

<コラム>

事故防止のチェックリストとして次のようなものが参考になります。確認してみましょう。

食 事



チェックポイント ☒

1

環境

- ☐ 食器・食具は適切か
- ☐ 机・椅子の高さは適切か
- ☐ 備えて配膳していないか
(誤配膳防止を含む)

チェックポイント ☒

2

食品の形態

- ☐ 大きさ・形状・温度・量・粘着度等は適切か
- ☐ 個々に応じたひとりの量・大きさに調整しているか

チェックポイント ☒

3

食事時間

- ☐ ゆったりとした保育の流れとなるよう工夫しているか
- ☐ 食事前に水分を摂ったか
- ☐ 詰め込まないよう指導できているか
- ☐ 食べるスピードが速すぎないか
- ☐ よく噛むよう指導できているか
- ☐ 「笑う」「泣く」が起きた時には話まらないかどうかを観察できているか
- ☐ 眠くなっているときに無理に口の中に入れていないか
- ☐ 食べ終わりに口の中が空になっていることを確認したか

食事以外(保育時間中)

チェックポイント ☒

- ☐ 誤嚥・誤飲・窒息につながるものを持ち込んだり、身につけていないか
(家庭や園外から、おもちゃ、小石や木の実等の自然物、菓子・雑貨、フード付き上着等を持参していないか)



- ☐ 発達に応じたおもちゃを選択しているか(素材や大きさなど)

- ☐ ボタンや髪留め、飾りやアクセサリ、ビニール袋等が身近にないか



- ☐ こどもの手の届く場所に危険なものがないか(口に入るものなど)

- ☐ 薬品、洗剤、肥料の管理が徹底できているか



- ☐ 菜園活動中や散歩中等に、作物や木の実等を口に入れていないか

- ☐ 異年齢が一緒に遊ぶ場合は、状況に応じたおもちゃを選択しているか、または、コーナーに分かれて遊んでいるか

確認しよう!

チャイルドマウス



51mm
の楕円形

3歳児の
最大口径
39mm 円形

この円形・楕円形の中に入るものはこどもの口に入ります

誤飲物を縦、横、斜めにして楕円形に入りそうなものは、こどもが飲み込んだり、窒息の危険があります

※乳児クラスについては、身の回りに口に入りそうなものはないかチェックしてみましょう

1 基本研修

⑤対人援助の価値と倫理



<この科目で学ぶべきテーマ>

子育て支援員は、保護者の子育てや子どもの育ち（成長・発達）を支援する**<対人援助職>**です。

科目④では、保育を行う上での原理を学びました。科目⑤では、科目④で学んだ原理を実践するに際して、対人援助職として守らなければならない事を学びます。

対人援助の際には、その言動が援助対象者に重大な影響を与え、また重要な秘密を知ること等があります。

そのため、言動は注意する必要があります。

具体的な注意事項として、歴史的に形成されてきた**対人援助の原理**があり、これが理解すべきことです。子育て支援員として常に守るべき根本的な**行動原理**です。

本編の内容と構成

＜本編の内容＞

本編は、「厚生労働省の子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日）に定められた子育て支援員研修事業実施要綱の別表 1 に定められた研修の内容等に準拠して作成しています。

子育て支援員研修は、子育て支援員という全国共通の資格を付与するための研修であるので、その内容は全国共通の内容でなければならないからです。

基本研修 科目⑤「対人援助の価値と倫理」の内容等

科目名	区分	時間	内容	目的
⑤ 対人援助の価値と倫理	講義	60 分	＜子育て支援（対人援助）を行うための援助原理の理解＞ ① 利用者の尊厳の遵守と利用者主体 ② 子どもの最善の利益 ③ 守秘義務・個人情報の保護と苦情解決の仕組み ④ 保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力 ⑤ 子育て支援員の役割	① 対人援助の価値について理解する。 ② 子どもの最善の利益について理解する。 ③ 対人援助の倫理について理解する。 ④ 保護者・関係者・関係機関との連携・協力の必要性について理解する。 ⑤ 子育て支援員の役割について理解する。

＜本編の構成＞

最初に、序章として「何故、対人援助の価値と倫理を学ぶのか」という点を記載し、本論に入りやすくしました。

本論は、記述の内容を理解しやすくするため、最初に「ポイント」を記載し、その単元で学ぶべきことをイメージしやすくしました。

次に、その単元の内容を詳しく説明しました。記述の方法は、口語体を使い読者に訴える方法をとりました。硬い文章を読まされ続けて、読むのが嫌になることが無いようにするためです。

最後に、「子育て支援員へのステップ」として、その単元で、子育て支援員として是非とも理解しておいて欲しい内容をまとめました。

さらに、その単元に関して参考となる保育所保育指針等の関連する規定を掲載しました。保育所保育指針等は、子育て支援の基本となるものだからです。

このように、「ポイント」→「詳しい説明」→「子育て支援員へのステップ」の 3 段階方式で内容の理解が促進されるようにしました。

序章 何故、「対人援助の価値と倫理」を学ぶのか



＜ポイント＞
「対人援助の価値と倫理」を学ぶ理由は何か。

1 子育て支援員の仕事と「対人援助の価値と倫理」

子育て支援員は、地域型保育事業や地域子育て支援の各事業、放課後児童クラブ等の子育て支援に関する事業で仕事をします。

その業務は、主に子育てをしている大人・保護者や子どもたちの育ち（成長・発達）を支援する＜対人援助＞です。

子育て支援員の言動は支援（援助）対象者に大きな影響を与え、重要な個人情報などの秘密を知ることもあります。そのため、対人援助を行う子育て支援員の言動は十分に注意してなされる必要があります。

そのためには目指すべき価値観をしっかりと持って、ルールや規範などの倫理に基づいた行動をすることが求められます。ここに「対人援助の価値と倫理」を学ぶ必要性があります。

2 「対人援助の価値と倫理」で学ぶべきテーマ

それでは「対人援助の価値と倫理」で具体的にどんなテーマを学ぶのでしょうか。

テーマ	学ぶこと
利用者の尊厳の 遵守と利用者主体	子育て支援員は対人援助職として利用者の尊厳を遵守すること、すなわち、人種、性別、年齢、社会的立場、などによらず、 尊厳を遵守 することが求められます。 また自分の考えを押し付けず 利用者を主体として 対応することを学びます。
子どもの最善の 利益	「子どもの最善の利益」を考え仕事にあたるのが子育て支援員など子育ての対人援助職に携わる人間にとって最も重要なことです。「子どもの最善の利益」とは何か、その 理念の根拠 は何かについて学びます。
守秘義務・個人情報 の保護と苦情解決 の仕組み	保護者や子どもと接しているとプライバシーに関わることについての相談を受けたり、知ってしまったたりすることがあります。プライバシーの保護と 秘密保持 に努める必要がありますが、児童虐待など秘密保持が「子どもの最善の利益」に反する場合は例外です。それらについての考え方を学びます。 また、利用者の権利擁護を図りつつ、 苦情に対する解決方法 などについても学びます。
保護者・職場内・ 関係機関・地域 の人々との連携・ 協力	子どもの成長・発達のために子育て支援員は保護者との連携を図り協力していくことが必要です。また、一緒に働いている職場内の同僚とも連携し、 関係機関や地域の人々の連携・協力 を求めることが子育てを支援していく上で大切であることを学びます。
子育て支援員の 役割	子育て支援員は、子育て支援員研修の修了をもって認められている専門職です。そして、子育てをしている保護者や子どもにとっては子育て支援者です。したがって、子育ての「 専門職 」としての 使命と責任の重要性 を学ぶ必要があります。

第一章 利用者の尊厳の遵守と利用者主体



＜ポイント＞

子育て支援員が、子どもや保護者の尊厳を尊重し、支援するために求められる価値と倫理は何か。

1 利用者の尊厳と利用者主体

■ 対人援助者の行動規範（価値と倫理※）

子育て支援員は、子どもや保護者を主体として尊重し、支援することが重要です。

※**価値**とは大切にすべきこと、**倫理**は価値を実現する為に実践すべきことです。

この点、特に**バイステックの7原則**の「④受容の原則」と「⑥自己決定の原則」の考え方が参考になります。以下に説明します。

バイステックの7原則は**対人援助に関わる援助者の行動規範**として周知の原則です。「第六章 検討課題」の後に掲載しましたので一読してください。

■ 受容の原則→利用者の尊厳を守る

保育所保育指針解説書（第4章 1(1)ア）には、「保育士等には、一人ひとりの保護者を尊重しつつ、ありのままを受け止める**受容的態度**が求められる。」とあります。

受容とは、保護者のありのままを受け入れて、理解、尊重し保護者の理解を深めることです。このような考え方は子育て支援員として大切な**価値**のひとつです。

■ 自己決定の原則→利用者主体の考え方

また、保育所保育指針解説書（第4章 1(1)ア）には、「援助の過程においては、保育士等は保護者**自らが選択、決定**することを支援することが大切である。」ともあります。

これは、「**自己決定の原則**」が大切であることを示しています。

保護者など、利用者の支援をするためには、安心して話をするができる環境を保障すること、つまり、**プライバシーの保護や守秘義務**が前提となります。

プライバシーの保護や守秘義務は、子育て支援員に求められる**倫理**として重要です。

この点は、「**第三章 守秘義務・個人情報の保護と苦情解決の仕組み**」で説明します。

【関連規定】

【保育所保育指針：第4章1(1)ア】

保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域の家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを**受け止め**、相互の信頼関係を基本に、保護者の**自己決定を尊重**すること。

【保育指針解説：第4章 1(1)ア】

保育所における子育て支援に当たり、保育士等には、一人一人の保護者を尊重しつつ、ありのままを受け止める**受容的態度**が求められる。・・・(略)・・・また、援助の過程においては、保育士等は保護者**自らが選択、決定**していくことを支援することが大切である。



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、利用者である保護者の尊厳を尊重し、支援するためには、**一人ひとりの保護者を尊重**しつつ、ありのままを受け止める**受容的態度**が求められている。このような考え方は、子育て支援員としての**価値と倫理**として重要である。

第二章 子どもの最善の利益と不適切な保育



＜ポイント＞

「子どもの最善の利益」と「不適切な保育」は、それぞれどのようなことを意味するか。

1 子どもの最善の利益

■ 子育て支援員が最も優先すべきこと

子育て支援員が業務を行う時に最も心に留めるべき事は「**子どもの最善の利益**」を最優先するという事です。これは、子育て支援員に求められる価値と倫理として最も重要です。

子どもの成長・発達にとっての最善とは何かを常に考え、自分の行動に照らし合わせていかなければならない、ということです。

それでは「**子どもの最善の利益**」は、どのような法令に規定されているのでしょうか。

子どもの権利条約	1990年に発効された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」です。この条約は、理念として「 子どもの最善の利益 」を尊重することを明記しています。
児童福祉法	日本は1994年にこの条約に批准をしており、児童福祉法は、「 子どもの最善の利益 」を尊重することを明記しています（児童福祉法第2条第1項）。
こども基本法	2023年4月に施行された こども基本法 は、第3条4号に「 こどもの最善の利益 」について規定しています。

このように、「**子どもの最善の利益**」は、子どもの成長のために支援をする子育て支援員にとっては、全てにおいて優先されるもの、守るべき事項です。



■ 最善の利益の意味

それでは、子どもの最善の利益とはどのような意味でしょうか。この点、明確に規定しているものはないですが、保育指針解説の次の規定が参考になります。

【保育指針解説：第1章 1（1）】

……子どもの権利を象徴する言葉として国際社会等でも広く浸透しており、保護者を含む**大人の利益が優先されることへの牽制**や、**子どもの人権を尊重**することの重要性を表している。

【関連規定】

【児童の権利に関する条約：第3条第1項】

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の**最善の利益**が主として考慮されるものとする。

【児童福祉法：第2条第1項】

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に程度に応じて、その意見が尊重され、その**最善の利益**が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

【こども基本法：第3条第4号】

全てのこどもについて、その年齢及び発達に程度に応じて、その意見が尊重され、その**最善の利益**が優先して考慮されること。

2 不適切な保育

子どもの最善の利益と関連するものとして、「**不適切な保育**」があります。最近よくニュースで取り上げられています。この「**不適切な保育**」とはどのような保育でしょうか。

■ 関連規定

「不適切な保育」に関して、以下のような規定があります。

【保育所保育指針：第1章1(5)ア】

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の**人格**を尊重して保育を行わなければならない。

【保育所保育指針解説：第1章1(5)ア】

……子どもの発達や経験の個人差等にも留意し、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する心を育て、**子どもの人権に配慮**した保育となっているか、**常に全職員で確認**することが必要である。子どもに対する**体罰や言葉**の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、**子どもの人格を尊重**するとともに、子どもが**権利の主体**であるという**認識**をもって保育に当たらなければならない。……

■ 不適切な保育の具体例（参考）

下記は、社会福祉法人が運営するA県B市の認可保育園で、日常的に行われていた保育士3人による不適切な保育の事例です。（B市のHPに掲載。）

- ① ロッカーに入って泣いている園児の姿を携帯電話で撮影。
- ② 手足口病の症状のある園児の尻を、無理やりほかの園児に触らせる。
- ③ 棚に入った園児の足をつかんで引っ張り出し、宙づりにする。
- ④ あらかじめ遅刻の連絡があった園児に対し、腕を引っ張り「遅いんだよ」とどなる。
- ⑤ 寝かしつけた園児に対し、「ご臨終です」と何度も発言。
- ⑥ 泣かない園児に対し顔をたたき無理やり泣かせようとする。
- ⑦ 昼食時に園児をどなりつけ、ほおをつねる。
- ⑧ 丸めたゴザで園児の頭をたたく。
- ⑨ 園児を宙づりにしたあと、真暗な排せつ室に放置。
- ⑩ 園児の容姿をばかにした呼びかけ、暴言を浴びせる。
- ⑪ 園児の頭をバンダーでたたいて泣かせる。
- ⑫ 給食を食べない園児に対し、突然、後ろから頭をたたく。
- ⑬ 不適切な発言をして玩具が入っている倉庫に閉じ込める。
- ⑭ 園児にカッターナイフをみせて脅す。
- ⑮ 日常的に特定の園児をにらみつけて声を荒げ、ズボンを無理やりおろす。
- ⑯ 撮影した写真に不適切なコメント（くせ毛の園児を「クルクル君」、舌を出す園児を「ペロペロ君」など）を記し、1歳児担当保育士のLINEグループに投稿した。

下記は、社会福祉法人が運営するA県B自治体の認定こども保育園であった複数の保育士による不適切な保育の事例です。

（B自治体のHPに掲載。）

- 「はい、嫌われ者はここ」
「〇〇はあっち行ってもう」
「ねえ、来ないでこっちにもう」
「いい加減にして、帰りなさい。頭ギョウするよ」
「意味が分からん、ほんとヤバイこの人」
「もうめすつとはやめてくださいあなたほんとに」
「〇〇ちゃん入らないでほんと腹立つこの子」
「はい もう〇〇ちゃんもうごはんなし」
「うちはアンボンチンが多い」
「ねえーちょっと、ほんとこの子やだ」
「おやつなしよ」
「〇〇連行」
「ほんとに嫌だいつもこいつも」
「ほんと腹立つわー」



【厚生労働省HPより】



以上のような行為は、決して行ってはならないものです。

■ 同僚性

それでは、このような不適切な保育を防ぐにはどうしたらよいでしょうか。次の記載が参考になります。

【保育所保育指針解説：第1章1(5)ア】

……子どもの発達や経験の個人差等にも留意し、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重する心を育て、**子どもの人権に配慮**した保育となっているか、**常に全職員で確認**することが必要である。子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、**子どもの人格を尊重**するとともに、子どもが**権利の主体**であるという認識をもって保育に当たらなければならない。……

上記の解説の中の「**常に全職員で確認**する」という点が重要です。これがいわゆる同僚性です。

同僚性とは単に同じ職場で仕事をしているという関係に加えて、**同僚**が互いに支え合い、成長し、業務の質を高め合っていく関係という意味があります。

この**同僚性**を保育士にあてはめると、保育士はお互いの育成支援の実践に関心を持ち、日常的な対話を通して、保育力の向上を目指すという関係になります。この関係が強ければ、不適切な保育はお互いに注意し合うことで防止される可能性が高くなります。



■ 国の資料（ガイドライン）

不適切な保育を防ぐために、こども家庭庁は、令和5年5月「**保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン**」を公表しています。

これは、非常に重要な内容が記載されていますので、是非読んでおいてください。

以下のような、参考になる記載があります。

ただし、例えば、本人は**こどもへの親しみを表しているつもり**の行為で、振り返りの中で改善が図られていくべきものであっても、周囲の職員は見過ごしてしまったり少し気になりつつも指摘せずに済ませてしまったりする中で、それが繰り返されるうちに問題が深刻化し、不適切な保育や虐待等につながることを考えられることから、日々の保育実践の振り返り等の取組と、不適切な保育や虐待等への対応は密接に関連することにも留意が必要である。



【子育て支援員へのステップ】

「**子どもの最善の利益**」は、子どもの成長のために支援を行う子育て支援員として、最も重要な事項であり、最も優先されるべき事項である。

「**子どもの最善の利益**」を優先することにより、**子どもの人権や人格**が守られる。子どもの人権や人格を守らない（守れない）行為が「**不適切な保育**」につながる。

第三章 守秘義務・個人情報の保護と苦情解決の仕組み



＜ポイント＞

子育て支援員の倫理として、留意すべき内容は何か。

1 守秘義務・個人情報の保護の必要性和児童虐待における対応

■ 守秘義務遵守の必要性

子育て支援員は、日常的に保護者や子どもと接しているので、家庭環境や生活の形態・保護者の相談内容や就労状況などの個人情報やプライバシーに関わる内容を知りうる立場にいます。当然ですが、これらの情報には**守秘義務**が発生します。

守秘義務を守らずに、例えば保護者が相談した内容を、他人に話したりしては、保護者との信頼関係を形成することができず、子どもの成長の支援に対してよくない影響を及ぼします。

そのため、子育て支援員としては、業務において知りえた情報に対する**守秘義務**を負います。また、**個人情報の保護の重要性**を認識した上で日々の業務を行うことが大切です。

■ 守秘義務遵守からの例外事項

ただし、例外もあります。児童虐待が家庭などで疑われるなどの場合はどのようにすべきでしょうか。このような場合においては、「**子どもの最善の利益**」を守ることが優先されます。子どもが虐待をされることから守ることが優先されるので、子育て支援員は、その情報を施設の責任者（主任保育士・施設長等）に報告・相談することが必要です。

その結果関係機関（市町村）に通報することになっても**守秘義務違反**とはなりません。これは、子育て支援員の**倫理**として留意すべき内容です。

下記の保育指針が参考になります。

【保育所保育指針：第4章1（2） 子育て支援に関して留意すべき事項】

イ 子どもの**利益に反しない限り**において、保護者や子どものプライバシーを保護し、知りえた事柄の秘密を保持すること。

2 苦情解決の対策や方法について

■ 相談・苦情解決のための関係機関との連携

保育所等は、子どもの成長を支援し、保育することが主な業務です。さらに保護者からの相談や苦情も寄せられます。その内容によっては保育所だけで全てを解決することができるとは限りません。そのため、各地域に子どもの成長を支援する様々な専門機関等が存在します。

そこで、保育所等は、保護者からの相談や苦情に対して、各関係機関を紹介するなど十分な情報提供をすることが大切です。

■ 地域の他の専門施設・相談窓口

そのため、子育て支援員として、自身の近隣地域や市町村等にどのような専門施設や相談窓口等があるのか把握しておくことが重要です。

施設や相談窓口については、科目②の「**第二章 児童家庭福祉施策等の理解**」を参照してください。



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員の**倫理**として留意すべき内容は、**守秘義務**や**個人情報の保護**です。児童虐待が疑われる場合は、「**子どもの最善の利益**」を守ることが優先されるので、施設の責任者に報告する必要がある。

また、苦情等の解決には、関係機関との連携が大切である。

第四章 保護者・職場内・関係機関・地域の人々との連携・協力



＜ポイント＞

子育て支援員が、保護者・職場内・関係機関や地域の人々と連携することは、なぜ重要なのか。

1 保護者との連携や協力の意義

■ 保護者との連携・協力の必要性

子どもが過ごす時間は、子育て支援員等がいる施設（保育所等）などの時間も多ですが、それ以外の時間は家庭ですごします。家庭での過ごし方を把握することは保育する上で重要です。

保護者は、子育て支援員と同様に、子どもの成長を支援する（保護者としては子育てにあたる）という同一の目的があり、そのため保護者と連携し協力していくことが大切です。

■ 保護者との連携の方法

では、どのような方法で連携・協力することができるのでしょうか。

保護者とは、日常的には、子どもの送迎時においてコミュニケーションをとることが大切です。その他、連絡帳を活用することや面談をするなど様々な機会を利用し、コミュニケーションをとるようにすることが大切です。

一つの方法のみでコミュニケーションをとることでは不十分であり、送迎時の対話と連絡帳、保護者との面談など複数の手段をとることで、保護者と情報を共有し、協力して子育てをすることが重要です。



2 職場内や関係機関・地域の人々との連携・協力の必要性

■ 職場内での連携

子育て支援員として働いている職場内においても、子どもの成長を支援するために、個人情報やプライバシー等の守秘義務に反しない限り、子どもや保護者の情報を職場内で共有し、連携することが大切です。

どのような職業でもいえることですが、子育て支援員ひとりで行えることは限られており、職場の責任者や様々な専門職の方と連携しながら子育てを支援することが不可欠です。

■ 職場以外の関係機関との連携

また、職場内の連携・協力とともに、関係機関や地域の人々との連携・協力も重要です。

子育て支援員が働いている施設等は地域社会の一部であり、地域の資源の一部です。

そこで、関係機関との連携が必要であるとともに、地域の人々との連携も子育て支援をする上で大切です。

例えば、保育所において、地域の行事などに参加し交流を図ることは、子どもにとっても、地域の人々にとっても有意義です。

保育所保育指針においても明記されています。

【保育所保育指針：第4章1（2） 子育て支援に関して留意すべき事項】

ア 保護者に対する子育て支援における地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めること。



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援を一人で行うことは困難なので、保護者との連携・協力を行うことはもちろんのこと、職場内・関係機関・地域の人々との協力も必要である。

第五章 子育て支援員の役割



ポイント

子育て支援業務の中で、子育て支援員は、どのような役割を担うか。

1 子育て支援員の役割

子育て支援員制度については、平成 27 年度の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、子育て支援員研修を修了したものに対して、修了証というかたちで認めている制度です。

ただ、子育て支援員は、例えば小規模保育事業などに代表される保育事業において、保育士の補助・サポートという側面が強いものと思われがちです。

確かに、子育て支援員は、保育士などの「国家試験や指定保育士養成施設の修了をもって取得できる」ものとは異なり、研修の修了で認められています。

2 専門職としての使命と責任

しかし、保護者や子どもにとっては、「子育て支援員」「保育士」の区別はなく、同じ子育てを支援する人であり、子育て支援員も**重要な存在**といえます。

そのため、子育て支援員として働く際には専門職としての使命や責任を認識し、保育士などと、協力・連携しながら子育て支援を行なうことが大切です。

この点から子育て支援員は保育士等と同様の重要な役割を持っていることを認識する必要があります。

そしてこの重要性から、本研修を修了して、子育て支援員となった後でも、自己研鑽や研修の参加等でスキルアップさせていくことが重要です。



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、子育て支援に関し、**重要な役割**をもっているので、研修終了後も自己研鑽や研修への参加等で知識の**向上**や**研鑽**をすることが大切である。



第六章 検討課題



＜ポイント＞

子育て支援の最終的な目的をどのように考えるべきか。

子育て支援員は、子育てをしている保護者と子どもに様々な支援をすることが仕事です。支援の最終的な目的は子どもが健やかに成長・発達することです。その目的を達成するためには「**子どもの最善の利益**」を最優先し、どのような支援をするべきか、どのように支援していくべきかを考え、理解していくことが重要です。

そのためには子育て支援員として、**目指すべき姿を持つこと**が大切です。そのために**対人援助の価値と倫理観**をしっかりと持つことが必要です。

そして、子育て支援員としての役割を常に忘れず、保護者との連携・協力を心がけましょう。また、自分ひとりではなく、職場の同僚、上司、専門職、そして関係機関や地域社会とも連携・協力していくことが必要です。

子育ての支援の専門職としての自覚と責任をもち仕事に臨むことが重要です。

基本研修の科目⑤「対人援助の価値と倫理」は、この点から学習する必要があります。再度、テキストを復習してみましょう。



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、保護者、子どもとの関わりが主な仕事である。そのため、対人援助者としての**価値観・倫理観**を持つ必要がある。

また、保護者・職場内・関係機関や地域の方々との連携・協力ができるようにしておくことも重要である。

【検討課題】

- ① 皆さんの職場では保護者や子どもたちと接する際にどのようなルールや規則があるのでしょうか。それは「子どもの最善の利益」を守るための倫理に基づいているのでしょうか。
- ② 皆さんのお住まいの地域、職場の地域の子育て支援に関する施設（社会的資源）や相談窓口をどの程度ご存知でしょうか。改めて書き出してみましょう。また、それらは5年前と比べて種類や数は増えているのでしょうか。
- ③ 「子どもの最善の利益」とは具体的にどのように考えればいいのでしょうか。保護者の意見と自分の考えと相違があった場合、どのような行動をとればいいのか考えてみてください。

※ バイステックの7原則

対人援助者の基本的態度の原則として、「バイステックの7原則」といわれるものがあります。

アメリカの社会福祉学者バイステックが定義した相談援助技術の基本です。

対人援助にかかわる援助者の行動規範として世界的に非常に有名なものです。

高齢者福祉に際してよく使われますが、保護者支援（相談援助）に関しても非常に参考になります。

下記に7つの原則の概要を記載します。

① 個別化の原則	利用者を唯一無二の存在として捉え個々に応じた援助方法を用いるという原則。利用者が抱えている問題は、他者と似たような問題であっても利用者固有の問題で「 同じ問題は存在しない 」とする考え方。
② 意図的な感情表現の原則	利用者が感情をうまく表現できない場合、 自由に 感情を表現できるよう援助者が意図的に働きかけ、利用者が 自由に 感情表現を出来るよう工夫するという考え方。
③ 統制された情緒関与の原則	支援者は、利用者の感情的側面に同調はしても、支援者自身が利用者の感情に 呑み込まれない ように自らの感情を統制して接していくという考え方。
④ 受容の原則	利用者のあるがままを受け容れる。利用者の考え方等は、利用者自身の「 個性 」であるため「決して頭から否定せず、どうしてそういう考え方になるかを理解する」という考え方。
⑤ 非審判的態度の原則	支援者は法や道徳の審判者ではなく、利用者の理解者であり一方的に非難しないとする原則。支援者は利用者の行動や思考に対して「 善悪を判断しない 」とする考え方。
⑥ 自己決定の原則	利用者の自己決定を促し、尊重するという原則。自らの行動を 決定するのは利用者自身 であるとする考え方。
⑦ 秘密保持の原則	秘密を保持して信頼感を醸成するという原則。利用者の個人的な情報・プライバシーは 絶対に 漏らしてはならないとする考え方。 ※利用者の秘密を部外者（他機関の専門家等）と共有する必要がある場合は利用者にその必要性を説明し同意を得る必要がある。



1 基本研修

⑥児童虐待と社会的養護



<この科目で学ぶべきテーマ>

科目⑤では、**保育者**による児童虐待や不適切な保育を学びました。科目⑥では、**保護者**による児童虐待や不適切な保育を学びます。

最近の核家族化により、地域のネットワークが希薄になった現代において、保護者は、子育てをしていく中で、孤立し、追い詰められ虐待に至るようなこともあります。

そこで、科目⑥では、虐待に至る背景を踏まえ、その解決を支援する方法や、**社会全体で強力な子育て支援を行うシステムが重要であることを学びます。**

本編の内容と構成

＜本編の内容＞

本編は、「厚生労働省の子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日）に定められた子育て支援員研修事業実施要綱の別表 1 に定められた研修の内容等に準拠して作成しています。

子育て支援員研修は、子育て支援員という全国共通の資格を付与するための研修であるので、その内容は全国共通でなければならないからです。

基本研修 科目⑥「児童虐待と社会的養護」の内容等

科目名	区分	時間	内容	目的
⑥児童虐待と社会的養護	講義	60分	＜子育て支援(対人援助)＞を行うための援助原理の理解＞ ①児童虐待と影響 ②虐待の発見と通告 ③虐待を受けた子どもに見られる行動 ④子どもの権利を守る関わり ⑤社会的養護の現状	①児童虐待（家庭における配偶者等からの暴力（DV）を含む）とその影響（虐待を受けた子どもに見られる行動など）について理解する。 ②虐待を受けたと思われる子どもを発見した際の基本的な対応の概要について理解する。 ③子どもの権利擁護の基本的視点について理解する。 ④社会的養護の意義と現状の概要について理解する。 ⑤社会的養護を必要とする子どもや家庭の状況について理解する。

＜本編の構成＞

最初に、序章として「何故、児童虐待と社会的養護を学ぶのか」という点を記載し、本論に入りやすくしました。

本論は、記述の内容を理解しやすくするため、最初に「ポイント」を記載し、その単元で学ぶべきことをイメージしやすくしました。

次に、その単元の内容を詳しく説明しました。記述の方法は、口語体を使い読者に訴える方法をとりました。硬い文章を読まされ続けて、読むのが嫌になることがないようにするためです。

最後に、「子育て支援員へのステップ」として、その単元で、子育て支援員として是非とも理解しておいて欲しい内容をまとめました。

さらに、その単元に関して参考となる保育所保育指針等の関連する規定を掲載しました。保育所保育指針等は、子育て支援の基本となるものだからです。

このように、「ポイント」→「詳しい説明」→「子育て支援員へのステップ」の3段階方式で内容の理解が促進されるようにしました。

序章 何故、「児童虐待と社会的養護」を学ぶのか



＜ポイント＞

子育て支援員が「児童虐待と社会的養護」を学ぶ理由は何か。

1 子育て支援員の仕事と「児童虐待と社会的養護」

核家族化や地域とのネットワークの希薄化により、実際の育児でも、心理的にも孤独な育児を余儀なくさせられている保護者は少なくありません。

こうした状況の中で育児をしていく際に、追い詰められる保護者が出てくることが虐待に至る原因の一つとなっています。

虐待の背景として何らかの影響を及ぼしていることは多岐にわたりますが、虐待に至る背景を踏まえ、**その解決の支援をするとともに、社会全体で強力な子育て支援を行うシステムを構築することが必要です。**

この役割を担う者の中の一人が、子育て支援員です。

ここに子育て支援員が「児童虐待と社会的養護」を学ぶ必要性があります。

2 「児童虐待と社会的養護」で学ぶべきテーマ

それでは「児童虐待と社会的養護」では、どんなテーマを学ぶのでしょうか。

テーマ	学ぶこと
児童虐待の意義・内容とその影響	児童虐待とは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育放棄）、心理的虐待の4つに分類されます。ここでは、虐待に至る背景と虐待を受けた子どものその後の影響を学びます。
虐待の発見と通告	子育て支援員は、子どもと接触する場合、子どもの示す小さなサインを見逃さず、疑わしいこと、気になることがあれば、職場の責任者に報告し、さらには市町村や児童相談所等に通告し、支援につなぐことが重要であるということを学びます。
虐待を受けた子どもに見られる行動	虐待を受けた子どもは、対人行動の発達に影響を受けるといわれています。虐待を受けた子どもの具体的な行動と、虐待を受けた子どもとどう接していくかを学びます。
子どもの権利を守る関わり	子育て支援に関わる者は 子どもの権利を守り、その人格を尊重すること が求められています。虐待は子どもの権利の重大な侵害なので虐待を発見した時には、 速やかに対応 しなければならないことを学びます。
社会的養護の現状	児童虐待を受けた子どもは、児童養護施設等で生活することになる場合もあります。いわゆる 社会的養護 です。 社会的養護 は、社会全体で子どもを養育していくことです。ここでは、この社会的養護の概要及びその重要性について学びます。

「児童虐待と社会的養護」では主に以上のようなテーマを学んでいきます。

第一章 児童虐待と影響

＜ポイント＞

児童虐待は、どのような行為か。また、児童虐待は子どもにどのような影響を及ぼすか。

1 児童虐待とは何か

近年、児童虐待は増加を続け、社会問題として取り上げられるケースも増えてきています。児童虐待は、児童虐待防止法により定義が明確になっています。

【児童虐待防止法第2条（児童虐待の定義）】

この法律において、「児童虐待」とは、**保護者**（親権を行う者、未成年後見人その他のもので、児童を現に監護するものをいう。以下同じ）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

「次に掲げる行為」については以下の「2 子ども虐待の定義」で説明します。

2 子ども虐待の定義

一 身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

これは、例えば、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、首を絞める等です。一番発見されやすく、また死に直結しやすいものです。

1990年代初頭では虐待の通告の大半が身体的虐待でした。

二 性的虐待：児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること

これは、例えば、子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする等です。

家庭の中で発生するため、発見されにくく、子ども自身からも被害を訴えることが難しいものです。この点から正確な実態が把握されにくいものです。

三 ネグレクト（養育放棄）：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること

これは、例えば、十分な食事を与えない、家に閉じ込める、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない等です。

ただ、これは身体的虐待と違い、具体的に明確な行為ではないので、対応が難しいものです。それでも最近では通告件数が徐々に増加しています。

四 心理的虐待：児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

これは、例えば、言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなどの面前DV（配偶者による暴力）、他のきょうだいの目の前で他のきょうだいに虐待行為を行うこと等です。

親の言葉や態度によって発生する虐待であることから、他の虐待と比べても子どもが受けた心理的外傷がわかりにくくなっています。

3 児童虐待の現状

それでは、このような虐待は、どの程度行われているのでしょうか。

■ 虐待の現状

こども家庭庁が発表したデータ「令和5年度児童相談所での児童虐待相談対応件数」によると、

令和5年度の児童相談所の児童虐待の相談件数は225,509件で、内訳は心理的虐待が59.8%、身体的虐待が22.9%です。ただ、性的虐待、心理的虐待は表面に出ないことが多く、正確な実態把握は難しい状況です。

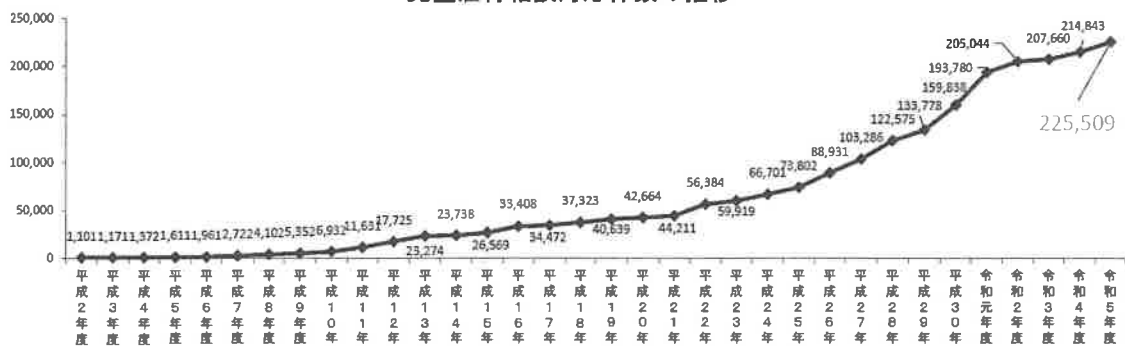
児童虐待の相談件数は、統計を取りはじめた1990年度から34年連続で過去最多を記録しました。

各地の児童相談所が、住民や警察などから通報や相談を受けて、児童の虐待と判断して対応した件数です。

■ 虐待への対応

虐待に対しては、早期発見、また児童相談所等の専門機関への通告、子どもの保護、親子関係の改善のための支援など、社会全体での対応が求められています。子育て支援員は、子どもや保護者と接する機会が多く、発見しやすい立場にいます。虐待への対応で重要な役割を果たします。

児童虐待相談対応件数の推移



（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509
対前年度比	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%	+5.0%

〔出典：こども家庭庁 令和5年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数 〕

4 虐待発生の原因

■ 虐待をする者の割合

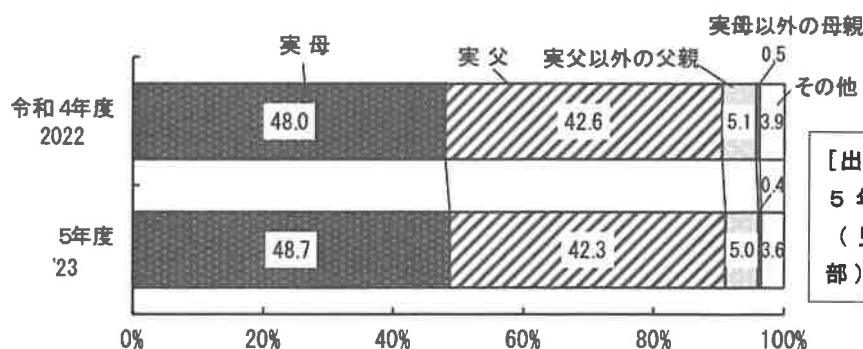
厚生労働省が発表したデータ「令和5年度の福祉行政報告例（児童福祉関係の一部）の概況」によると、令和5年度の児童相談所における児童虐待を行った者は、実母が48.0%、実父が42.6%、継父等が5.1%で、継母等が0.5%、その他が3.9%。虐待を受けた子どもは、3歳が最も多く6.4%で、1歳から7歳までが6%以上と比率が高くなっています。児童虐待を行った者の割合は、実母が48.0%と約半数を占めています。

【被虐待者の年齢別対応件数の年次推移】

(単位:件)

	令和3年度('21)		令和4年度('22)		令和5年度('23)		対前年度	
		構成割合(%)		構成割合(%)		構成割合(%)	増減数	増減率(%)
総数	207 660	100.0	214 843	100.0	225 509	100.0	10 666	5.0
0歳	11 791	5.7	12 479	5.8	12 445	5.5	(34)	(0.3)
1歳	13 593	6.5	13 281	6.2	13 457	6.0	176	1.3
2歳	13 368	6.4	13 566	6.3	13 599	6.0	33	0.2
3歳	14 035	6.8	13 849	6.4	14 423	6.4	574	4.1
4歳	13 142	6.3	13 555	6.3	13 806	6.1	251	1.9
5歳	12 785	6.2	12 941	6.0	13 764	6.1	823	6.4
6歳	12 653	6.1	13 187	6.1	13 552	6.0	365	2.8
7歳	12 382	6.0	12 858	6.0	13 846	6.1	988	7.7
8歳	11 954	5.8	12 529	5.8	13 358	5.9	829	6.6
9歳	11 837	5.7	12 280	5.7	13 401	5.9	1 121	9.1
10歳	11 784	5.7	12 190	5.7	12 927	5.7	737	6.0
11歳	11 548	5.6	11 963	5.6	12 968	5.8	1 005	8.4
12歳	11 430	5.5	12 068	5.6	12 723	5.6	655	5.4
13歳	11 255	5.4	11 753	5.5	12 395	5.5	642	5.5
14歳	10 231	4.9	11 057	5.1	11 419	5.1	362	3.3
15歳	8 671	4.2	9 395	4.4	10 054	4.5	659	7.0
16歳	7 361	3.5	8 065	3.8	8 957	4.0	892	11.1
17歳	6 572	3.2	6 946	3.2	7 455	3.3	509	7.3
18歳	1 268	0.6	881	0.4	960	0.4	79	9.0

※ 厚生労働省 令和3～5年度福祉行政報告例の概況をもとに作成



【出典：厚生労働省令和5年度福祉行政報告例（児童福祉関係の一部）の概況】

■ 児童虐待が発生する理由

なぜ「児童虐待」が発生し、それが次第に増加傾向を辿るのでしょうか。

【子育ての大変さ】

子育ては必ずしも平坦な道のりではありません。

初めての子どもであろうと、何人目かの子どもであろうと、それぞれの子ども資質には個人差があります。

保護者は子育てだけに限らず、生活者としての日常の仕事(家事や職業に伴う労働)もあります。その中で子どもを、それぞれの年齢や個性にあわせて育てていかなければなりません。

子育てには人手も必要であるし、スキルも必要です。

時に周囲からの育児上の助言も必要です。

【家族形態と地域との関係】

かつてのように、大きな家族の中で、祖父母やその他の親族が、育児をする母親と共に生活し、また近所の人々との交流が密だった時代には、育児は人の目の届く場で、周りの者の育児支援の下で行われました。

しかし最近では、小さい家族(核家族)と、地域とのネットワークが希薄で、実際の具体的子育てや心理的にも**孤独な育児**を余儀なくさせられている**保護者**は少なくありません。

【育児スキルの乏しさ】

また、**保護者自身**が小さな家族、少ないきょうだいの中で育ち、**育児スキルや子どもとのかかわり方の経験値が乏しい状況**にあります。

こうした状況で育児上につまずきがあれば、追い詰められる保護者が出てきます。ここから、虐待へつながることも考えられます。

この点から、周囲からの子育て支援の必要性が高まっています。

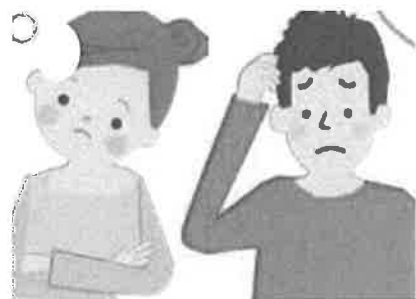
ここに子育て支援の重要性があり、子育て支援員の業務の重要性もあります。

■ その他の虐待の要因

虐待の背景として、何らかの影響を及ぼしていると推測されることは、多岐にわたります。家族や親族の中であって、その人間関係で悩みを抱える場合、仕事と家事の両立に悩む場合、家庭の経済的貧困、親自身の人格の未成熟、親自身が自立を果たしていない未成熟な場合など、他からの支援を必要としています。

児童虐待をなくすためには、虐待に至る背景を踏まえ、その解決にも手をさしのべるとともに、**社会全体で強力な子育て支援を行うシステムが必要**です。

このシステムは、現在形成の途中にあります。
子育て支援員制度もこの社会システムの一つです。



5 虐待が子どもに及ぼす影響

■ 虐待の影響

虐待は、子どもの**自己肯定感を低下**させるとともに、保護者の期待に応えられないという**無力感**を引き起こすことにより、子どもの心身の健康に影響を及ぼし健全な発達を損なうことにつながります。



■ 問題行動と虐待

窃盗や万引きなどの問題行動や不登校の背景に、虐待が関係している場合もあります。様々なケースの中には、虐待が潜んでいる場合もあり得るという認識を持つことが重要です。

また、虐待を原因とする問題と発達障害が疑われる子どもには、類似性がありますので、発達障害について理解を深めておくことも必要です。



【子育て支援員へのステップ】

児童虐待とは、**身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育放棄）、心理的虐待**の4つに分類される。性的虐待、心理的虐待は表面に出ないことが多く、正確な実態把握は難しい。

虐待を受けた子どもは、**自己肯定感を低下**させたり、**無力感**を生じさせたりして、**子どもの心身の健康に影響を及ぼし、健全な発達を損なうことにつながる。**

子育て支援員は、子どもの問題行動や不登校など様々なケースの中には虐待が潜んでいる場合もあり得るという認識を持つことが重要である。

第二章 虐待の発見と通告

＜ポイント＞

子育て支援員は、虐待を発見した場合どのような対応をすればよいか。

1 虐待を受けている子どもの早期発見と通告

■ 虐待を発見と通告

虐待を発見したら、その状況を継続させないことが重要です。そのため児童虐待を発見したら、迅速に市町村や児童相談所等に通告することが必要です。

しかし虐待の発見は容易ではなく、多くの人々の協力が必要です。**子育て支援員は**、子どもと接触する場合、子どもの示す小さなサインを見逃さず、疑わしいこと、気になることがあれば、職場の責任者や**専門職員に相談したり、必要に応じて市町村や児童相談所等に通告し、支援につなぐ**ことが重要です。

児童虐待の通告先としては、児童相談所や身近な市町村等があります。市町村の方が通告しやすいかも知れません。

子育て支援員等の保育者は、市町村の児童虐待通告の窓口はどこになっているか、調べておくといよいでしょう。

児童虐待防止法は、児童虐待の早期発見の努力義務、発見した場合の通告義務）を第5、条第6条で下記のように規定しています。

【児童虐待防止法第5条（児童虐待発見の努力義務）】

学校、児童福祉施設、病院（中略）その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、（中略）保健師、（中略）弁護士、（中略）その他**児童の福祉に職務上関係のある者**は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

※ 子育て支援員は、上記の**児童の福祉に職務上関係のある者**に該当する。

【児童虐待防止法第6条（児童虐待に係る通告義務）】

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

■ 虐待の発見

子育て支援員は、**子どもの示す小さなサイン**を見逃さないように子どもの様子を注意深く見る必要があります。こどものサインの例は下記のようなものです。

「表情が乏しかったり、元気がない」「友だちと一緒に遊ぼうとしない」

「顔や髪の毛、手足、口の中が不潔」「あざなど不自然な傷がある。」

保護者の場合は下記のようなものです。

「子どもとの関わりが少ない、冷たい態度」「叱り方が異常」

「子どもに対し全く放任している、また逆に密着し過ぎている」

「配偶者から暴力（DV）を受けた傷がある」

上記はあくまで一例であるので、子育て支援員としては、子どもや保護者を全体としてよく観察することが重要です。

■ 児童相談所への通告

国は、虐待を発見した場合の通告を促進するため、「189(いちはやく)」という児童相談所全国共通ダイヤルを設置しています。

子ども自身が保護者による虐待を他者に訴えることはまれで、虐待の発見には、子どもを見つめるアンテナをしっかりと張っておくことが必要です。



出典：こども家庭庁 HP より



■ 通告の義務と守秘義務

保護者の虐待等を市町村や児童相談所に通告することは、子育て支援員等の保育者からみれば、保護者等の守秘義務に反するとも考えられます。

ただ、これでは、虐待を受けている子どもを救うことはできないので、児童虐待防止法は、虐待が**疑われる場合**には通告の義務を課し、その場合は秘密保持義務に反しないとしました。そして、**疑われる場合**に通告義務を課しているのです。たとえ、実際に虐待が行われていなくても、処罰されることはありません。

【児童虐待防止法第6条（児童虐待に係る通告義務）】

- 1 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に**通告**しなければならない。
- 3 刑法の**秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定**は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

【児童虐待防止法第7条】

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該**通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない**。

上記は、児童虐待の通告をした場合、**誰が通告をしたかという秘密も守られる**という規定です。通告をしやすくしています。

■ チームでの対応

虐待の疑いのある子どもを発見した場合は、個人的判断だけで動かずに、関係者によるチームでの対応が重要です。保護者による虐待の問題は、保護者にとっても、保育者等の支援者にとっても非常に重要な問題です。

チームとして、どのように連携するか等はチーム内で協議し、最良の方法を探りながら行動することが望まれます。

この点から、一人で抱え込まず、責任ある立場の職員等に相談することは子育て支援員に求められる**最善の対応**です。

■ 子育て支援員の役割

子育て支援員は、虐待対応の専門職ではありません。ただ、子どもや保護者に接する機会が多くあり、保護者による虐待を発見する可能性があります。

そこで重要なのは、虐待等の疑いを感じた場合には、迅速に職場の責任者等に相談し、迅速な対応につなげることです。

ここで、重要なことは、「**虐待等の疑い**」を感じた場合は迅速に相談することです。一人で悩むことや抱え込むことは適切ではありません。迅速な対応につなげることに子育て支援員の存在意義があります。

なお、虐待の疑いがある場合、メモを取る場合があります。この場合、その保管に十分に注意する必要があります。その内容は、非常に重要な個人情報である可能性が高いからです。



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、虐待を発見した場合、疑わしいと思った場合は、職場の責任者や専門職員に相談したり、必要に応じて**市町村**や**児童相談所**等に通告し、**支援につなぐこと**が重要である。

したがって、市町村の児童虐待通告の窓口が、どこになっているか調べておくことも必要である。

第三章 虐待を受けた子どもに見られる行動

＜ポイント＞



虐待は、子どもにどのような影響を及ぼすか。

1 虐待が子どもに及ぼす影響

■ 虐待の子どもの発達への影響

虐待を受けた子どもの基本的特徴は**人に対する基本的信頼感**を身に付けていない点です。その結果周囲との関係が上手くいかず、不安定になります。

また具体的には、虐待の種類に応じ、下記のような傾向を持ちます

- ① 身体的虐待を受けた子どもは、トラブルを暴力で解決しようとする。
- ② 心理的虐待を受けた子どもは、無力感をもつ。
- ③ 性的虐待を受けた子どもは、必要以上に異性に近づく。
- ④ ネグレクトを受けた子どもは、身体的、知的発達面で問題が生じる。

■ レジリエンス(立ち直り力)

しかし一方で、すべての虐待をうけた子どもが上記のような状態に陥るわけではなく、過酷な環境にあっても、健全に発達していく子どももいます。

このような子どもの能力は「**レジリエンス**」(立ち直り力)と呼ばれて、虐待された子どものケアにおいて大事な概念です。虐待された子どもを養育する社会的養護では、養育者は「**レジリエンス**」が上手く発揮できるように支援します。

子どもは安全で、安心できる日常生活の中で、**大人と安定した信頼関係を築く**ことで「**レジリエンス**」(立ち直り力)が発揮されます。

2 虐待を受けた子どもへの対応

それでは大人(子育て支援員等)と安定した信頼関係が築けるようになるにはどのようにしたらいいのでしょうか。この点「**傾聴**」という考え方があります。

■ 傾聴

「**傾聴**」は、支援者・養育者が子どもと接する際に子どもに安心を与える態度です。支援の際の基本的な態度とされ、支援者は、あまり話をせず、相手の話すことばを全身で聴きとります。「私はあなたに関心を持っています」「あなたは私にとって大事な人です」と相手に伝える意味をもつ行為です。

それらは、スキルというよりも聞き手の態度そのものです。このような態度で子どもに関わることで、徐々に信頼関係が培われ、「**レジリエンス**」が発揮されるようになります。



【子育て支援員へのステップ】

虐待を受けた子どもは、人に対する信頼感が欠如する等の不適切な影響を受ける。ただ、このような影響も**大人と安定した信頼関係を築くことで「レジリエンス」(立ち直り力)**が発揮され、健全な発達に戻ることが可能になる。子育て支援員は、**子どもとの安定した信頼関係を築くことが重要で、そのための子どもへの対応として「傾聴」が重要である。**

第四章 子どもの権利を守る関わり

＜ポイント＞

（虐待等の関連で）子どもの権利を守るということの基本的視点は何か。

1 子どもの（虐待を受けない）人権を守るための法令上の根拠

■ 子どもの権利条約

子どもの権利条約は、第19条で子どもが保護者等から虐待を受けない権利を規定しています。

【子どもの権利条約：第19条】

1. 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

上記は直接的には、児童が保護者等から虐待を受けない権利を規定しています。これについては、子育て支援員は、子どもや保護者と接する機会が多く、保護者の虐待を知る可能性が多いことから、子どもを虐待から救い出す行動に出ること（職場の責任者への報告、市町村への通告等）が規定されているとも考えられます。

■ 児童虐待防止法

一方、児童虐待防止法では下記のように規定されています。

【児童虐待防止法：第1条（目的）】

この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、（中略）児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止（中略）、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

【児童虐待防止法：第5条（児童虐待発見の努力義務）】

学校、児童福祉施設、病院（中略）その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、（中略）保健師、（中略）弁護士、（中略）その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

※ 子育て支援員は、上記の児童の福祉に職務上関係のある者に該当する。

【児童虐待防止法：第6条（児童虐待に係る通告義務）】

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、保護者による子どもの虐待を発見しやすい立場にあることから、その場合には、迅速に子どもを虐待から救い出す行動（職場の責任者への報告、市町村への通告等）にすることが必要である。



第五章 社会的養護の現状

＜ポイント＞

社会的養護の意義は何か。また、実態はどうなっているか。

1 社会的養護の理念

■ 虐待を受けた子ども

虐待を受けた子どもの中には、もはやその保護者とは、生活することができない、というような場合もあります。

このような場合、児童養護施設に入所する場合もあります。

【児童福祉法：第41条】

児童養護施設は、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

このような制度を**社会的養護**といいます。

■ 社会的養護の意義

社会的養護とは、保護者がいない児童や保護者に監護させることが不適當であると認められる児童に、家族の替わりとなるような生活の場を社会の支え（公的責任）によって提供することをいいます。具体例としては児童養護施設、施設、乳児院、里親委託、母子生活支援施設等があります。

社会的養護の理念は、「**子どもの最善の利益のために**」「**社会全体で子どもを育む**」という点にあり、この理念に基づいて児童を社会の公的責任で保護・養育し子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障しています。

■ 児童福祉法と社会的養護

児童福祉法第1条では、「**全て児童は**、児童の権利に関する条約にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を**等しく保障される権利を有する**」とあり、また第2条3項は「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定されています。

このように、児童福祉法は、明文の規定はなくても、社会的養護を充実させていくことを前提として規定しています。

社会全体が子ども一人ひとりの幸せを願い、社会全体で養育していくことは、私たちの未来を創り出す上で非常に重要です。

このような社会的養護の果たす役割は、近年、益々大きくなっています。

2 社会的養護の現状

■ 社会的養護の現状

このような社会が用意した養育環境の体系が社会的養護ですが、乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設で養育する「**施設養護**」と、里親及びファミリーホームといった子どもを家庭環境の中で養育する「**家庭養護**」の2つに大別されます。

現在わが国では、「家庭養護の推進」として、社会的養護を必要とする子ども

■ 社会的養護を必要とする子ども

社会的養護においては、養育者は、虐待を受けた子どもの問題行動の背景に心の傷があるという理解に基づいて子どもの行動を理解する必要があります。

(出典)

※職員総数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（令和5年10月1日現在）

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

【出典：こども家庭庁 令和 7 年 3 月 社会的養育の推進に向けて】



【子育て支援員へのステップ】

社会的養護の実態は、「施設養護」と「家庭養護」に大別されるが、現在わが国では、「原則として里親委託を検討して優先すべきである」という方針が示されている。

第六章 検討課題



＜ポイント＞

子育て支援員として虐待とどう向き合うか。

1 子育て支援員として虐待とどう向き合うか

最近では地域とのネットワークが乏しく、心理的にも具体的育児でも孤独を余儀なくさせられ、育児上ではつまずきがあれば、追い詰められる親が出てきています。こうしたことが児童への虐待に至る原因の一つとなっています。

虐待に至る背景を踏まえ、**その解決を援助するとともに、社会全体で強力な子育て支援を行うシステムを再構成することが必要です。子育て支援員制度はその具体例の一つです。**

虐待の発見は容易ではなく、多くの人々の協力が必要です。子育て支援員は子どもと接触する場合、子どもの示す小さなサインを見逃さず、気になることがあれば、職場の責任者や専門的な職員に相談したり、必要に応じて市町村や児童相談所等に通告し、支援につなぐことが重要です。



【子育て支援員へのステップ】

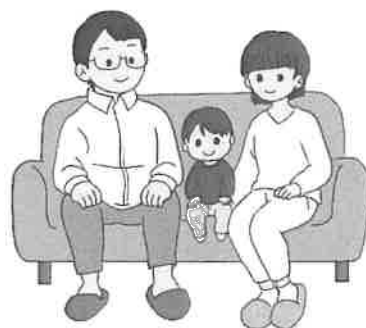
子育て支援員は、子どもの示す小さなサインを見逃さず、職場の責任者や専門的な職員に相談したり、必要に応じて市町村や児童相談所等に**通告し、支援につなぐ**ことが重要である。

【検討課題】

- ① 児童虐待の疑いがあった場合、皆さんはどのような行動をとるでしょうか。保護者に対して、子どもに対して、同僚に対しての行動を考えてみてください。
- ② 虐待が発見された場合、チームで動くことが推奨されています。皆さんが働く職場で、発見されてから通告するまでのルールを思い出す、あるいは考えてみてください。

1 基本研修

⑦子どもの障害



<この科目で学ぶべきテーマ>

子育て支援員には、障害のある子どもへの支援をしていく上で、特別扱いせず、「**一人の子ども**」として可能性を最大限発揮できるような援助姿勢が求められます。

科目⑦では、「子どもの生活」そのものに目を向け、生活しやすい環境を作る為に、**子ども、保護者とどう接していくべきか**、接していく中で、困難に当たった時の為に**地域にどのような制度やサービスがあるか**、について学びます。

本編の内容と構成

＜本編の内容＞

本編は、「厚生労働省の子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日）に定められた子育て支援員研修事業実施要綱の別表 1 に定められた研修の内容等に準拠して作成しています。

子育て支援員研修は、子育て支援員という全国共通の資格を付与するための研修であるので、その内容は全国共通でなければならないからです。

基本研修 科目⑦「子どもの障害」の内容等

科目名	区分	時間	内容	目的
⑦子どもの障害	講義	60分	<子育て支援(対人援助)を行うための援助原理の理解> ①障害の特性についての理解 ②障害の特性に応じた関わり方・専門機関との連携 ③障害児支援等の理解	①障害特性の概要について理解する。 ②障害児支援制度の概要について理解する。 ③障害特性に応じた関わり方や専門機関との連携の概要について理解する。 ④障害児支援等の現状について理解する。

＜本編の構成＞

最初に、序章として「何故、子どもの障害を学ぶのか」という点を記載し、本論に入りやすくしました。

本論は、記述の内容を理解しやすくするため、最初に「ポイント」を記載し、その単元で学ぶべきことをイメージしやすくしました。

次に、その単元の内容を詳しく説明しました。記述の方法は、口語体を使い読者に訴える方法をとりました。硬い文章を読まされ続けて、読むのが嫌になることがないようにするためです。

最後に、「子育て支援員へのステップ」として、その単元で、子育て支援員としては是非とも理解しておいて欲しい内容をまとめました。

さらに、その単元に関して参考となる保育所保育指針等の関連する規定を掲載しました。保育所保育指針等は、子育て支援の基本となるものだからです。

このように、「ポイント」→「詳しい説明」→「子育て支援員へのステップ」の3段階方式で内容の理解が促進されるようにしました。

序章 何故、「子どもの障害」を学ぶのか

＜ポイント＞

子育て支援員が「子どもの障害」を学ぶ理由とは何か。

1 子育て支援員の仕事と「子どもの障害」

子育て支援員にとって、支援の対象は子どもやその保護者です。その中には、障害のある子どもやその保護者もいます。このような子どもや保護者に対しては、障害のない子どもやその保護者とは異なった支援をする必要があります。

ただ、障害を特別視する支援は、適切ではありません。

そこで、どのように支援していくべきか、が問題になります。

ここに子育て支援員が「子どもの障害」を学ぶ必要性があるのです。

2 「子どもの障害」で学ぶべきテーマ

それでは「子どもの障害」では具体的にどんなテーマを学ぶのでしょうか。

テーマ	学ぶこと
障害の特性についての理解	障害のある子どもも「一人の子ども」であり、その支援に際しては、子どもの可能性が最大限発揮できるような援助姿勢が必要です。 障害のある子どもにとっての「障害」をその子どもの立場にたって理解し、一人ひとりに適した支援を考える事が子育て支援員として大切であることを学びます。
障害の特性に応じた関わり方・専門機関との連携	子育て支援員は、子どもの障害特性を理解することに加え、「子どもの生活」そのものにも、目を向ける必要があります。子どもの「障害特性」に応じた援助を行い、子どもの生活の質を向上させることが重要です。 また、専門機関との連携も必要なので、障害のある子どもの「療育」などの専門機関の支援サービスにどのようなものがあるか、を学びます。
障害児支援等の理解	子育て支援員が、保護者が前向きな気持ちで子育てに取り組めるように支援していく中で、大切にすべき事を学びます。 また、障害児支援の現状として子どもや家庭への療育支援を実施している関係機関の具体的な活動を学びさらに連携できるような関係を構築していくことが大切であることを学びます。

「子どもの障害」では、主に以上のようなテーマを学んでいきます。

第一章 障害の特性についての理解

＜ポイント＞

子育て支援員は、子どもの「**障害の特性**」をもとに、どう支援をしていくべきか。

1 障害の概念

■ 「障害」の意味

まず、「障害」の意味について考えてみます。障害というと目の不自由な方、知的な面での発達の遅い方等が思い浮かぶと思います。

ここではまず国語辞典や各法律の規定を確認します。

■ 国語辞典の記載

まず、国語辞典の障害の意味についてみましょう。

「障害とは、個人的な原因、**社会的環境**により、心や身体上の機能が十分に働かず、**活動に制限があること**（デジタル大辞泉）。」

障害の意味について心や身体上の機能が十分に働かないことに加えて、**社会環境**により**活動が制限される**という**社会参加的な面**からの記述があります。

それでは、障害者福祉関連の法律ではどのように記載されているのでしょうか。

■ 障害者基本法（第2条）の規定

【障害者基本法 第2条】

- ① 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び**社会的障壁**により継続的に日常生活又は**社会生活**に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- ② **社会的障壁**とは、障害がある者にとって**日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの**をいう。

ここでは、障害が、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）に分類され、それと**社会的障壁**により、継続的に日常生活又は**社会生活**に相当な制限を受ける、とされています。**社会生活**という観点があります。

■ 「障害」の考え方

社会的な面での制限、社会生活を営む上での障害とは、どのようなものでしょうか。これは、障害を生体の医学的な面（**医学モデル**）だけでなく、障害のある者の社会的活動の面からも検討し、この観点からも障害のない者と同様でない場合に障害がある（**社会モデル**）と考えるものです。

モデル	内容
医学モデル	障害を個人の問題ととらえ、その人に対して医療的な治療やケア、リハビリが必要とする考え方。→ただ医療ですべての障害が回復するわけではなく、長期間医療やリハビリを行っても今までの生活に戻れない場合もある。そこで、社会モデルの考え方が取り入れられた。
社会モデル	社会の中で自由に生きる条件が整っていないことが「障害」であり「 環境調整 」が必要だとする考え方。→（例）車椅子利用者が階段を上りやすくする為にスロープを作る。車椅子利用者がバスや電車を利用する際にスロープを用意する。さらにおおげさにいえば、子育て支援員研修で障害の科目を受講してもらう事も人的環境改善で社会モデルにつながる。

障害の「意味」ではなく**障害の「概念」**とは、障害をこのように捉えることをいいます。このように考えると障害のある者が社会活動を十分に行えるようにすることも障害者対策といえます。

社会モデルを具体化したものとして、平成 28 年 4 月 1 日より、障害者の社会活動を促進することを目標として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

「障害者差別解消法」の中で、「合理的配慮」という言葉が出てきますが、「合理的配慮」とは、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことをいいます。例えば、筆談等でコミュニケーションを取ることです。

下記に、内閣府の「障害者差別解消法」のリーフレットの一部分を掲載しましたので参照してください。障害を社会モデルからも考えています。



【内閣府HP 障害者差別解消法リーフレットより】

2 子どもの障害特性（身体障害、知的障害、精神障害）

次に、子どもの障害特性についてです。身体障害児、知的障害児、精神障害児の特徴と配慮すべき事項を記載しました。

■ 子どもの身体障害

身体障害の意味	身体障害とは、身体上の障害により、日常生活及び社会生活に不都合が生じている状況をいいます。具体的には、足が不自由で歩くことが困難になっていて、車椅子を使って移動しているような状況。
身体障害児の特徴	身体の動き、活動に困難があり様々な実体験をする機会が少ないので、例えば障害のない子どもと同じ場で、障害を考慮して遊ぶ機会を作る。
配慮すべき事項の例	上記のような機会を多くする工夫をする必要がある。

■ 子どもの知的障害

知的障害の意味	発達期（概ね 18 歳未満）までに生じた知的機能の障害により、認知能力や他人との意見の交換、社会生活、安全、仕事等の適応能力が、全般的に遅れた（他の同年齢の標準的な子どもより遅れた）状態にあり、日常生活において様々な不都合が生じている状況にあること。
知的障害児の特徴	・言葉の理解力の遅れがある。 ・記憶量が少ない。 ・一つの発達のステップを身に付けるのに時間がかかる。
配慮すべき事項の例	・言葉だけでなく身振りや絵・写真等を使って伝える。 ・ひとつずつ繰り返し覚えてもらう。 ・毎日繰り返しながら、段階的に覚えてもらう。

■ 子どもの精神障害

精神障害の意味	統合失調症、アルコール・薬物等の精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する状況。
精神障害児の特徴	・相手の話す内容がわからない。 ・集中力が続かない。
配慮すべき事項の例	・伝える事は、紙に書いたりして分かりやすく伝える。 ・休憩をとるようにする。

3 子どもの障害特性（発達障害）

発達障害とは、人が生きていくために必要な能力のいくつかがうまく伸びず、（じっとしてられない、こだわりが強い等）周囲との適応がうまくいかない（生活しづらいと感じている）場合をいいます。

この点を発達障害者支援法 2 条は、発達障害は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する**脳機能の障害**であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」とされています。

ここで、重要なのは、**脳機能の障害**、つまり**先天的**なものである、ということです。時に多動性がある子どもに対して、「親のしつけが悪い」といわれることがありますが、これは違います。

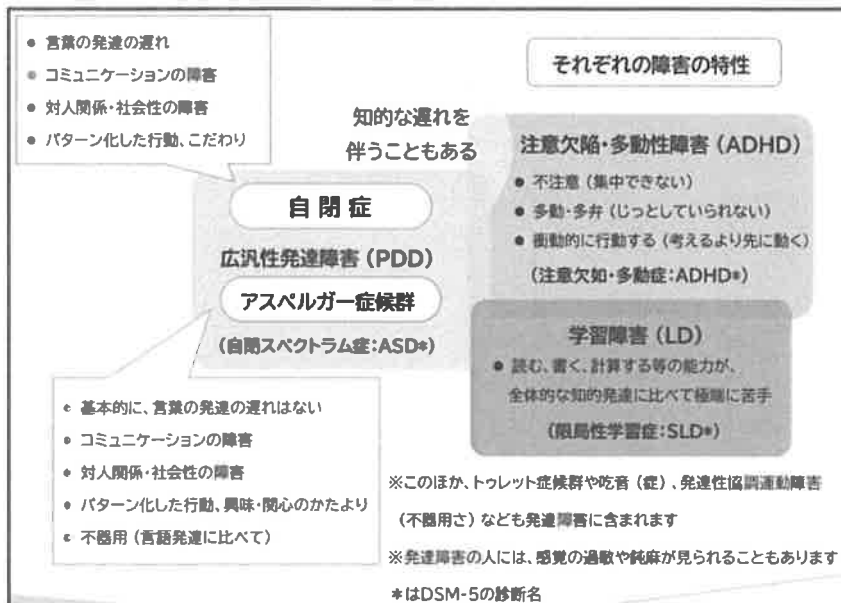
「発達障害」といわれる子どもへの対応をしていく為に、発達障害児の特徴を理解する必要があります。あくまで一例ですが発達障害児の特徴を下記に記載しました。

■ 発達障害児の特徴

発達障害児の特徴（一例です）	・生まれつきの脳の機能的な問題。 ・人が社会生活を行う上で必要とされる機能に発達の遅れと凸凹が見られる。 ・原則として成長に従い改善するが根本的に治るわけではない。 ・特性として残るが、社会で困らない程度になることを目標に支援する。
配慮すべき事項	・能力を伸ばすための療育等の支援が必要。 ・環境の整備等の適切な対応が必要。

■ 発達障害のまとめ

下記に国が作成している、代表的な発達障害に関する説明図を示します。発達障害の全体像をつかんでください。



【発達障害ナビポータル (国が提供する発達障害に特化したポータルサイト) より】

※ 発達障害の具体的診断名について

発達障害の具体的診断名については、下記のようにいわれることがありますが、これは、ほぼ同じ意味と考えてかまいません。

広汎性発達障害 → **自閉スペクトラム症**
注意欠陥多動性障害 → **注意欠如・多動症**
学習障害 → **限局性学習症**

上記、左側は発達障害者支援法によるものです。これは2004年に制定されたものです。

その後、発達障害の診断について、非常に権威のあるアメリカ精神医学会の精神障害の診断基準と統計マニュアル (DSM) が、2013年に改定されDSM-IVからDSM-5になりました。ここでの用語 (の日本語訳) が、上記右側のものです。

4 支援に際して障害をどう理解するのか

■ 問題行動の理解：問題行動と障害

障害があることは、特別なことと思われがちです。支援する者が「障害=不幸なこと、大変なこと」と考えているとすれば、その支援は子どもや保護者 (家庭) のニーズを的確に捉え、それに対応する姿勢にはなりにくくなってしまいます。

支援者が子どもを見るに際して、「障害のある」子どもと見るのか、障害のある「子ども」と見るのかでは、子どもたちへの支援者の援助姿勢は大きく変わってきます。

支援者は、障害がある前に一人の子どもであるという視線で見えるべきで、このような視線で、援助姿勢を考えるべきです。

援助姿勢は、支援者が障害というラベルやレッテルを貼って「〇〇障害だから問題行動がある」と考えれば、「〇〇障害」のために「問題行動」が引き起こさ

れるから、「問題行動」の原因は「〇〇障害」である（その障害を治療しなければならぬ）という考え方に結びついてしまいます。

この思考の流れは、子どもの行動そのものに目を向けにくくし、その子どもに合わせた対応や支援をできにくくします。

例えば、支援者が障害特性を理解せず不適切なかかわりをすることで、引き起こしている不適応行動を、「〇〇障害」が原因で「問題行動」が起きていると考えてしまいます。

支援者がこのような思考で支援を行うと、障害のある子どもは、子ども自身や抱えている困難やニーズを理解してもらえず、不適切なかかわり・支援がさらにより多くの「問題行動」を引き起こします。

■ 問題行動の理解：問題行動の見方

そもそも「問題行動」ということばも、だれから見た問題なのかを考えると、支援者や社会から見て問題であり、障害のある子どもが問題を起こしてやろうとして起こしている行動ではありません。

障害のある子どもにとって、支援者からみた「問題行動」は、ことばや他の手段でのやりとりやコミュニケーションが取りにくい子どもからの何らかの発信であり、それらの子どもからの発信をどのように捉え対応するかによって、支援者との関係形成が大きく変わっていきます。

いわゆる「問題行動」で、「障害がある」から起こるという理解からは、子どもと支援者の信頼関係は形成しにくく、いくら支援してもうまくいかないことが多くなってしまいます。ここに支援方法を検討する重要性が出てきます。

■ 問題行動の理解：氷山モデル

子どもの「問題行動」を海に浮かぶ氷山に例えると、海面に浮かんでいる部分を支援者の目に見える子どもの「問題行動」に例えることができます。

子どもの「問題行動」には、何かしら原因がありますが、原因が支援者の目に見えず、海面の下に隠れてしまっている場合があります。

子どもの「問題行動」とその原因を氷山で表したものを**氷山モデル**といいます。

右の図は、子どもの「問題行動」とその原因を例にした、「氷山モデル」です。



5 障害のある子どもとの支援の関係

■ 支援者の援助姿勢

支援に際しては、障害のある子どもも、障害のない子どもたちと同じように「**一人の子ども**」であり、子どもの意思や個性、発達の可能性を最大限発揮できるような支援者の援助姿勢、子どもや障害に対する知識や技術、環境への配慮などが求められています。

■ 特別な配慮・環境調整

子どもが育つことは、障害があるからといって何か特別なことがあるわけではありません。障害がある子どももいない子どもも「**子ども**」であることに何ら変わりはありません。

しかし、障害があるということは、障害がないより少しだけ「生活のしにくさ」や「困ったことを多くもつ」ことであり、その状態にあわせた特別な配慮が必要となります。

どのような障害においても、社会や地域の無理解や対応の不適切さは、子どもたちにとって困難な状況やトラブルを引き起こすことが増えることも意味します。つまり、子どもたちにとって持って生まれた力を最大限発揮できるような「環境調整」が重要となります。

それは、物理的な環境、人的な環境、社会的な環境などを整えることが必要ということになります。子育て支援員は、人的な環境の一つです。

障害者にとって有益な人的環境になるよう努力する必要があります。

■ 障害のある子どもとの共感的理解

保育者が子どもとかかわり、子ども自身を共感的に理解し、よりよい人間関係を育むことで、子どもが自発的に活動し、自己有用感（あるいは自己肯定感）をもって生活することができます。このような保育者との支援の関係は、障害があっても必要な環境です。

しかし、障害があることで「特別な配慮」が必要なこともしばしば見られます。

障害のある子どもにとっての「障害」は、その子ども自身にとってどのような意味を持つのか、どのような思いがあるのかを理解することも必要です。

子どもの立場に立って物事を見つめ捉えることで、その子どもの困難が見えることが往々にしてあるのです。

その意味で、第二章で示す障害特性に応じた関わり方を理解することも、一人ひとりにあった支援を考える上で大切な要素となります。

■ 法令の規定

障害者基本法 1 条では「**障害の有無によって分け隔てられることなく**」と規定し、放課後児童クラブ運営指針では「**平等の権利**」と規定し、障害者の平等の権利を保障しています。

また、一人ひとりにあった支援を考えることの重要性については、「保育所保育指針第 1 章 3 （2）キ」に記載されております。

【関連規定】

【障害者基本法1条】

この法律は全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が**障害の有無によって分け隔てられることなく**、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。



【放課後児童クラブ運営指針第3章2.(1)】

障害のあるこども（医療的ケアを必要とするこどもを含む）については、地域社会で生活する**平等の権利**の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、こども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のあるこどもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。

【保育所保育指針：第1章 3 保育の計画及び評価】

(2) 指導計画の作成

キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、子どもの「障害の特性」を理解する事に加えて、子どもを支援するに際して、「**障害がある前に一人の子どもである**」という視線で支援する事が大切である。



第二章 障害の特性に応じた関わり方・専門機関との連携

ポイント

障害のある子どもに対しては、「障害特性」に応じて、どのように関わればよいか。

1 障害特性と支援者のかかわり

■ 子どもの生活・環境に目を向ける必要性

一口に障害といっても、その種類や程度にはさまざまな状態があります。これらの程度や状態を詳細に調べることは、医学的治療の観点からは必要であるとしても、保育としての関わりで重要なのは、「**子どもの生活**」そのものに目を向けることです。

それは、同じ障害があり、その障害の程度や重さが同じであっても、その子どもの育ってきた環境や周りの支援者のかかわりによっては、子どもの示す状態像は大きく異なります。

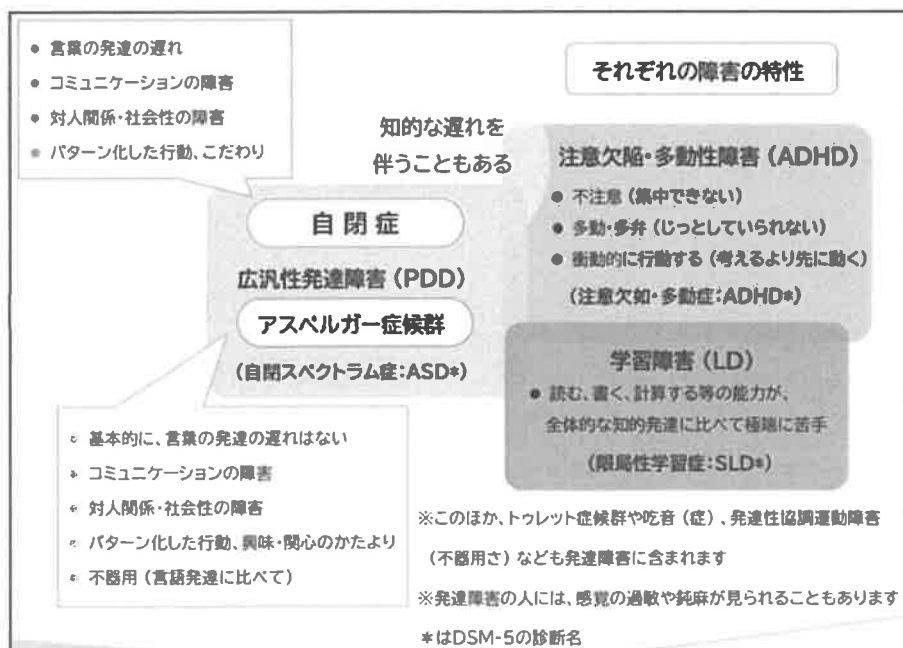
そこでは、障害があることから出現する行動や状態なのか、さらに環境との相互作用によって引き起こされている行動や状態なのかを見極めて対応することが求められます（医学モデルと社会モデル）。

つまり、障害特性（種類、程度、重さ等）を理解することは、子どもを理解するすべてではなく、保育を展開する上での一つのアセスメントに過ぎないのです。

この点から発達障害の特性を理解してください。

「発達障害」の障害特性については、第一章に掲載した、発達障害に関する図を以下に改めて示しますので、障害特性を再度確認してください。

（具体的診断名についての補足は第一章を参照してください）



【発達障害ナビポータル（国が提供する発達障害に特化したポータルサイト）より】

■ 障害の特性に応じた支援者の対応

【伝え方】

「発達障害」の子どもへの対応は、話せばわかってもらえる発達障害のない子どもへの対応と同様ではなく、困難な場合もあります。

このような場合の支援としては、構造化というものが考えられています。構造化とは、日常生活の場面等において、スケジュールを視覚的に提示したり、環境調整（勉強する場所やお昼寝をする場所を明確に分けること）をしたりすることで、「今、何をすべきか」、「次にどうなるのか」、「どのようにすればよいのか」を伝える支援法のことです。

一例としては、絵・写真・文字で分かりやすくスケジュールや手順を示し、スムーズに行動ができるように配慮することがあげられます。

また、発達障害の子どもは、自分の気持ちを上手く伝えられないこともあるので、カードによって自分の気持ちを表せるような工夫も重要です。

【例①】朝の支度の手順を絵で伝える 【例②】自分の気持ちを伝えるカード



朝の支度の手順の表示に



【言葉かけの留意点】

子どもは、否定的な言葉を言われ続けると、自己肯定感を失ったり、反発したりするので、肯定的な言葉や誉め言葉で伝えましょう

否定的な言葉	肯定的な言葉
片付けをしない子は悪い子だ	終わったなら片づけてほしい
廊下は、走らない	廊下は、歩いてね
何度言ったら分かるの	どうすればいいと思う
はやく用意して	用意できたら、〇〇できるよ
ちょっと待って	30 数えて

怒ることは少なくし誉めることを多くすると困った行動が少なくなります。

＜褒め言葉の例＞ありがとう、うれしい、かわいい、おにいさんだね、すごい、さすが、かっこいい。たすかった・・・など

＜工夫例＞授業中など黙って話を聞くべき時に、かってに発言してしまう子どもに対しては、「ちょっと待って」と言っても待つことができないことが多くあります。このような場合は、「30 数えて」「50 数えて」と具体的に話すと待つことができる場合があります。

※工夫例は、ネット上に多く掲載されています。検索して参考にしましょう。



2 子どもと家庭を守る制度やサービス（専門機関との連携）

障害のある子どもやその家庭へのサービスにはどのような専門機関があるかを検討します。

■ 保健センター（障害の発見）

障害の有無を広くスクリーニングすることが重要です。

市町村の保健センターなどで保健師や医師、心理士などが、妊娠中の母親への相談、妊産婦や乳幼児への健康診査などを実施しています。

障害が早くわかれば、その対応や支援を早くから開始することができ、障害の軽減や機能の補完などが効果的にできます。そのために、健診という形で子どもの心身の状態や、保護者の子育て状況や心理状態の把握などを目的として実施されています。

ここで、障害が発見されることもあります。

■ 障害児に対する専門機関（療育等の支援・サービス）

【サービスの種類】

実際に療育などの支援が必要になれば、児童福祉法に規定される児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所支援や、障害者総合支援法に規定されるホームヘルプサービスや日中一時支援、ショートステイなどのサービスを受けることができます。

児童発達支援、放課後等デイサービス等地域での生活を支えるための通所支援サービスの利用は「市町村」が窓口で、入所は「都道府県」が窓口です。

【利用手続】

児童発達支援等のサービスを受けるには、まず利用者（保護者）が、市町村窓口で支給申請を行います。その際、サービス等利用計画案を求められますので、指定障害児相談支援事業所等に配置されている相談支援専門員が作成する障害児支援利用計画（案）を提出します。

市町村で支給決定がなされると、改めて、相談支援専門員が作成する「障害児支援利用計画」によって支援が展開されていきます。

また、児童発達支援、放課後等デイサービス等の事業所においては、児童発達支援管理責任者の下、一人ひとりの子どものニーズに合わせた個別支援計画が立てられ、それに則って実際の療育や日常生活支援などが行われていきます。

サービス等利用計画や個別支援計画は、一定期間を経て、サービスの定期的なモニタリング、その結果に応じてプランや支援の見直しがなされ、よりよい支援となるように点検や評価がなされています。

【障害者手帳制度】

さらに、障害に応じた手帳の制度もあり、知的障害等には「療育手帳」、身体障害等には「身体障害者手帳」、精神障害（含発達障害）などには「精神障害者保健福祉手帳」が、判定機関の判定に応じて支給され、いくつかのサービスを受けることができます。

【その他】

また、特別児童扶養手当など障害のある子どもを育てている保護者に対して支給される手当の制度もあります。これらについては、福祉事務所における子どもや家庭の福祉を担当する課や児童相談所などの相談機関に相談することが可能です。

さらに、発達障害に関することは都道府県に設置されている発達障害者支援センターが相談に応じてくれる機関としてあります。

また、サービス等利用計画を作成する相談支援事業所や保健センターなどに必要に応じて相談をすることが可能です。

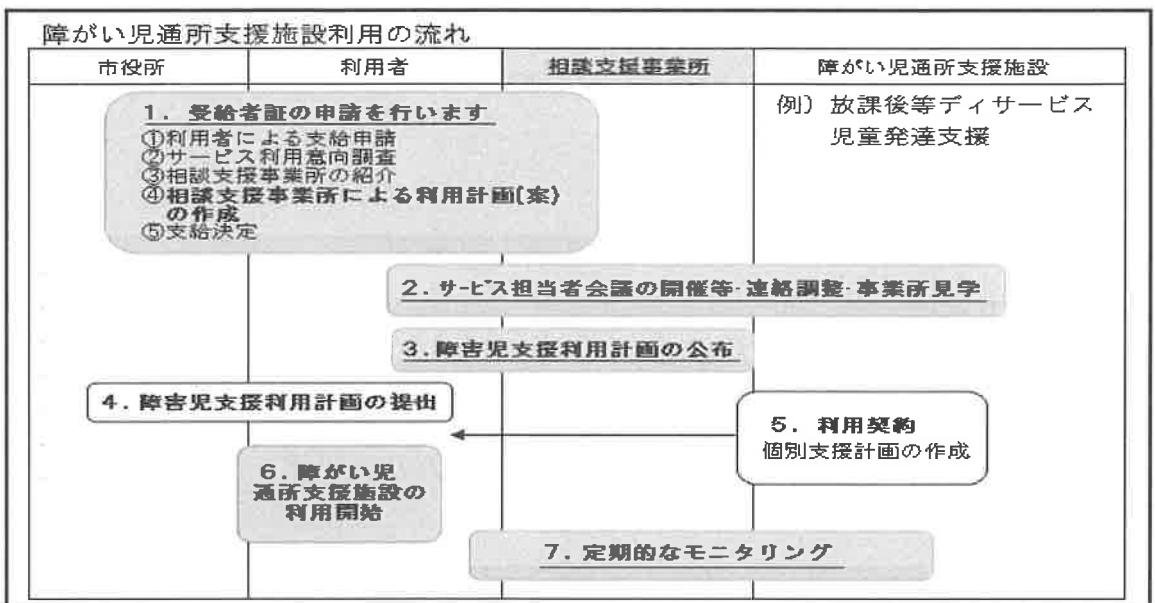
子育て支援員としては、近隣に障害児支援の療育やサービスを提供する専門機関として、具体的にどのようなものがあるか、インターネット等で検索して確認しておくことも重要です。

■ 障害児に対する専門機関のしくみ

「障害児通所支援施設利用の流れ」を下記に示しました。

また、「児童発達支援事業」、「放課後等デイサービス事業」、「保育所等訪問支援事業」、の概要も掲載しましたので参照してください。

【障害児通所支援施設利用の流れ】



【厚生労働省ホームページより】



【児童発達支援事業】

障害児支援の体系②～児童発達支援～

○対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

※通所給付決定を行うに際し、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村保健センター、児童相談所、保健所等の意見で可)。

○事業の概要

《サービス内容》

日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)

《事業の担い手》

①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う(地域の中核的な支援施設)

②それ以外の事業所

もつぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

○提供するサービス

児童発達支援

○身近な地域における通所支援

・発達障害、知的障害、聴覚、肢体不自由、重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援

《児童発達支援センター》

○左の機能に加え、地域支援を実施

○主な人員配置

- ・児童指導員及び保育士 4:1以上
- ・児童指導員 1人以上 保育士1人以上
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

《児童発達支援センター以外》

○主な人員配置

- ・児童指導員又は保育士 10:2以上
(令和5年3月31日までは障害福祉サービス従事者を人員配置に含めることが可能)
- ・児童発達支援管理責任者 1人以上

39

出典：こども家庭庁 「障害児支援施策について」より

■ 放課後等デイサービス

障害児支援の体系③～放課後等デイサービス～

○事業の概要

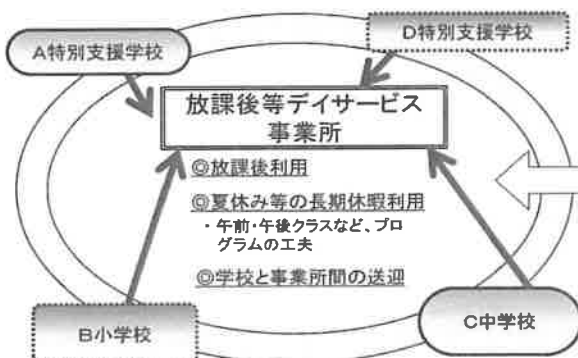
- ・学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

○対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
(※引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○利用定員

10人以上



○提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

40

出典：こども家庭庁 「障害児支援施策について」より

■ 保育所等訪問支援

障害児支援の体系⑤～保育所等訪問支援～

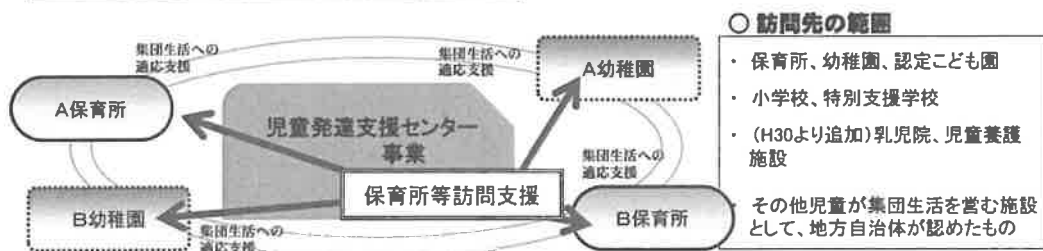
○事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
 ＊「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
 ＊発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
 ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

42

出典：こども家庭庁 「障害児支援施策について」より



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、障害のある子どもに対し、子どもの「障害特性」に応じて、子どものわかるやり方で、具体的に行なってほしいことを伝えることが大切である。

また、近隣にある障害児支援のサービスを提供する専門機関を確認しておくことも大切である。



第三章 障害児支援等の理解



＜ポイント＞

保護者が前向きな気持ちで子育てに取り組めるようにする為に、どう支援していくか。

1 障害のある子どもの保護者の支援

■ 家族への支援

子どもにとってはじめて出会う人や社会は「家族」です。そして、子どもにとって子育て環境は育ちを左右する大きな要因でもあります。

子育て支援員には、子どもが初めて出会う家族という環境をどのように支えることが求められるのでしょうか。

■ 子どもに障害があることを知った時

特に、自分の子どもに障害があることがわかった時の保護者の受けるショックは計り知れないものです。

ある母親は、医師から子どもの診断を受けたとき「もう普通には生きられないのですね」と言って泣き崩れたり、また、ある保護者はいくつもの病院をまわり障害はないと言ってくれるところを探したりと、その状況を把握し、受け入れることが非常に困難なことが多いです。

■ 障害の告知とその後のフォローアップ

また、多くの保護者と障害のある子どもの乳幼児期の話をすると、障害をどのように誰からどんなふうに告知されたか、そのあとのフォローアップがどのようなになされたかによって、当事者の語りは大きく違ってきます。

その当時、無理解な専門職に嫌なことを言われた事を、否定的な経験として記憶している場合と、ショックではあったが様々な人の支えの中で頑張ろうと思えた比較的肯定的な経験として残っている場合があります。

子育て支援員には、障害の告知とそれにとまなう相談のプロセスが、保護者にとって否定的な経験としてではなく、肯定的な経験として受けとめられるよう、子育てを一緒に支える専門職として対応していただきたいのです。そのためには、どうしたらよいのでしょうか。

■ 支援者として：親の気持ちを受け止める

一つは、保護者の気持ちを受けとめることが大切です。

保護者には、なぜ自分の子に障害があるのか、どうして自分の子どもなのか、自分が悪いことをしたのか、何か妊娠中に原因があるのか、本当は診断は間違っているのではないかなど様々な感情が渦巻いています。

そこで、一つひとつの保護者の思いを聴き、受けとめ、寄り添うことが必要です。悲嘆に暮れてばかりではだめだとか、現実に向き合うしかない、などと言われても、その力が不足している状態なのです。少しずつ子どもと向き合い、子どもが育つことが喜ばしい体験となるよう支える人が必要です。それは、身近な家族であったり、出会った支援者だったりするのです。

このような子育て支援員になってほしいものです。

■ 支援者として：子どもの育ちを伝える

子どもの状態をどのように伝えるかも重要です。

日中はケンカばかりだったとか、ご飯を食べなかったとか、片付けができな



ったなどマイナス行動ばかりを報告していたら、保護者は支援者と一緒に子どもを育てているという実感がもてません。育て方が悪いとか、障害があるから受け入れてもらえないのかなど不信感をいだきがちです。

できないことだけでなく、子どもが育っているという喜びを分かち合えるよう、子どもの行動や言葉を伝えていくことが必要となります。

■ 支援者として：前向きな伝え方

また、できないことやマイナス面を伝えるにも、これができない、あれができないと言うだけでなく、こうしたらできるようになるかもしれないと言うことや、できないけれど〇〇ちゃんは頑張っていたよ、など、頑張りを褒めるなどマイナスの中にプラス面が見いだせるような伝え方が有効です。

ぜひ、保護者が子育てを楽しみ、前向きに取り組めるような状態となるよう、支援者として家族や子育てを支える視点を忘れないようにしていくことが必要です。

2 障害児の利用可能な支援の体系

■ 家族との関わり

乳幼児期の障害のある子どもと家族とのかかわりは、支援者のかかわり方次第で、わが子の障害を保護者がどのように理解し、受け止めていくかが変わります。

保護者からすれば、乳幼児期の健診等ではじめて「障害があること」を告げられ、そのことに対してどのように受け止め、考えたらよいか分からない状態からの出発です。

その状態から、さまざまな専門職との相談や当事者会（障害のある子どもをもつ親の会）等での活動を通じて子どもの状態を理解し、少しずつ前向きに子どもと向き合うようになっていくのです。

子育て支援員も、子どもの障害を知った保護者が、前向きに子どもと向き合うようになっていくように支援していく必要があります。

■ 障害児が利用可能な支援の体系

次頁に、障害のある子どもが利用することが可能なサービスを記載します。参考にしてください。



【障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援）】

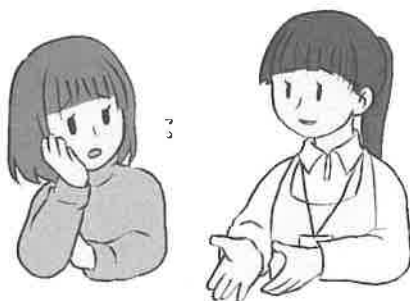
サービス内容		
障害児通所系	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う
障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う
	保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う
	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う
相談支援系	計画相談支援	【サービス利用支援】 - サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 - 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 - サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） - 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨
	障害児相談支援	【障害児利用援助】 - 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 - 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】

出典：こども家庭庁「障害児支援施策について」より抜粋



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、障害のある子どもの様子を保護者に伝える際は、保護者が**前向きな気持ち**で子育てに取り組めるようにする為に、マイナスの中にもプラス面を見出せるような伝え方が重要である。



第四章 検討課題



＜ポイント＞

子育て支援員は、障害のある子どもの支援をどう考えるべきか。

子どもの支援は、子どもの悪いところや「問題行動」ばかりに視点が向きがちになります。障害があることを、不幸なこと・大変なことにとらえるのではなく、障害がある前に、一人の人間である、子どもであるという支援者の視線がその援助姿勢を変えていきます。

「子どもの生活」そのものに目を向け、子どもにとって生活しやすい環境をつくり、保護者が子育てに前向きな気持ちで取り組めるよう支援していく必要があります。その為に関係機関との連携も必要です。



【子育て支援員へのステップ】

子育て支援員は、「子どもの生活」そのものに目を向け、子どもにとって**生活しやすい環境**、保護者が子育てに**前向きに取り組める**よう支援していく必要がある。

【検討課題】

皆さんの回り（住んでいるところ、あるいは勤務しているところ）には、障害児やその保護者を支援する専門機関としてどのようなものがありますか。

- ① 今、どのようなものが頭に浮かびますか。
- ② あとで、自治体のホームページ等で調べてみましょう。



1 基本研修

⑧総合演習



<この科目で学ぶべきテーマ>

この科目を学ぶ目的は、子育て支援の現場において
子育て支援員の役割を果たすことができるようになることです。

この科目で学ぶ、子育て支援員に関する検討事例の
検討課題について自ら考え、各グループの発表と講師のコメントを聞き、**子育て支援に関する考え方**を理解し、業務に活かしましょう。

第一章 ⑧総合演習の目的

1 目的

基本研修の一つの科目である「⑧総合演習」の目的は、保育現場で、子育て支援員の役割を果たすことができるようになることです。

保育現場で実際に起こりうる**検討事例**をもとに、各グループの発表者が、**検討課題**についてグループ内でまとめた意見を発表します。発表内容について、講師がコメントしますので、受講者は、検討課題の考え方を理解し、子育て支援員の業務に活かしましょう。

2（標準的）進行（例）

【例：出席予定者 50 名 グループ 8 グループ】

- 一 使用する教材
テキスト（検討事例と検討課題を書くためのカード）
- 二 着席
指定されたグループごとに座る。
- 三 講師による説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 分
 - ・使用する教材の確認。
 - ・総合演習の趣旨の説明をする。
 - （一定の事例をグループで検討して、今後の子育て支援の業務に役立てる。科目①～⑦の振り返りと応用であること等を説明する。）
- 四 グループごとに各自自己紹介とリーダー（司会者と発表者）の選定・・ 3 分
 - ・各自自己紹介をして、リーダー（司会者と発表者）の選定をグループごと話し合いで決めていただくようにする。
- 五 グループごとに事例の検討をする・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 分
 - ・検討課題について、各自が自分の意見を個人記入用の枠（P123）に書いて、それを出し合い、話し合う。
 - 各出席者が考える時間が 5 分 話し合い 10 分
 - ・リーダーにまとめてもらう。（回答は、複数になることもある。）
- 六 各グループのリーダーに発表してもらう・・・・・・・・・・ 約 40 分
 - ・グループの発表ごとに、講師がコメントする。
 - 発表とコメントで、1 グループ・・ 約 5 分
 - 8 グループで・・・・・・・・・・ 約 40 分

全体 60 分

【検討事例】

次のケースを読み、XさんとYさんのとるべき対応について考えてください。

下記のケースは4月中旬頃のできごとです。

□□市の△△認可保育園に通う〇〇君は、現在、2歳児クラスにいる（ただ、4月生まれのためすでに3歳になっている）。〇〇君は、今年の4月に関西地方のA県B市にあるC認可保育園から転入してきている。理由は、父親が、勤務する会社の都合でA県の本社から□□市の支社に転勤したためである。

〇〇君のクラスで保育を担当している子育て支援員であるXさんは、最近〇〇君の言葉の理解の遅れを感じるようになった。

その原因は、〇〇君は、3歳になるが、自分で使える言葉が非常に少なく、かろうじて「ワンワン」「いや」等のカタコトの言葉がいえるだけで、「はなきれい」などの2語文は話さない。また、「マンマほしい？」と2語文を話しかけても、理解しているかどうか分からない。理解していないように思われる。

Xさんは、保育所で働くようになって2年目になったばかりである。少し不安になったので、保育士として10年の経験があるYさんに相談した。

Yさんは、Xさんと一緒に、〇〇君の児童票や〇〇君の母親との面談記録を調べたが、特に〇〇君の言葉の遅れなどについての記載はなく、又専門機関の診断を受けたというような報告もない。

そこで、YさんとXさんは、〇〇君の母親の様子を、しばらくの間、注意深く観察してみることにした。

すると、〇〇君の母親は、いつも疲れている様子であった。Xさんは、〇〇君の送迎時に母親に「だいぶお疲れの様子ですね」と声をかけたところ、「仕事で忙しいから」と、そっけない返事であった。特にXさんやYさんなどの保育士と目を合わすこともなく、保育所の職員とも話したくないようであった。

XさんやYさんは、〇〇君の言葉の遅れの問題について、母親と話をする必要はない、と思い、ある日の夕方、〇〇君のお迎えの時に勇気をもって、「〇〇君のことで少しお話をしたい」と声をかけた。母親は、めんどろなような顔をしたが、一応承諾したので、面談室へ入っていただき、3人で話をはじめようとした。

「〇〇さん」とXさんが声をかけたのをきっかけに、〇〇君の母親はいきなり号泣しはじめた。XさんはYさんと共に、母親をなだめ、話を聴くと、

「父親は、仕事人間で朝早く、夜も遅いので、〇〇君の子育てについて相談することもできず、また、□□市内には、親戚も友人もなく、また近所の方との付き合いもないので、孤立して育児をしている。また、新しい仕事にも慣れず、非常に疲れている。

帰宅してからは、家事と〇〇君とその弟（1歳）の世話で疲れ果て、〇〇君が泣いたりすると、泣き声に耐えられず布団をかけてクローゼットに閉じ込めたり、口の中に無理やり食べ物を押し込んで、泣き声が聞こえないようにしている」とのことであった。

このような場合のXさんとYさんのとるべき対応について考えてください。

【検討課題】

この事例において、保護者に対して相談対応をする場合、子育て支援員として、大事にしなければならないことは何だと考えますか。最も大事にすべきと考えることを2つほど書いてください。また、してはいけない、と考えることを2つほど書いてください。

＜母親と家族の状況＞

〇〇君の母親は、近隣のスーパーで働いている。ただ、引っ越してきたばかりで、近隣にも、職場にも親しい友人はいない。近くに親戚もいない。

【〇〇君の家族構成】

父親：仕事人間で朝早く夜も遅いので、育児の手伝いはしない。

弟：現在1歳、保育園に通っている。〇〇君と同様、母親が育児をしている。

祖父：すでに死亡している

祖母：現在75歳、遠方に住んでいて、〇〇君の育児のサポートは不可能である。



【検討課題】 ご自分の意見・考えを、この紙に自由にお書きください。

【最も大事にすべきと考えること】

①

②

【してはいけないこと】

①

②

【検討課題】 ご自分の意見・考えを、この紙に自由にお書きください。

【最も大事にすべきと考えること】

①

②

【してはいけないこと】

①

②

検討に際して役立つ理論、倫理綱領等

1 コミュニケーション技法

保護者に対する相談援助に際しては、信頼関係、そしてそれを構築する伝え合いが重要です。この伝え合いは、いわゆるコミュニケーションです。

これにより、保護者を理解していくことになります。保護者支援は、このコミュニケーションの適否で決まるといっても過言ではありません。

このコミュニケーションの質を上げる技法として重要といわれているのは「**傾聴**」と「**共感**」です。

1 傾聴

■ 漢字としての「傾聴」の理解

「**聴**」という字は、**耳**を**十四回**、**心**を**傾**けてきくことを意味しています。これで、傾聴の意味のイメージは掴めると思います。

■ コミュニケーション技法としての「傾聴」の理解

今度は、相談援助の世界で言われている、コミュニケーション技法としての「**傾聴**」の意味について考えます。

傾聴とは、相談援助対象者（例えば、相談に来た保護者等）の語ることに耳を傾け、真剣に聴き、深いレベルで相手を理解し信頼関係を構築する**スキル**のことをいいます。対象者の語ることを真剣に聴くことは、当然といえば当然なのですが、傾聴という場合には、「**真剣に聴いている**」ということを対象者に伝えることも含んでいます。

まず、話を始める際に、「よく来てくれました。今日は〇〇さんとお話しできてうれしいです。」とひとこと言って、真剣に聴く意思を表明し、話の最中は、適切な「うなずき」（**肯定的な態度**）や「相づち（例：たしかに、なるほど、）」（**肯定的な言葉**）などにより、「**聴いている姿勢**」を表現することも重要です。

人は他者からの承認欲求を持っているので、このような肯定的な態度や言葉は、援助対象者の承認欲求を満たし、心を開き、コミュニケーションは促進されます。

いわゆる「聞き上手」になることです。

また、相談援助者（子育て支援員等）は、質問（例：それは具体的にはどのようなことですか？）や促し（例：そこのところ詳しく教えてください。）などによりより話をしやすい状態を作り、話を引き出しながら聴くことも傾聴のスキルとして重要です。これを能動的傾聴（積極的傾聴）といいます。

これに対して先に説明した、「**聴いている姿勢**」を表現することを受動的傾聴といいます。

「**傾聴**」されているということが相談に来た保護者に理解されれば、保護者は、相談援助者を信頼して、心を開いて話をするようになり、ひいては、保護者をよく理解することができるようになります。

ここで、重要なことは、自分の意見を言いたくなる場合もあると思いますが、これは抑えて辛抱強く、聴くことです（急いではいけません）。やってはいけないことは、否定する（これはあまり無いかも知れません）、アドバイスする、説得することなどです。陥りやすいことですので、注意する必要があります。

■ 自身の相談援助時の確認

保護者との相談援助に際して、皆さんは、傾聴を意識して、コミュニケーションをとっているでしょうか。抽象的には意識していても、具体的行動には出ていないかも知れません。今後は、保護者との相談に際して、この「**傾聴**」の意義を具体的に意識して、コミュニケーションをとってみてはいかがでしょうか。

2 共感（共感的理解）

■ 共感の国語辞典的意味

共感とは、他人の体験する感情や心的状態、あるいは人の主張などを、自分も全く同じように感じたり理解したりすること。同感。（広辞苑 第七版）というような意味です。これでイメージは掴めると思います。

■ コミュニケーション技法としての「共感」の理解

相談援助の世界でいわれているコミュニケーション技法としての「**共感**」の意味について考えます。

共感とは、対象者（相談に来た人）の感情を援助者自身の感情において理解することをいいます。単に理論的に理解するのではなく、対象者の抱える葛藤・混乱・喜び・悲しみ・苦しみなどの感情を、**自身の感情として**理解する、理解しようとするのです。但し飲み込まれてはいけません。冷静である必要があります。

この場合も、それを援助対象者に伝えることが重要です。（例：それは〇〇のような悲しみでしょうか）。共感を示すことにより、対象者は「自分のことを理解してくれている。」と実感することができ、信頼関係の構築がスムーズになったり、情緒的混乱から解放される（自分の問題点を明確に理解できるようになる。）などのメリットがあります。

■ 自身の相談援助時の確認

保護者との相談援助に際して、皆さんは共感を意識して、コミュニケーションをとっているでしょうか。積極的には、意識していないかもしれません。今後は、保護者との相談に際して、この「**共感**」の意義を具体的に意識して、コミュニケーションをとってみてはいかがでしょうか。



2 バイステックの7原則

対人援助者の基本的態度の原則として、「バイステックの7原則」といわれるものがあります。

アメリカの社会福祉学者バイステックが定義した相談援助技術の基本です。

対人援助にかかわる援助者の行動規範として世界的に非常に有名なものです。

高齢者福祉に際してよく使われますが、保護者支援（相談援助）に関しても非常に参考になります。

下記に7つの原則の概要を記載します。

① 個別化の原則	利用者を唯一無二の存在として捉え個々に応じた援助方法を用いるという原則。利用者が抱えている問題は、他者と似たような問題であっても利用者固有の問題で「 同じ問題は存在しない 」とする考え方。
② 意図的な感情表現の原則	利用者が感情をうまく表現できない場合、 自由に 感情を表現できるよう援助者が意図的に働きかけ、利用者が 自由に 感情表現を出来るよう工夫するという考え方。
③ 統制された情緒関与の原則	支援者は、利用者の感情的側面に同調はしても、支援者自身が利用者の感情に 呑み込まれない ように自らの感情を統制して接していくという考え方。
④ 受容の原則	利用者のあるがままを受け容れる。利用者の考え方等は、利用者自身の「 個性 」であるため「決して頭から否定せず、どうしてそういう考え方になるかを理解する」という考え方。
⑤ 非審判的態度の原則	支援者は法や道德の審判者ではなく、利用者の理解者であり一方的に非難しないとする原則。支援者は利用者の行動や思考に対して「 善悪を判断しない 」とする考え方。
⑥ 自己決定の原則	利用者の自己決定を促し尊重するという原則。自らの行動を 決定するのは利用者自身 であるとする考え方。
⑦ 秘密保持の原則	秘密を保持して信頼感を醸成するという原則。利用者の個人的な情報・プライバシーは 絶対に 漏らしてはならないとする考え方。 ※利用者の秘密を部外者（他機関の専門家等）と共有する必要がある場合は利用者にその必要性を説明し同意を得る必要がある。



全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

1. (子どもの最善の利益の尊重)

私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

2. (子どもの発達保障)

私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

3. (保護者との協力)

私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

4. (プライバシーの保護)

私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

5. (チームワークと自己評価)

私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。

また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

6. (利用者の代弁)

私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

7. (地域の子育て支援)

私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

8. (専門職としての責務)

私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会
全国保育士会

放課後児童指導員の倫理綱領

私たちは、児童館・放課後児童クラブが、児童福祉法の理念を地域社会の中で具現化する児童福祉施設・事業であることを明言する。

私たちは、児童館・放課後児童クラブの仕事が、地域における子どもの最善の利益を守る援助者として専門的資質を要する職業となることを強く希求する。

そのため、私たちはここに倫理綱領を定め、豊かな人間性と専門性を保持・向上することに努め、専門職者の自覚と誇りをもってその職責をまっとうすることを宣言する。

1. 私たちは、子どもの安心・安全を守って、その最善の利益を図り、児童福祉の増進に努めます。
2. 私たちは、子どもの人権を尊重し個性に配慮して、一人ひとりの支援を行います。
3. 私たちは、身体的・精神的苦痛を与える行為から子どもを守ります。
4. 私たちは、保護者に子どもの様子を客観的かつ継続的に伝え、保護者の気持ちに寄り添って、信頼関係を築くように努めます。
5. 私たちは、地域の健全育成に携わる人々・関係機関と連携を図り、信頼関係を築くように努めます。
6. 私たちは、事業にかかわる個人情報適切に保護(管理)し、守秘義務を果たします。
7. 私たちは、子どもの福祉増進のために必要な情報を公開し、説明責任を果たします。
8. 私たちは、互いの資質を向上させるために協力して研さんに努め、建設的に職務を進めます。
9. 私たちは、地域において子育ての支援に携わる大人として人間性と専門性の向上に努め、子どもたちの見本となることを目指します。

平成25年12月15日

全国児童厚生員研究協議会



